

第3章 災害応急対策計画

第1節 避難行動計画

(防災統括室等)

災害発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は連絡調整を密にし、避難勧告等の発令や住民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う必要がある。

第1 避難勧告等の発令

1 実施機関

避難準備・高齢者等避難開始の情報提供、避難勧告及び避難指示（緊急）の実施責任者は次のとおりである。

市町村長は法第60条に基づき、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、避難の勧告等を行う。

なお知事は、市町村が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施する。

	実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
避難準備・高齢者等避難開始	市町村長	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき	・住民に対する避難準備 ・災害時要援護者等に対する避難行動の開始	災害対策基本法第56条	災害全般
避難勧告	市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	・立退きの勧告(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内安全確保(垂直避難等)の勧告	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害の発生により、市町村がその全部分又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・立退きの勧告(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内安全確保(垂直避難等)の勧告	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示(緊急)	市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内安全確保(垂直避難等)の指示	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害の発生により、市町村がその全部分又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内安全確保(垂直避難等)の指示	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったとき	・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内安全確保(垂直避難等)の指示	災害対策基本法第61条	災害全般
		人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいらないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水

2 避難勧告等の発令

市町村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準に則って、避難勧告等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。

県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。また、県は市町村長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

災害の種類によって以下の事項に留意する。

・水害

被害が広範囲に及ぶことがあることから、避難に必要なリードタイムを考慮して、浸水が想定される区域に速やかに発令する。

・土砂災害

受け取った住民が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるよう、土砂災害メッシュ情報などを基にできるだけ対象範囲を絞り込んで発令する。

県及び気象台等は、河川水位情報や土砂災害警戒情報、気象予警報等、避難勧告等の判断に際して参照すべき情報を市町村に提供するとともに、状況に応じて注意を喚起する。また、市町村から避難勧告等に関する助言を求められた場合は、市町村に対し必要な助言を行うようにする。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の内容

避難勧告等を実施する者は、次の事項を明示して行うよう努めるものとする。

- ① 避難対象地域
- ② 避難場所
- ③ 避難経路
- ④ 避難の理由
- ⑤ 避難時の注意事項
- ⑥ その他必要事項

(2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達

- ① 避難勧告等を発令したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達するものとする。伝達手段としては、防災行政無線の屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ等可能な限り多様な伝達手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う必要がある。
- ② 伝達の際は災害時要援護者及び避難支援関係者に迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。避難準備・高齢者等避難開始の伝達にあたっては、避難に時間のかかる要援護者とその支援関係者に避難を開始することを確実に伝達する。
- ③ 市町村長は、避難勧告等の伝達にあたっては、事前に例文を作成してわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。
- ④ 避難勧告等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」を恐れず、判断基準に基づき避難勧告等を発令する。
- ⑤ 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難勧告等を発令する等、臨機応変に対応する。

(3) 屋内での待避等の安全確保措置

市町村長は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、近隣のより安全な建物への緊急的退避や屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下、「屋内安全確保」という。）を指示することができる。

3 報告等

(1) 市町村長は、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令し、又は屋内安全確保を指示したときは、その旨を速やかに県に報告する。警察官が避難の指示や屋内安全確保の指示を行い、その旨を市町村長に報告してきたときも同様の扱いとする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。

- ① 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、屋内安全確保の種類
- ② 発令時刻
- ③ 対象地域
- ④ 対象世帯数及び人員
- ⑤ その他必要事項

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

(2) 県、警察本部、市町村及び自衛隊は、避難の勧告等をしたときは、その内容を相互に連絡する。

第2 住民に求める避難行動

1 土砂災害

- (1) 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、自らの意思で行動するようにする。
- (2) 土砂災害時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- (3) 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- (4) 指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難等の安全確保措置をとる。小規模な斜面崩壊（崖崩れ）が想定される区域では、屋内安全確保が有効な場合もあるが、土石流が想定される区域においては、自宅の2階以上に移動しても土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、屋内安全確保をとらないようにする。
- (5) 雨が収まってもすぐに帰宅しないようにする。
- (6) 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
- (7) 土砂災害警戒区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意するようにする。

2 水害

- (1) 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、自らの意思で行動するようにする。
- (2) 洪水・内水氾濫時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- (3) 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- (4) 指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難や、やむを得ない場合には屋内でもより安全な上階へ移動する屋内安全確保をとる。

- (5) 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
- (6) 浸水想定区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意するようにする。

第3 警戒区域の設定

1 実施機関

警戒区域の設定権者は次のとおりである。

なお知事は、市町村が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第63条第1項の規程により実施すべき応急措置の全部又は一部を代わりに実施する。

設定権者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
知事	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災害対策基本法第63条	災害全般
警察官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、大36条	水害を除く 災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害
自衛官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
消防職員 又は 消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、大36条	水害を除く 災害全般
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害

2 警戒区域の設定

(1) 設定

警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そこで、市町村長が警戒区域の設定するにあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することで行う。

また、市町村と警察が連携して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(2) 周知

避難勧告等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

(3) 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には市町村長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、市町村職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

(4) 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難勧告等の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

第2節 避難生活計画

(防災統括室等)

避難所は地域の支援拠点としての機能を有するものである。県及び市町村は、平時からの取組を活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。

第1 避難所の設置

1 避難所の開設

市町村は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

さらに、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、市町村の職員を避難所に派遣する。

2 避難所の追加開設

市町村は、事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合など必要があれば、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができる。追加開設をした避難所についても、良好な生活環境を確保するよう努める。

3 民間の施設の利用

県及び市町村は、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

4 避難所が不足した場合の対応

上記対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。

第2 県への報告

市町村は、避難所を開設した場合には、次の事項についてすみやかに県に報告する。

1 避難所開設の日時及び場所

2 避難所名、避難世帯数及び避難者数

第3 避難所の運営

1 留意事項

市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

(1) 避難者による自主的な運営

(2) 避難所の運営における女性の参画

- (3) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮
- (4) 災害時要援護者等配慮を必要とする方のニーズ
- (5) 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する

2 各段階における主な取組事項

各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。

(1) 初動期

初動期とは、災害発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。

- ① 避難所建物の設備の点検
電気や水道などのライフラインや、トイレ等の避難所生活に必要な設備の使用可否を点検する。
- ② 広報
避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。
- ③ 避難者の受入、名簿作成
避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。名簿は車中泊や在宅の被災者などにもできるだけ登録してもらう。

(2) 展開期

展開期とは、災害発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。

- ① 自主的な管理運営体制の確立
自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性の参画を求め、多様な年齢層の意見を反映できるようにする。
- ② 食料、物資に関する事
迅速かつ公平な提供を心がける。
- ③ 災害時要援護者に関する事
(ア)避難所内の災害時要援護者の把握に努め、災害時要援護者の避難支援プラン個別計画を用いて災害時要援護者の避難所生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に災害時要援護者等配慮を必要とする人専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。
(イ)視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。
- ④ 衛生に関する事
(ア)仮設トイレの速やかな設置に努める。
(イ)食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。
(ウ)保健師による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。
(エ)ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。
- ⑤ その他
(ア)医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。

(イ)男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保に努める。

(ウ)暑さ寒さ対策に努める。

(3) 安定期

安定期とは、地震発生後3週間目程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。この期間における取組は以下のとおりである。

① 食料、物資に関すること

避難所で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。

② 災害時要援護者に関すること

必要に応じてホテルや旅館等民間の施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるように努める。

③ 衛生に関すること

(ア)食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。

(イ)保健師による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。

(4) 撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期であり、避難所の解消を目指し、避難所施設の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。

避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難所解消を図る。

3 県の取り組み

県は、ボランティアの協力等を通して、保健・衛生面、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

第4 在宅被災者等への支援

市町村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために市町村は、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

第5 車中泊者への対応

市町村は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

(1) 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）

- (2) 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）
- (3) 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

第3節 災害時要援護者の支援計画

(防災統括室、健康福祉部)

市町村においては、避難が必要な災害の発生が想定される場合には、災害時要援護者への避難支援対策と対応した避難準備情報を発令するとともに、迅速・確実な避難勧告等の伝達体制を整備する。また、災害時要援護者の安全確保については、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」等に基づき、市町村の防災担当部門と福祉担当部門が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実に努める。

第1 災害時要援護者の避難支援

県は、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」において、誰にもわかりやすい効果的な避難情報の提供方法に係る指針を示すなど、市町村と連携して、災害時における災害時要援護者の安全確保に努めてきた。さらに、平成25年度には「災害時要援護者避難支援の手引き」を作成した。市町村においては、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」及び「災害時要援護者避難支援の手引き」を踏まえて整理した個別支援計画等に基づき、速やかに避難情報伝達、避難誘導、避難生活を支援する。

第2 災害時要援護者への支援

1 情報伝達、避難誘導等

災害時要援護者については、避難行動要支援者名簿や個別支援計画等に基づき避難支援者による情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

高齢者、障害者等の災害時要援護者については、その状態や特性に応じた適切な情報提供、避難誘導を行うとともに、避難確認を行うこと。

2 避難所到着後の対応

県及び市町村は、災害時要援護者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握し、災害時要援護者に配慮した運営に努めることとする。避難所における災害時要援護者用相談窓口の設置や災害時要援護者支援への理解促進に留意するものとする。また併せて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送っている者も支援の対象とする。

市町村は、避難生活の長期化が予測されるなど、必要に応じて高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮した福祉避難所を設置する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な災害時要援護者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な災害時要援護者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

3 医療等の体制

県は市町村と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

4 生活用品・食料等の確保

市町村は、乳幼児・高齢者等でそしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやオムツなどの生活必需品を現物備蓄するなど、供給できるように配慮する。

また、高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するように努める。

5 福祉機器等の確保

市町村は、災害時要援護者が避難所等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。

6 応急仮設住宅

災害により住宅を失い、又は破損等のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障害者等の単身世帯及び高齢者や障害者等を含む世帯に対する住宅対策は、おおむね次により行う。

(1) 県は、応急仮設住宅を建設する際、その配置計画、建物構造及び付帯設備は次の事項に留意する。

- ① 住宅の連戸数及び住棟の配置は、住戸間の遮音やコミュニティ確保に配慮した計画とする。また、必要により集会所を設置する。
- ② 従前居住地のコミュニティに配慮した住宅配置とする。
- ③ 建物内の段差の解消若しくは低床化、手すりの設置等
- ④ 低層浴槽、高低調整型炊事設備、障害者用トイレの設置等
- ⑤ 寒冷地仕様など地域の特性を踏まえた応急仮設住宅の設置

(2) 市町村は、応急仮設住宅の入居者の決定等の際には、次の事項を留意する。

- ① 高齢者や障害者等の優先入居
- ② 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
- ③ 入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

(詳細については「第3章第4節 住宅応急対策計画」参照)

第4節 住宅応急対策計画

(まちづくり推進局)

大規模災害等により避難生活を余儀なくされた被災者に対する応急仮設住宅、公営住宅、民間応急借上げ住宅等の確保・供給計画を示す。

第1 趣旨

災害によって住家が全壊・全焼等により避難生活を余儀なくされた世帯に対し、災害協定に基づく各種団体等の協力を得て応急仮設住宅を供給する（市町村の要請を受けて実施）。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮する。

（詳細については「第3章第3節 災害時要援護者の支援計画」参照）

第2 応急仮設住宅の確保

1 応急仮設住宅の設置主体

県は、災害救助法が適用され、応急仮設住宅の建設が必要であると判断した場合、広域的な協定やあらかじめ協定している一般社団法人プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」等に基づき、応急仮設住宅を建設する。

また、木造応急仮設住宅及び「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき、民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の設置も検討する。

なお、災害救助法が適用されない場合において、市町村が応急仮設住宅を設置する場合は、必要に応じて県が支援する。

（資料編「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」参照）

2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置

(1) 建設場所等

応急仮設住宅の建設場所は、市町村が県と協議の上確保するものとし、県は、原則として、市町村からの要請により建設場所、戸数、規模、着工期日等について一般社団法人プレハブ建築協会と調整を行う。この際、大規模災害時等は行政区域を越えた避難が発生する可能性も踏まえ、県は必要に応じて近隣の市町村に対して建設場所の確保を要請できるものとする。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として、県が市町村に委任して選定する。ただし、広域避難に対応する場合には、県が被災市町村の協力を得ながら実施するものとする。

選定にあたっては、高齢者や障害者等の優先的に入居が必要な者に対する配慮を行うこととする。

第3 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年3月31日厚生省告示第144号）に基づき応急修理を実施する。ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。

なお、災害救助法が適用されない場合は、市町村が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

（資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照）

第4 公営住宅の特例使用

県及び市町村は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。

第5 関係団体等との連携による民間賃貸住宅等の応急借上げ住宅の紹介

県は、被災者の健全な住生活の早期確保のため、関係団体の協力を得て民間賃貸住宅等の空家等利用可能な既存住宅を応急借上げ住宅として紹介に努める。

第5節 活動体制計画

(防災統括室等)

県は、平成23年紀伊半島大水害の経験をふまえ、各部局さらには現場の判断で即時の対応を的確に行えるよう、「分権・分担」の視点に立った体制を整備する。また、台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時は、災害対策本部の前段階として災害警戒本部を設置し、警戒に当たることとする。県災害対策本部設置時には、災害時緊急連絡員を被災市町村に派遣し、迅速・的確な情報収集に努める。

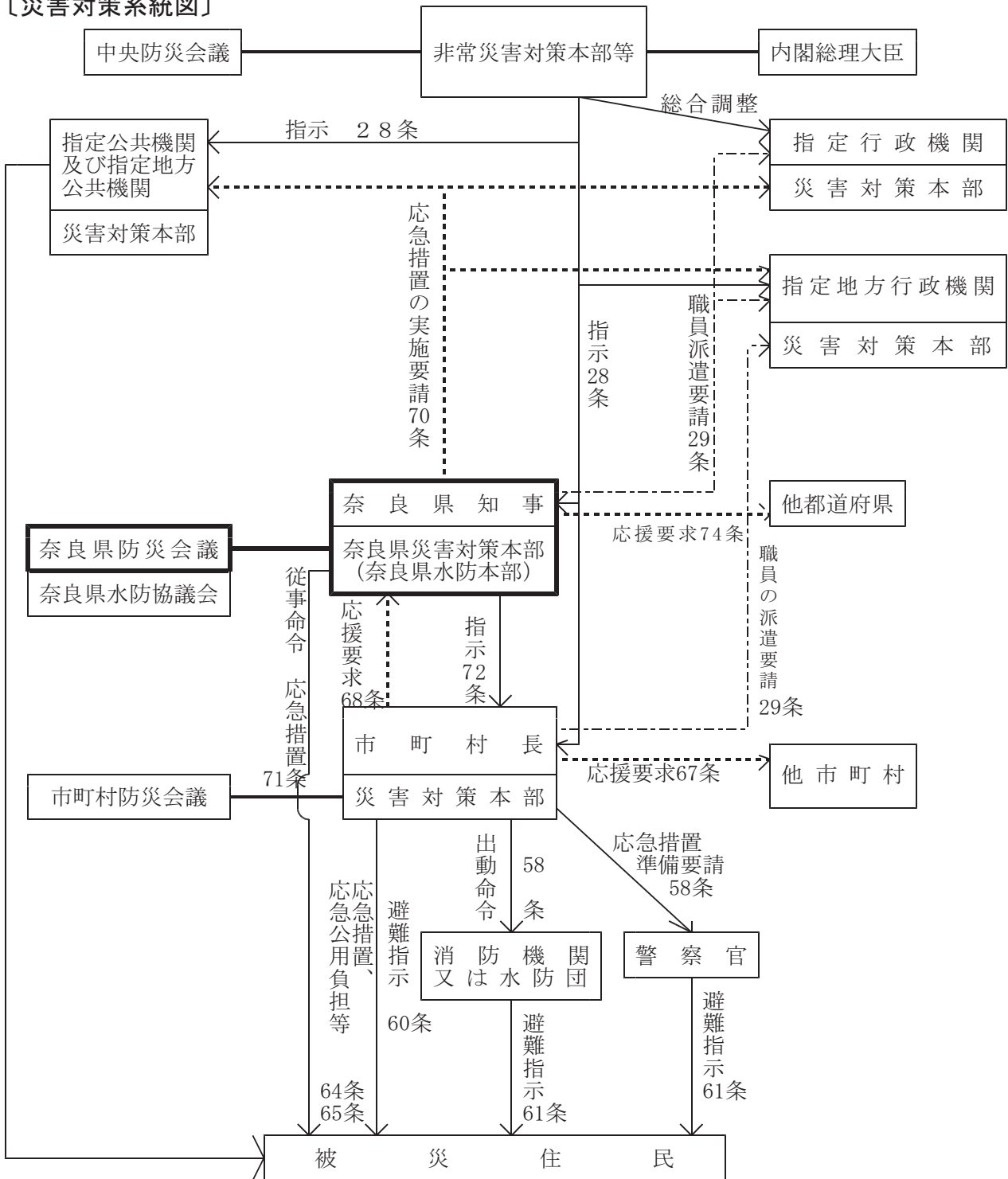
第1 防災組織計画

県、市町村は、大規模災害発生時には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部を職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、できる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。

また、各防災関係機関（災害応急対策責任者）は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。

これらの各防災関係機関の系統図は次のとおりである。

〔災害対策系統図〕



※条番号はすべて災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の条文を表す。

第2 県の活動体制

1 奈良県水害・土砂災害等警戒体制

災害対策本部設置以前の段階として、気象状況等により災害の発生が予想され警戒を必要とするときは、水害・土砂災害等警戒体制を敷き、気象、水防等の情報収集等、災害対策に関する連絡調整に万全を期する。ただし、水防関係の体制については、県水防計画の定めるところによる。

(詳細については、「本節第3 水害・土砂災害等警戒体制」参照)

2 奈良県災害対策本部体制

奈良県災害対策本部体制は、知事が必要と認めた場合に、水防、災害救助、災害警備その他の災害応急対策活動すべてを包括し、災害対策を行う組織であり、知事を本部長とし、奈良県・奈良県教育委員会及び奈良県警察本部を統括する。

なお、台風接近等による大雨などの場合、災害対策本部設置の前段階として、危機管理監は、災害警戒本部を設置する。

また、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合などに発表される「特別警報」が発表された場合には、災害対策本部（または災害警戒本部）を設置し、全庁的な応急対策を行う。

(詳細については、「本節第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等」参照)

3 奈良県水防本部

奈良県水防本部は、県の地域における水防を統括するため、水防計画に基づき設置される機構であるが、奈良県災害対策本部が設置されたときは、同本部に包括される。

4 奈良県防災会議

奈良県防災会議は、知事を会長として法第15条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては本県における防災に関する基本方針および計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、本県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整並びに市町村防災会議に意見を述べ、又は勧告することを任務とする。

第3 水害・土砂災害等警戒体制

1 配備の基準

(1) 警戒配備

- ① 暴風、大雨、洪水または大雪その他の警報が発表されたとき
- ② 台風接近により大雨注意報、洪水注意報または強風注意報が発表されたとき
- ③ その他必要があると認められたとき

(2) 災害警戒本部

- ① 台風接近により、暴風、大雨、または洪水その他の警報が発表されたとき
- ② その他必要があると認められるとき

2 配備の決定

水害・土砂災害等警戒体制の配備については、知事部局にあつては、県土マネジメント部は県土マネジメント部長、その他の部局は危機管理監が、水道局にあつては水道局長、教育委員会にあつては教育長、警察本部にあつては警察本部長が、気象等の状況を判断し、決定する。

3 災害応急対策要領の策定

上記1、2に関する内容の詳細については、防災統括室が別途策定する「災害応急対策要領」に規定し、必要に応じて随時見直していくこととする。なお、同要領については、県庁内の全部局に対し周知を図る。見直した場合はその都度周知することとする。

4 出先機関における配備

各出先機関を所管する部局長は、出先機関の災害警戒体制時における参集・配備人員を予め整備する。

第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等

1 組織

奈良県災害対策本部の組織は「奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例」及び次に定めるところによる。

(1) 組織

災害対策本部に部及び班を設ける。

また、本部が設置されたときは、本部事務局を防災統括室に設ける。

(2) 本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

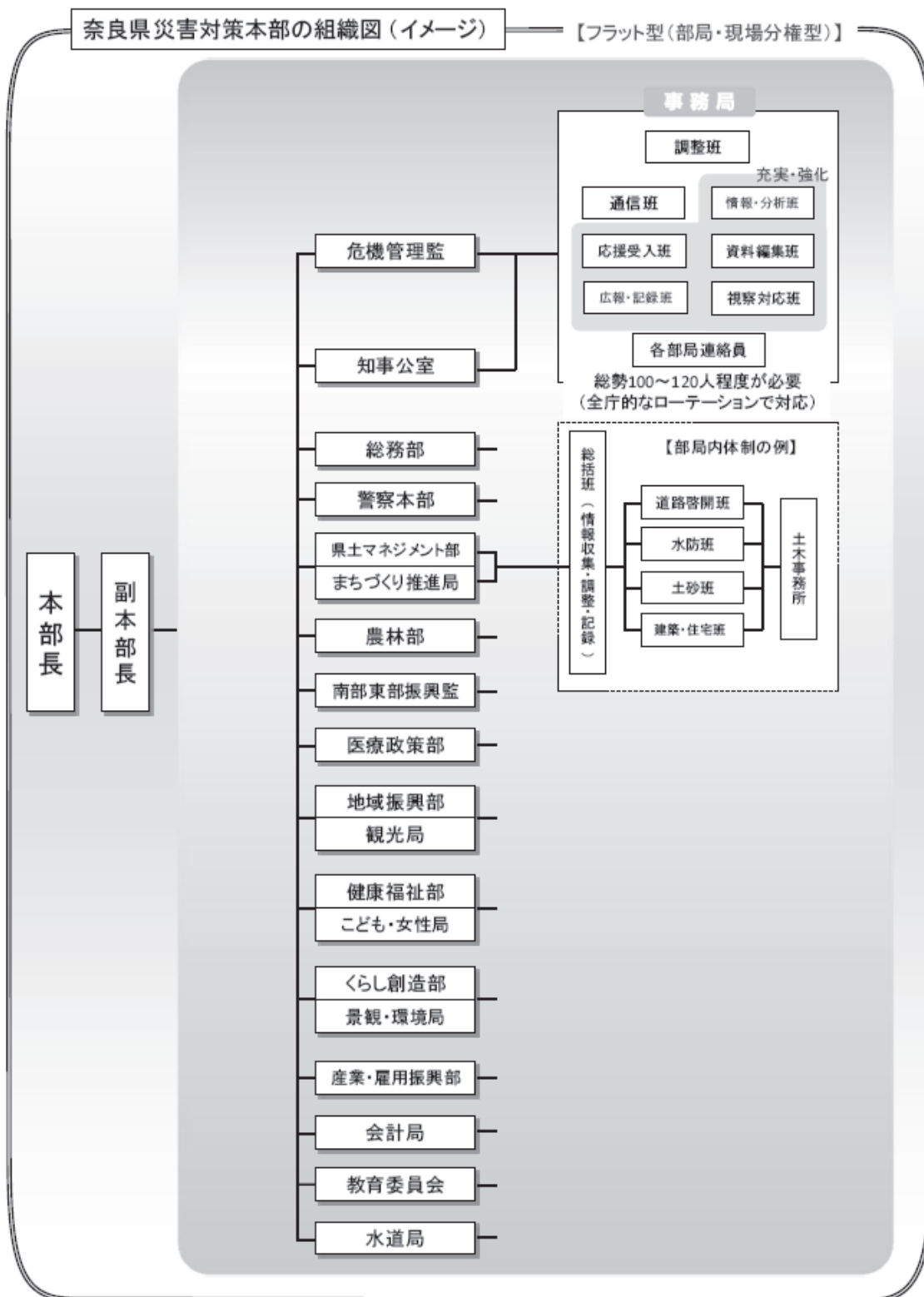
本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び各部の部長をもって構成する。

なお、本部員が出席できないときは、副本部長または総務班長等が代理出席する。

(3) 各部局連絡員及び連絡事項

各部局連絡員は、本部会議の決定事項について各部及び各班の連絡調整を図り、災害対策実施の円滑な処理に当たる。

■奈良県災害対策本部組織図（部・班の体制）



2 分担事務

災害対策本部に本部長、副本部長、危機管理監、部長、副部長及び班長を置く。

本部長は、特に必要があると認めるときは防災会議を構成する機関の長に対し、当該機関の職員が災害対策本部に協力するよう求めることができる。

副本部長は、本部長を補佐する。

危機管理監は、本部長及び副本部長を補佐する。

部長は、本部長の命をうけ、部の事務を掌理し、所属班長を指揮監督する。

副部長は、部長の命をうけ、その事務に従事する。

班長は、部長の命をうけ、その事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

本部長に事故ある場合は、次の順によりその職務を代理する。

- (1) 副知事（防災担当）
- (2) 危機管理監
- (3) 総務部長
- (4) 健康福祉部長

各部、各班の事務分掌は次表のとおりとする。

奈良県災害対策本部 事務分掌

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
危機管理監 (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちづくり推 進課長)	調整班	1. 災害対策本部の運営に関する事 2. 災害対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関する事 6. 自衛隊、消防、警察各リエゾンと連携し、分担区域・業務の調整に関する事 7. 現地対策本部の設置に関する事 8. 被災市町村への災害時緊急連絡員の派遣に関する事 9. 災害救助法の適用に関する事
	通信班	1. 防災行政無線の運用に関する事 2. 衛星携帯電話の調達・確保に関する事
	情報・分析班※	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 気象・地震情報等の受理及び市町村等関係機関への伝達に関する事 3. 各種災害情報の分析に関する事 4. 本部長、本部事務局長への助言に関する事
	資料編集班※	1. 視察者等への説明資料の編集に関する事 (各部局が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関する事 (1に同じ)
	視察対応班※※	1. 国からの視察対応に関する事 2. 他機関からの視察対応に関する事 3. 国会議員、県議員等からの視察対応に関する事
	応援受入班※※※	1. 国や他府県等からの応援(リエゾンを含む)に関する事 2. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事
	消防応援活動 調整本部 及び 航空運用調整班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事 4. 関係機関の出動ヘリコプター等における活動調整に関する事
	救援物資班※※※※	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事
	地域防災支援班	1. 地域防災支援担当者の派遣・調整に関する事

※情報・分析班及び資料編集班には、県土マネジメント部職員も構成員となる。情報・分析班では、県土マネジメント部職員は3及び4の業務を行う。なお、必要に応じて、3及び4の業務には外部機関(気象台等)にも参加を依頼する。

※※視察対応班は、災害対策本部体制時に部局横断的に設置される班であり、主に総務部の担当課を構成員とする。

※※※応援受入班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、知事公室、総務部、地域振興部の応援受入の窓口となる担当課で構成する。

※※※※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
知事公室 (知事公室長)	秘書班 (秘書課長)	1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事
	広報記録班 (広報広聴課長)	1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関する事 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて県内外へ広報活動を行う事
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害情報センター(災害に関する総合相談窓口)の運用に関する事
	総合調整班 (政策推進課長)	1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関する事 2. 本部事務局各班の業務に関する事 3. 国や他府県等からの受援に関する事
	統計班 (統計課長)	1. 指導員及び調査員並びに調査客体の安否確認と各所官省への報告に関する事 2. 本部事務局各班の業務に関する事
	国際協力班 (国際課長)	1. 海外からの支援受入に関する事 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関する事 3. 旅券事務所(来所者・建物・施設等)の被害に関する事 4. 外国人支援センター(来所者・建物・施設等)の被害に関する事

※応援受入班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、知事公室、総務部、地域振興部の応援受入の窓口となる担当課で構成する。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
総 務 部 部 長 (総務部長) 副 部 長 (会計局長) (総務部次長)	総務班 (総務課長)	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 視察者への対応に関する事 4. その他部内の他の班に属しない事
	人事給与班 (人事課長)	1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関する事 2. 災害対策本部職員の給与に関する事 3. 県の応援職員派遣調整・要請に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 災害対策本部職員の健康管理に関する事 2. 総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事
	財政班 (財政課長)	1. 災害に関する予算及び資金に関する事 2. 災害に関する議会との連絡に関する事
	税務班 (税務課長)	1. 罹災による県税の減免に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	管財班 (管財課長)	1. 公有財産(教育及び警察財産を除く。)の被害調査及び 2. 災害用自動車の管理に関する事 3. 庁内の電気、電話回線網に関する事 4. 自衛隊員の待機場所に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事(執務室の確保)
	情報システム班 (情報システム課長)	1. 情報システム等の被害状況の把握に関する事 2. 情報システムの維持・運用に関する事 3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事(執務環境の確保)
	協力班 (行政経営課長)	1. 総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 視察者への対応に関する事
	協力班 (ファシリティマネジメント室長)	1. 総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 視察者への対応に関する事

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。
 ※※視察対応班は、災害対策本部体制時に部局横断的に設置される班であり、主に総務部の担当課を構成員とする。
 ※※※応援受入班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、知事公室、総務部、地域振興部の応援受入の窓口となる担当課で構成する。
 ※※※※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
地 域 振 興 部 部 長 (地域振興部長) (観光局長) (南部東部振興監) 副 部 長 (地域振興部次長)	地域振興総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと
	観光班 (ならの観光力向上課長) (観光プロモーション課長)	1. 旅行者に対する災害情報の周知に関する事
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 罹災市町村の行政指導に関する事 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関する事 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事 4. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事
	地域政策班 (地域政策課長)	1. 水道施設の被害状況の情報収集に関する事 2. 応急給水及び水道施設の応急復旧のための連絡調整に関する事
	協力班 (文化振興課長)	1. 地域振興総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 文化会館、橿原文化会館、美術館(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事
	協力班 (文化資源活用課長)	1. 地域振興総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 橿原考古学研究所、同附属博物館、万葉文化館、民俗博物館、図書情報館(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事
	協力班 (南部東部振興課長)	1. 地域振興総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	協力班 (奥大和移住・交流推進室長)	1. 地域振興総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	うだ・アニマル パーク振興班 (うだ・アニマルパーク 振興室長)	1. 被災動物の保護収容に関する事
	エネルギー政策班 (エネルギー政策課長)	1. 電力使用制限令、計画停電、節電要請に関する事 2. 電力及びガスの安定供給に向けた支援に関する事 3. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関する事
教育振興班 (教育振興課長)	1. 私立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関する事 2. 県立大学(県立大学生、来校者、建物、設備等)の被害に関する事 3. 国立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関する事	

※応援受入班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、知事公室、総務部、地域振興部の応援受入の窓口となる担当課で構成する。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
健康福祉部 部 長 (健康福祉部長) (こども・女性局長)	健康福祉総務班 (企画管理室長)	1. 部内外の連絡調整に関する事 2. 社会福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等で他課の所管しない施設)の被害の状況調査、確認に関する事 3. その他部内の他の班に属さない事
	地域福祉班 (地域福祉課長)	1. 災害時要援護者の支援に関する事 2. 保護施設(入所者、建物、設備等)の被害の状況調査、確認に関する事。 3. 災害救助法の適用に関する事 4. 災害救助法運用の連絡調整に関する事 5. 義援金(配分)に関する事
	救援物資班 (監査指導室長) (地域福祉課長補佐)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事〔監査指導室〕 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事〔地域福祉課保護係〕
	障害福祉班 (障害福祉課長)	1. 障害福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 障害者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 避難所等における障害者等の支援に関する事 4. 応急仮設住宅等における障害者等の支援に関する事 5. 健康福祉総務班への協力に関する事
	長寿社会班 (長寿社会課長) (地域包括ケア推進室長)	1. 高齢福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 高齢者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 避難所等における高齢者等の支援に関する事 4. 応急仮設住宅等における高齢者等の支援に関する事 5. 健康福祉総務班への協力に関する事
	協力班 (保険指導課長)	1. 健康福祉総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	健康づくり推進班 (健康づくり推進課)	1. 健康管理に関する事
	こども家庭班 ○ (子育て支援課長) (こども家庭課長)	1. 児童福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 乳幼児、児童等(以下「乳幼児等」という)の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 避難所等における乳幼児等の支援に関する事 4. 応急仮設住宅等における乳幼児等の支援に関する事 5. 健康福祉総務班への協力に関する事
	女性支援班 (女性支援課長)	1. 女性センター、婦人会館(来館者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. 女性のための相談に関する事 3. 健康福祉総務班への協力に関する事

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
医療政策部 部長 (医療政策部長) 副 部 長 (医療政策部次長)	医療総務班 ○ (企画管理室長) (地域医療連携課長) (医師・看護師確保 対策室長) (病院マネジメント課 長) (新総合医療センター建 設室長)	1. 保健医療活動に関すること 2. 医療ボランティアに関すること 3. 部内外の連絡調整に関すること
	保健支援班 (保健予防課長)	1. 保健・公衆衛生活動に関すること 2. 感染症患者及び病原体保有者の入院勧告並びに消毒等に関すること 3. 防疫班の編成及び運用計画に関すること
	薬務班 (薬務課長)	1. 医薬品、医療資機材及び血液製剤の供給に関すること 2. 毒物・劇物保管施設に関すること

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
くらし創造部 部長 (くらし創造部長) (景観・環境局長) 副 部 長 (くらし創造部次長) (景観・環境局次長)	くらし創造総務 (企画管理室長)	1. くらし創造部関係被害のとりまとめに関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. 本部事務局への応援に関すること 4. その他部内の他の班に属さないこと
	青少年・社会活 動推進班 (青少年・社会活動 推進課長)	1. 野外活動センター(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること 2. 西奈良県民センター(建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること 3. ボランティアの活動支援に関すること 4. 災害ボランティア本部に関すること 5. 本部事務局への応援に関すること
	消費・生活安全班 (消費・生活安全 課長)	1. 食品衛生に関すること 2. 生活必需品の価格、需要動向の把握及び安定供給に関すること 3. 遺体の火葬計画に関すること 4. 愛玩動物の収容に関すること 5. 生活衛生施設の被害の状況調査に関すること
	協力班 (スポーツ振興課長)	1. 橿原公苑(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること 2. くらし創造総務班への協力に関すること 3. 本部事務局への応援に関すること
	協力班 (人権施策課長)	1. くらし創造総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること
	協力班 (景観・自然環境課 長)	1. 古都保存法買入地の被害状況の調査、確認及び緊急対応に関すること 2. 採石場及び砂利採取場の被害状況の調査、確認及び災害防止措置の指導に関すること 3. 矢田自然公園、万葉の森、大台ヶ原(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること 4. くらし創造総務班への協力に関すること 5. 本部事務局への応援に関すること

災害廃棄物対策本部 本部長 (景観・環境局長) 統括 (景観・環境局次長)	企画調整班 (廃棄物対策課長)	1. 県災害廃棄物対策本部の体制整備 2. 発災直後の情報収集・とりまとめ 3. 処理方針の作成(県外支援の必要度等) 4. 各班への指示、進捗管理 5. 広報、報道対応 6. 予算経理
	計画調整班 (廃棄物対策課長補佐)	1. 県内広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整 2. 市町村の処理実行計画作成への支援 3. 二次仮置場等の計画・調整・指定等
	処理推進班 (廃棄物対策課長補佐)	1. 発災直後に市町村が実施する情報収集等への支援 2. 市町村が実施する災害廃棄物等の処理への技術的支援 3. 市町村の事務委託により県が処理主体になる場合の実行部隊
	広域調整班 (環境政策課長)	1. 国、他府県等への支援要請 2. 県外広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
産業・雇用振興部 部長 (産業・雇用振興部長) 副部長 (産業・雇用振興部次長)	産業・雇用振興 総務班 (企画管理室長)	1. 商工労働関係被害の取りまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事 4. その他部内の他の班に属さない事
	地域産業班 (地域産業課長)	1. 罹災企業に対する融資の斡旋に関する事 2. 奈良県信用保証協会の業務指導に関する事
	○ 救援物資班 (企画管理室長) (地域産業課長) (産業政策課長) (産業振興総合センター所長) (企業立地推進課長) (雇用政策課長)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 輸送協力団体との連絡に関する事

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。
※※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
農 林 部 部 長 (農林部長) 副 部 長 (農林部次長)	農業総務班 (企画管理室長)	1. 農業関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 部内の人員調整に関する事 4. 他部及び出先機関等への応援に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さないこと
	救援物資班 (マーケティング課長)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事
	農業水産班 (農業水産振興課長)	1. 農業生産用施設・農産物等の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 水産関係被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 被災農業生産用施設・農産物等の応急技術対策に関する事
	農業経済班 (農業経済課長)	1. 農業団体との連絡に関する事 2. 農林部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事
	畜産班 (畜産課長)	1. 畜産物の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 畜産物等生産者団体との連携に関する事
	担い手・農地マ ネジメント班 (担い手・農地マ ネジメント課長)	1. 天災資金の融資に関する事 2. 農村班への協力に関する事 3. 農林部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事
	農村班 (農村振興課長)	1. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 耕地、農道、ため池及び農業用施設等の応急復旧に関する事 3. たん水排除に関する事
	林業班 (林業振興課長) (新たな森林管理 体制準備室長)	1. 林業関係被害の取りまとめに関する事 2. 林業用施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 3. 造林地、苗畑及び作業道等被害の状況調査及び情報の収集に関する事 4. 林業用施設、造林地、苗畑及び作業道等の災害復旧に関する事 5. 薪炭の確保及び供給についての体制整備及び支援に関する事
	木材産業班 (奈良の木ブランド 課長)	1. 林産物、林産施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 応急用林産資材についての体制整備及び支援に関する事 3. 農林部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事
	森林整備班 (森林整備課長)	1. 林地及び治山施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 林道の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 林野火災の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 4. 林道の災害の応急復旧に関する事 5. 林地及び治山施設の災害の応急復旧に関する事

※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)			所 掌 事 務
県土マネジメント部 部長 (県土マネジメント部長) (まちづくり推進局長) 副 部 長 (県土マネジメント部次長)	総括班	班 (班長担当職)	
		土木統括班※1 ○ (技術次長) (建設業・契約管理課長) (用地対策課長) (技術管理課長)	1. 土木関係被害状況の取りまとめに関する事 2. 公共土木施設に関する広報に関する事 3. 応急用資機材の調達に関する事 (県土マネジメント部所管の施設を復旧するため) 4. 本部事務局への応援に関する事 5. 災害協定に基づく応急活動に関する事 6. 国土交通省のTEC-FORCE、リエゾンの受入に関する事 7. 危機管理監指揮下の情報・分析班、資料編集班の事務に関する事 8. その他部内の他の班に属さない事
		土木総務班※1 ○ (企画管理室長)	1. 部内事務局の設置運営に関する事 2. 部内の人員調整に関する事 3. 部内外の連絡調整に関する事
		水防班 ○ 河川班※1 (河川課長) (砂防・災害対策課長) (企画管理室長)	1. 水防本部に関する事 2. 河川に関する危険情報の収集、伝達に関する事 3. 水防法第29条による避難のための立ち退きの指示に関する事 4. 河川施設の応急復旧に関する事 5. 公共土木施設(河川)の被害の状況調査に関する事
		土砂班 (砂防・災害対策課長)	1. 土木災害の情報取りまとめに関する事 2. 砂防施設等の応急復旧に関する事 3. 公共土木施設(砂防施設等)の被害の状況調査に関する事 4. 土砂災害対策に関する事 5. 地すべり防止法第25条による避難のための立ち退きの指示に関する事 6. 土砂災害防止法第26条による緊急調査に関する事 7. 公共土木施設の災害査定に関する事
		下水道班 (下水道課長)	1. 公共土木施設(下水道施設)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(下水道施設)の被害の状況調査に関する事
		道路啓開班 ○ 道路班※1 (道路管理課長) (道路建設課長)	1. 道路及び橋梁等の応急復旧に関する事 2. 災害時における道路規制(公安部所管を除く)及び迂回路等の策定に関する事 3. 緊急輸送道路の確保に関する事 4. 公共土木施設(道路等)の被害の状況調査に関する事(※2) 5. 道路災害応急対策、雪害応急対策に関する事 6. 道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関する事
		公共交通班 (道路環境課長) (地域交通課長)	1. 鉄道、バス等の公共交通に関する情報収集及び提供 2. ヘリポート施設の被害の状況調査に関する事
		都市施設班 ○ 都市施設班※1 (地域デザイン推進課長) (都市計画室長) (大宮通り新ホテル・交流拠点事業室長)	1. 都市施設(他班所管分を除く)の応急復旧に関する事 2. 都市施設(他班所管分を除く)の被害の状況調査に関する事 3. 都市災害情報の取りまとめに関する事
		○ 公園緑地班※1 (公園緑地課長) (奈良公園室長) (平城宮跡事業推進室長)	1. 公共土木施設(公園緑地課所管分)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(公園)の被害の状況調査に関する事 3. 都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)		所掌事務
県土マネジメント部 部長 (まちづくり推進局長) 副部長 (県土マネジメント部次長)	建築・住宅班	建築班 ○ (建築課長)※4 (営繕課長) (住まいまちづくり課長)	建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理に関すること
		県有建築物チーム (営繕課長) (営繕プロジェクト推進室長)	県有建築物(文化財、警察関係施設を除く)の被害状況報告、安全確認及び応急補修に関すること
		県営住宅チーム (住まいまちづくり課長)	県営住宅の罹災状況の把握及び応急修理に関すること
		一般建築物チーム (建築課長)	1. 被災建築物の応急危険度判定に関すること 2. 被災宅地の危険度判定に関すること 3. 宅地造成工事に伴う崖崩れ及び土砂流出の応急復旧に関すること
		住宅班 (住まいまちづくり課長)※5	1. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置に関すること 2. 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関すること 3. 被災者への公営住宅の提供に関すること 4. 民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関すること 5. 住宅相談窓口の設置に関すること 6. 応急復旧用住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関すること
	現地班	現地対応班 (奈良土木事務所長) (郡山土木事務所長) (高田土木事務所長) (桜井土木事務所長) (宇陀土木事務所長) (吉野土木事務所長) (五條土木事務所長) (ヘリポート管理事務所長) (流域下水道センター所長) (第二浄化センター所長) (吉野川浄化センター所長) (馬見丘陵公園館長) (奈良公園管理事務所長) (県営住宅管理事務所長)	1. 所管する公共土木施設、都市施設等(※3)の被害の状況調査に関すること(※2) 2. 所管する公共土木施設、都市施設等の機能回復に関すること 3. 管内市町村との連絡・調整に関すること

※1 複数の課で構成される班・・・○印の課を班長とする。

※2 公共土木施設等の被害状況調査については、市町村が管理する施設の被害情報収集も視野に入れて対応すること。

※3 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(公共土木施設である公園及び自然公園法に規定する自然公園を除く)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地

※4 建築物の分類ごとに各チームで分掌するが、建築物・宅地の安全確認のための建築職員等の派遣の調整は建築課が行う。

※5 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築課、営繕課が支援する。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
経 理 部 部 長 (会計管理者) (会計局長)	経理班 ○(会計局総務課長) (会計局会計課長)	1. 災害救助費の出納に関する事 2. 災害救助基金(ただし現金のみ)の管理及び経理に関する事 3. 義援金(受入)に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
教 育 部 部 長 (教育長) 副 部 長 (理事) (教育次長)	教育総務班 (企画管理室長)	1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さない事 4. 本部事務局への応援に関する事
	福利班 (福利課長)	1. 教職員住宅の被害状況調査に関する事 2. 教職員住宅の応急復旧に関する事
	学校支援班 (学校支援課長)	1. 学校施設の被害状況調査に関する事 2. 学校施設の応急復旧に関する事 3. 避難所となった学校施設に関する事
	教職員班 (教職員課長)	1. 教育実施者の確保に関する事 2. 罹災市町村の教育委員会に関する事(部内の他の班に属することを除く)
	学校教育・生徒指導支援班 ○(学校教育課長) (生徒指導支援室長)	1. 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校にかかる人的被害、休校等の情報に関する事 2. 応急教育の実施並びに運営に関する事 3. 教材、学用品の調達、配布に関する事
	人権・地域教育班 (人権・地域教育課長)	1. 社会教育センターや同和問題関係史料センター等の被害状況調査に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	保健班 (保健体育課長)	1. 学校給食に関する事 2. 学校保健衛生に関する事
	文化財班 (文化財保存課長)	1. 文化財の応急復旧に関する事 2. 文化財の被害の状況調査に関する事

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
水 道 部 部 長 (水道局長) 副部長 (水道局理事) (水道局次長)	水道総務班 (水道局総務課長)	1. 県営水道施設の資機材の調達等に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さない事
	水道業務班 (水道局業務課長)	1. 県営水道施設の被害の状況調査及び応急復旧に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
<p>警 察 部 部 長 (警察本部長)</p> <p>副 部 長 (警務部長) (警備部長)</p> <p>担 当 幕 僚 (各部長)</p>	<p>総括班 (警衛警護班) (警衛警護・危機 管理対策参事官) (付・警備第二課 長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 警備本部の総括及び記録に関する事 2. 警備本部の編成及び運用に関する事 3. 警察庁、近畿管区警察局、関係都道府県警察並びに県 下各警察署への報告及び連絡に関する事 4. 援助要求に関する事 5. 県災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事 6. 被害情報及び被害集計に関する事 7. 職員家族の安否確認に関する事 8. 警衛警護に関する事 9. 警衛警護隊の編成及び運用に関する事 10. 警備本部の庶務に関する事 11. 警備本部長の特命事項に関する事 12. 他の班の任務に属さない事
	<p>総務班 (総務課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県議会との連絡調整その他渉外に関する事
	<p>装備班 (警務課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 機動装備隊の運用に関する事 2. 装備資機材の調達及び管理に関する事 3. 警察車両の運用及び統制に関する事 4. レンタカーの借りに関する事
	<p>留置管理班 (留置管理課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における留置管理業務に関する事 2. 被留置者の避難及び解放に関する事
	<p>訟務班 (監察課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 訟務事案に関する事
	<p>広報班 (県民サービス課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広報及び報道対策に関する事 2. 被災住民に対する広報及び広聴に関する事 3. 死亡被災者等の確認及び照会に関する事
	<p>受援連絡・ 宿泊補給・救護 (厚生課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受援連絡並びに宿泊補給部隊の編成及び運用に関する 事 2. 特別派遣部隊の受入れに関する事 3. 部隊の宿舎及び給食に関する事 4. 被災地における遺失拾得物に関する事 5. 警察に対する救援物資の受付及び管理に関する事 6. 職員の健康管理及び応急救護に関する事
	<p>生活安全班 (生活安全企画課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活安全部隊の編成及び運用に関する事 2. 地域安全情報の収集、分析及び検討に関する事 3. 被災地及び避難場所等における生活安全対策に関する 事 4. 迷い人の保護に関する事 5. 行方不明者の受理及び手配に関する事 6. 各種相談活動に関する事 7. 鉄砲刀剣類(銃器を除く。)及び危険物の取締りに関する 事 8. 警備業協会との連絡及び協力に関する事 9. ボランティアの受け入れに関する事 10. 鉄道警察隊、警察航空隊及び警ら用無線自動車の運 用に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
<p>警 察 部 部 長 (警察本部長)</p> <p>副 部 長 (警務部長) (警備部長)</p> <p>担 当 幕 僚 (各部長)</p>	<p>捜査班 (刑事企画課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 捜査部隊の編成及び運用に関する事 2. 死体収容施設の確保に関する事 3. 死体の調査等及び検視に関する事 4. 死体の確認及び引渡し等遺族支援に関する事 5. 身元不明死体の身元確認に関する事 6. 被災地、避難場所等における犯罪捜査に関する事 7. 銃器の取締りに関する事 8. 被災地における外国人対策並びに指定通訳員の派遣及び運用に関する事
	<p>交通班 (交通企画課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通部隊の編成及び運用に関する事 2. 道路交通状況の実態把握に関する事 3. 交通規制に関する事 4. 交通情報の収集及び提供に関する事 5. 緊急通行車両等の確認に関する事 6. 緊急交通路の確保に関する事 7. 運転免許事務に関する事 8. 運転免許試験に関する事
	<p>通信班 (機動通信課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通信部隊の編成及び運用に関する事 2. 警察通信の運用に関する事 3. 警察通信施設の被害状況の把握及び復旧に関する事 4. 警察通信機器の受援に関する事 5. 非常無線通信及び他機関通信の使用等に関する事 6. 機動警察通信隊の運用に関する事
<p>幕 僚 (首席監察官、警察学校長、各参事官)</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 警備本部長の特命事項に関する事

3 設置の基準

知事は、次のいずれかに該当する場合で、必要と認めたときに災害対策本部を設置する。

- (1) 県内に気象業務法に基づく暴風、大雨または洪水その他の警報、または暴風または大雨その他にかかる特別警報が発表されたとき。
- (2) 県内に大規模な火災、爆発等が発生し、又は発生する恐れが生じた場合において、本部を設置してその対策を必要とするとき。
- (3) 県内に自然災害（大雨、暴風、土砂災害等）や大規模な火災、爆発等の発生による人的被害（死者、行方不明者等）または甚大な住家被害（複数の全半壊等）が発生したとき。
- (4) その他、県外に災害が発生した場合などにおいて、本県に影響が及ぶ恐れがあるとき。

4 動員の区分

動員区分	A動員	B動員	C動員
動員基準	水害・土砂災害等の場合、災害の規模に応じて動員規模を決定 (地震の場合は震度階級に応じて決定)		
動員規模	全職員の約 1/5 約 1,600 人体制 +警察部約 2,700 人 総計約 4,300 人体制	全職員の約 1/3 約 2,700 人体制 +警察部約 2,700 人 総計約 5,400 人体制	全職員 約 8,100 人体制 +警察部約 2,700 人 総計約 10,800 人体制

5 解散の基準

- (1) 災害対策を一応終了したとき
- (2) 災害発生の恐れがなくなり解散を適当と認めたとき

6 現地災害対策本部

(1) 設置の基準

災害対策本部長は、被災現地における災害応急対策を推進するうえで必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

(2) 現地災害対策本部長の指名

現地災害対策本部長は、災害対策本部長が災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員の中から指名する。

(3) 所掌事務

現地災害対策本部は、災害対策本部の次の事務の一部を掌理する。

- ① 被害状況、復旧状況の情報分析
- ② 市町村、関係機関との連絡調整
- ③ 現場活動の役割分担・調整
- ④ 本部長の指示による応急対策の推進
- ⑤ その他緊急を要する応急対策の推進

(4) 設置場所

現地災害対策本部は、災害現地に近い県有施設又は市町村庁舎等の中から現地災害対策本部長が選定し設置する。

7 防災関係機関等との連携

災害対策本部は、市町村、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関と相互に密接な連携を図りつつ、適切な災害応急対策の実施に努める。また、国の現地対策本部が設置された場合にも同様とする。

8 民間事業所との連携

民間事業所に「防災情報サポート事業所」として気象情報や被害情報を提供いただき、より充実した情報収集体制を構築する。

9 市町村への連絡員の派遣（災害時緊急連絡員）

県は、平常時から「災害時緊急連絡員」を編成し、原則として、県が災害対策本部を設置した場合には、災害時緊急連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣する。また派遣に備えて、「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」を踏まえた「災害時緊急連絡員活動マニュアル」の見直しを進める。

(1) 連絡員は、大規模災害発生により県に災害対策本部が設置されたとき又は知事が必要と認めたときには、原則として、速やかに県庁防災統括室に参集する。

(2) 連絡員は、原則として、連続7日間を上限として、被災市町村役場において活動するものとする。

(3) 連絡員は、次に掲げる任務に従事する。

- ① 被災市町村における被害情報、避難情報、被災者等のニーズに関する情報等の収集及び県への伝達
- ② 被災市町村との連絡調整

10 災害警戒本部の設置（災害対策本部設置の前段階として）

台風接近による大雨警報発令時など（本節第3 水害・土砂災害等警戒体制、1 配備の基準（2））に、災害対策本部の前段階となる災害警戒本部を設置する。

(1) 組織

災害警戒本部に本部長を置く。原則として本部長は危機管理監をもって充てる。

本部員は、災害の程度等に応じ、危機管理監の他、本部長が指定する者（原則として部次長等）とする。

本部が設置されたときは、本部事務局を防災統括室に設ける。

(2) 本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

本部会議は、危機管理監、その他本部員をもって構成する。

(3) 各部連絡員及び連絡事項

各部に連絡員（原則として各部主管課室の主幹・補佐級職員1名）を置き、本部会議の決定事項について各部及び各班の連絡調整を図り、災害警戒対策実施の円滑な処理に当たる。

第5 市町村の活動体制

市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において第一次的に災害応急対策を実施する機関であるため、法令、奈良県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び住民、自主防災組織等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。

また、市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職員及び消防団員の動員体制並びに災害対策本部の設置、動員及び解散についての伝達方法等をあらかじめ具体的に定める。

第6 指定地方行政機関等の活動体制

県の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、県の地域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合においては、法令、防災業務計画等の定めるところにより、その所掌事務にかかる災害応急対策を速やかに実施する。

また、災害応急対策に従事する職員の動員配備及びサービスの基準等をあらかじめ定める。

第6節 災害情報の収集・伝達計画

(防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台)

県、市町村、各防災関係機関は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。市町村等（消防本部等含む）は把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。県は、市町村、各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速・的確な把握に努め、必要に応じて国や他機関に報告し、適切な連携を図る。

第1 気象情報の伝達

1 情報の種類

(1) 気象予警報等

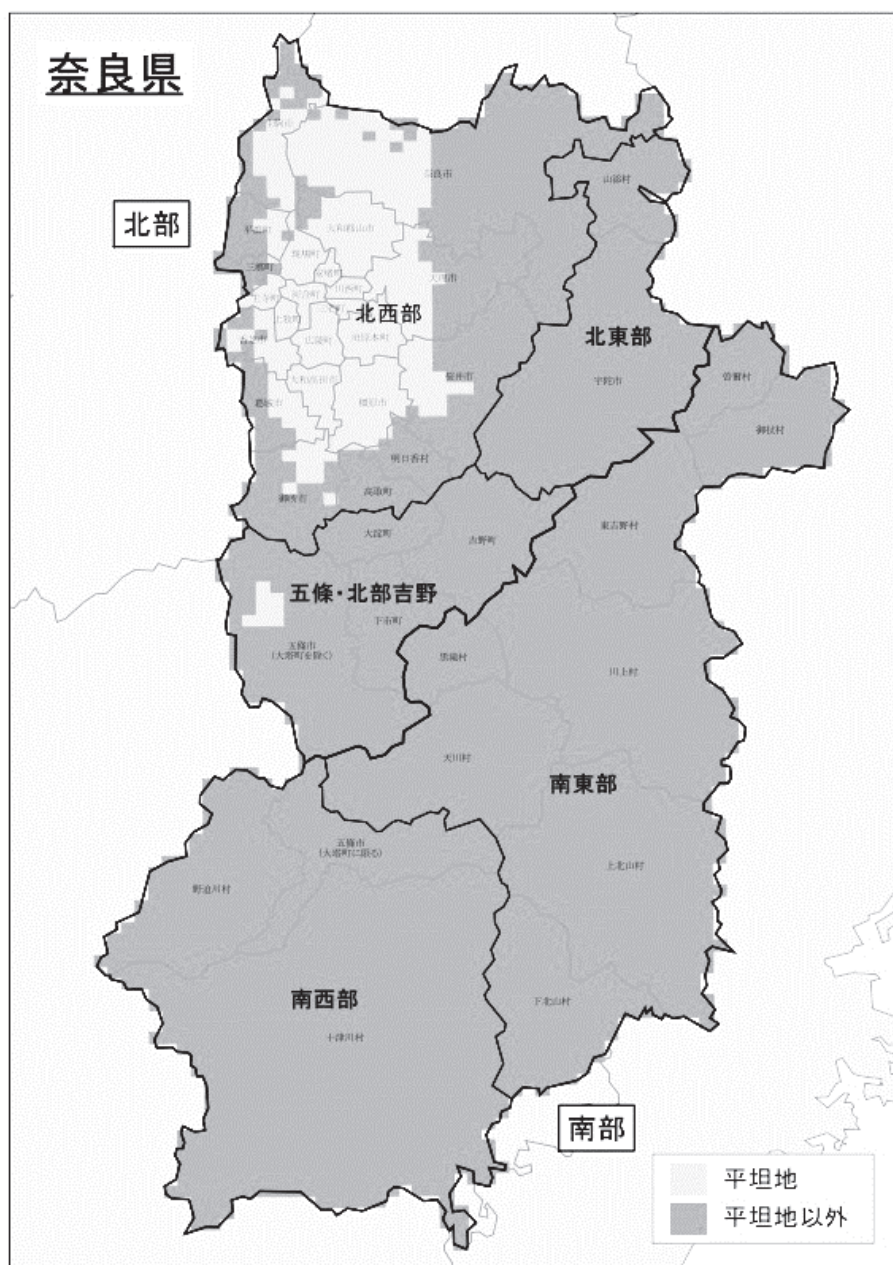
奈良地方気象台が発表する気象、地象及び洪水に関する注意報、警報、情報（以下「気象予警報等」という。）の種類及び発表基準は次のとおりである。

- ① 大雨注意報（大雨による災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される）

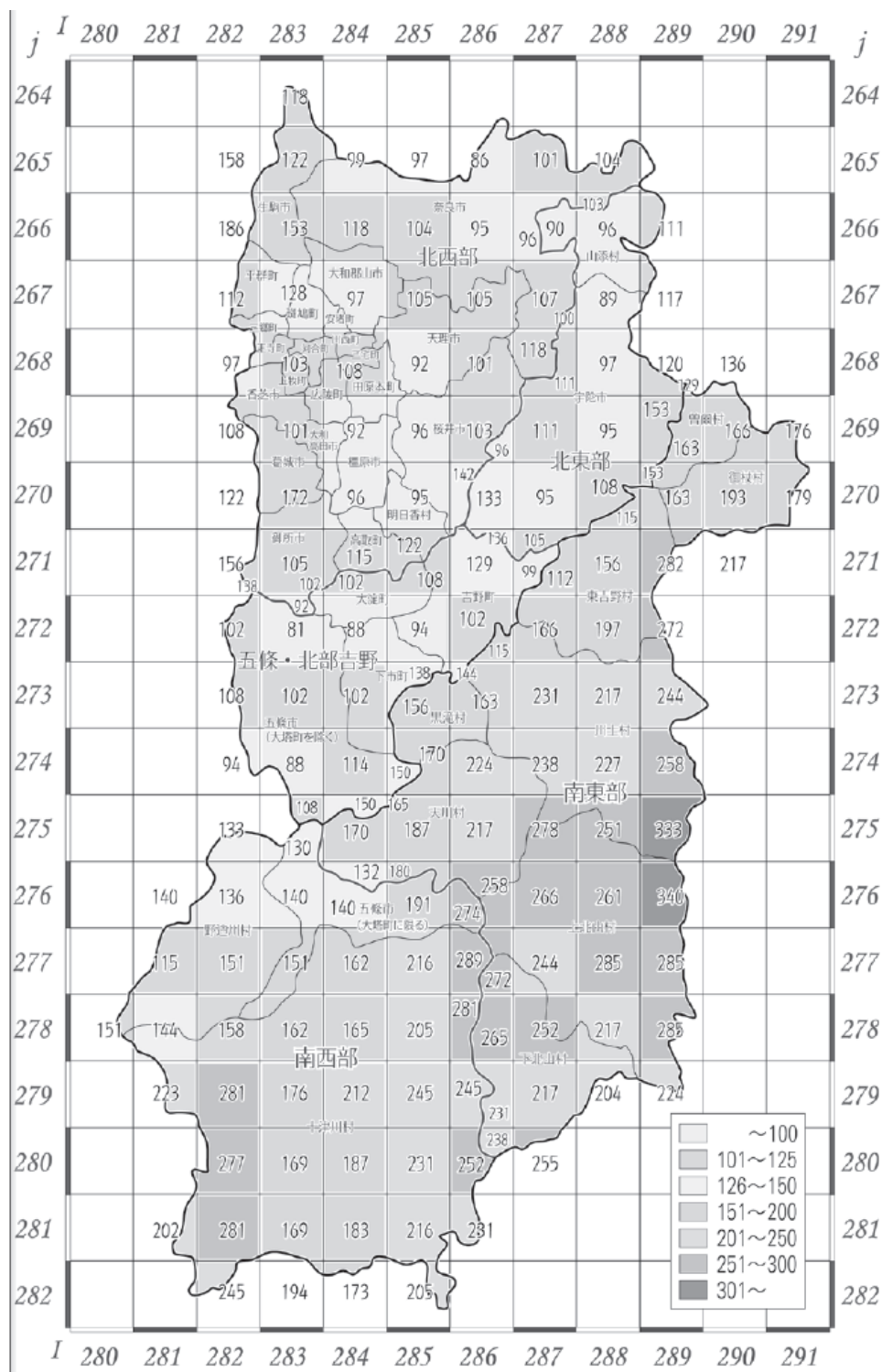
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北西部	奈良市	9	86
	大和高田市	8	92
	大和郡山市	7	97
	天理市	9	92
	橿原市	8	92
	桜井市	7	95
	御所市	9	92
	生駒市	9	99
	香芝市	9	97
	葛城市	7	101
	平群町	7	112
	三郷町	9	97
	斑鳩町	6	103
	安堵町	8	97
	川西町	7	108
	三宅町	9	108
	田原本町	9	92
	高取町	8	96
	明日香村	8	95
	上牧町	9	103
王寺町	7	97	
広陵町	7	92	
河合町	7	103	
北東部	宇陀市	7	89
	山添村	6	89
五條・北部吉野	五條市北部	8	81
	吉野町	6	94
	大淀町	9	81
	下市町	9	88
南東部	曾爾村	11	129
	御杖村	13	163
	黒滝村	13	156
	天川村	13	132
	下北山村	13	204
	上北山村	13	204
	川上村	13	115
	東吉野村	13	112
南西部	五條市南部	13	130
	野迫川村	13	115
	十津川村	13	144

(注) 平坦地と平坦地以外は、傾斜と都市化率をもとに区分している。

- (注) ・発表基準値は奈良県で発生した災害と、気象条件との関係を調査して定めたものである。
- ・大雨及び洪水警報・注意報の発表については細分区域内の市町村ごとの発表基準を用いて判断する。



大雨注意報基準（土砂災害）
[5 km 格子毎の土壤雨量指数]



(注) 土壤雨量指数は、土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壤中に溜まっている状態を示す指数であり、土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）・注意報の発表基準に使用している。

② 洪水注意報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する）

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
北西部	奈良市	富雄川流域=8.6, 佐保川流域=5.8, 菩提仙川流域=6.1, 地藏院川流域=4.2, 秋篠川流域=6.4, 岩井川流域=7.1, 能登川流域=4.4, 菩提川流域=3.6	富雄川流域=(5, 8.2), 佐保川流域=(5, 5.6), 菩提仙川流域=(5, 6.1), 秋篠川流域=(5, 5.6), 菩提川流域=(5, 2.8)	—
	大和高田市	葛下川流域=2.8, 曾我川流域=14.5, 高田川流域=4.4, 太田川流域=3.8, 葛城川流域=10.2, 土庫川流域=2.8, 住吉川流域=2.8	葛下川流域=(5, 2.8), 葛城川流域=(5, 10.2), 土庫川流域=(6, 2), 住吉川流域=(5, 2.8)	—
	大和郡山市	富雄川流域=12.9, 佐保川流域=17.6, 高瀬川流域=5.5, 地藏院川流域=4.5, 秋篠川流域=10.6	富雄川流域=(5, 12.3), 高瀬川流域=(5, 5), 秋篠川流域=(5, 9.3)	大和川上流[板東]
	天理市	布目川流域=4.5, 大和川流域=17.7, 寺川流域=13.1, 布留川北流流域=3.2, 布留川流域=7.4, 西門川流域=3.6, 真面堂川流域=3.7, 高瀬川流域=4.1, 菩提仙川流域=6.2, 深江川流域=2.6	布目川流域=(5, 4.5), 寺川流域=(7, 8.8), 布留川流域=(5, 7.1), 真面堂川流域=(7, 3.2), 高瀬川流域=(5, 3.7), 菩提仙川流域=(7, 5)	—
	橿原市	曾我川流域=11.9, 飛鳥川流域=8, 寺川流域=11.7, 葛城川流域=10.5, 高取川流域=5.1, 米川流域=4.2	飛鳥川流域=(6, 6.4), 寺川流域=(5, 10.5), 葛城川流域=(5, 10.5), 高取川流域=(5, 4.8)	—
	桜井市	大和川流域=11.5, 寺川流域=5.6, 纏向川流域=3.8, 栗原川流域=4.5	大和川流域=(5, 9.3), 寺川流域=(5, 5.5)	—
	御所市	曾我川流域=2.7, 葛城川流域=3.7, 安位川流域=4.8, 水越川流域=3.2	葛城川流域=(5, 3.7), 水越川流域=(7, 2.6)	—
	生駒市	竜田川流域=6.7, 富雄川流域=6	竜田川流域=(5, 6.7), 富雄川流域=(5, 6)	—
	香芝市	葛下川流域=4, 竹田川流域=4, 熊谷川流域=3.6, 原川流域=2.4	葛下川流域=(7, 2.9), 竹田川流域=(7, 3.7), 熊谷川流域=(5, 3.6)	—
	葛城市	葛下川流域=2.4, 熊谷川流域=3.6, 高田川流域=3.3, 太田川流域=2.8, 葛城川流域=10.2, 安位川流域=4.8	葛下川流域=(5, 2.4), 熊谷川流域=(5, 3.6), 太田川流域=(5, 2.2), 葛城川流域=(5, 10.2)	—
	平群町	竜田川流域=11.2	—	—
	三郷町	—	—	大和川上流[板東]
	斑鳩町	竜田川流域=12, 富雄川流域=11.4	富雄川流域=(5, 11.4)	大和川上流[板東]
	安堵町	富雄川流域=13.4, 岡崎川流域=5.1	富雄川流域=(5, 12.7), 岡崎川流域=(5, 3.7)	大和川上流[板東]
	川西町	大和川流域=17.7, 曾我川流域=19.9, 飛鳥川流域=12, 寺川流域=13.1	飛鳥川流域=(7, 9.5), 寺川流域=(7, 8.8)	大和川上流[板東]
	三宅町	曾我川流域=14.6, 飛鳥川流域=10.8, 寺川流域=13.8	飛鳥川流域=(6, 8.7), 寺川流域=(7, 9.3)	—
	田原本町	大和川流域=13, 曾我川流域=14.6, 飛鳥川流域=11.2, 寺川流域=13.3, 西門川流域=4	大和川流域=(7, 10.4), 飛鳥川流域=(6, 9), 寺川流域=(7, 8.9)	—
	高取町	曾我川流域=11.9, 高取川流域=3.6	高取川流域=(5, 3.6)	—
	明日香村	飛鳥川流域=7.4, 高取川流域=4.6	高取川流域=(5, 4.6)	—
	上牧町	葛下川流域=8.4	—	—
	王寺町	葛下川流域=9.2	—	大和川上流[板東]
	広陵町	曾我川流域=14.6, 高田川流域=7.2, 葛城川流域=10.8, 土庫川流域=2.8	土庫川流域=(6, 2)	—
	河合町	葛下川流域=9.2, 佐味田川流域=4.2, 曾我川流域=19.9	葛下川流域=(5, 9.2), 佐味田川流域=(5, 4.2)	大和川上流[板東]
北東部	宇陀市	宇陀川流域=6, 室生川流域=12, 内牧川流域=7.8, 芳野川流域=6.1, 四郷川流域=4.6	宇陀川流域=(5, 5), 芳野川流域=(5, 5.7), 四郷川流域=(5, 4.4)	名張川[名張]
	山添村	深川流域=4.8, 笠間川流域=8	—	名張川[名張]
五條・北部吉野	五條市北部	吉野川流域=48.4, 丹生川流域=22.8, 宗川流域=13, 八幡川流域=4, 寿命川流域=3.8, 西川流域=3.7, 北川流域=2.3, 宇智川流域=3.6	吉野川流域=(5, 46.1), 丹生川流域=(6, 22.8), 西川流域=(5, 3.7), 宇智川流域=(6, 2.9)	紀の川[五條]
	吉野町	吉野川流域=48.2, 志賀川流域=4, 高見川流域=26	吉野川流域=(5, 45.9), 志賀川流域=(5, 3.7)	—
	大淀町	吉野川流域=48.3	吉野川流域=(5, 46)	—
	下市町	吉野川流域=47.5, 丹生川流域=14.5, 秋野川流域=7	吉野川流域=(5, 45.2), 丹生川流域=(5, 14.5), 秋野川流域=(5, 5.6)	—
	南東部	曾爾村	青蓮寺川流域=13.8	—
御杖村	名張川流域=5.5, 菅野川流域=6	名張川流域=(6, 5.5)	—	
黒滝村	丹生川流域=8.8	丹生川流域=(10, 7)	—	
天川村	熊野川流域=21.2, 洞川流域=10.3	熊野川流域=(10, 17), 洞川流域=(10, 8.2)	—	
下北山村	北山川流域=54.4, 池郷川流域=10.9	—	—	
上北山村	北山川流域=28.9, 小椋川流域=12.8	小椋川流域=(10, 10.2)	—	
川上村	吉野川流域=30.4, 本沢川流域=16.4	本沢川流域=(6, 16.4)	—	
東吉野村	高見川流域=24.2	—	—	
南西部	五條市南部	川原樋川流域=26.4, 熊野川流域=32.2	熊野川流域=(6, 32.2)	—
	野迫川村	川原樋川流域=26.1, 池津川流域=10, 北股川流域=6.6, 中原川流域=8.8	池津川流域=(10, 8), 北股川流域=(10, 6.6)	—
	十津川村	熊野川流域=60.8, 北山川流域=63.3, 滝川流域=18.5, 旭川流域=12.2	熊野川流域=(12, 60.8), 北山川流域=(12, 63.3)	—

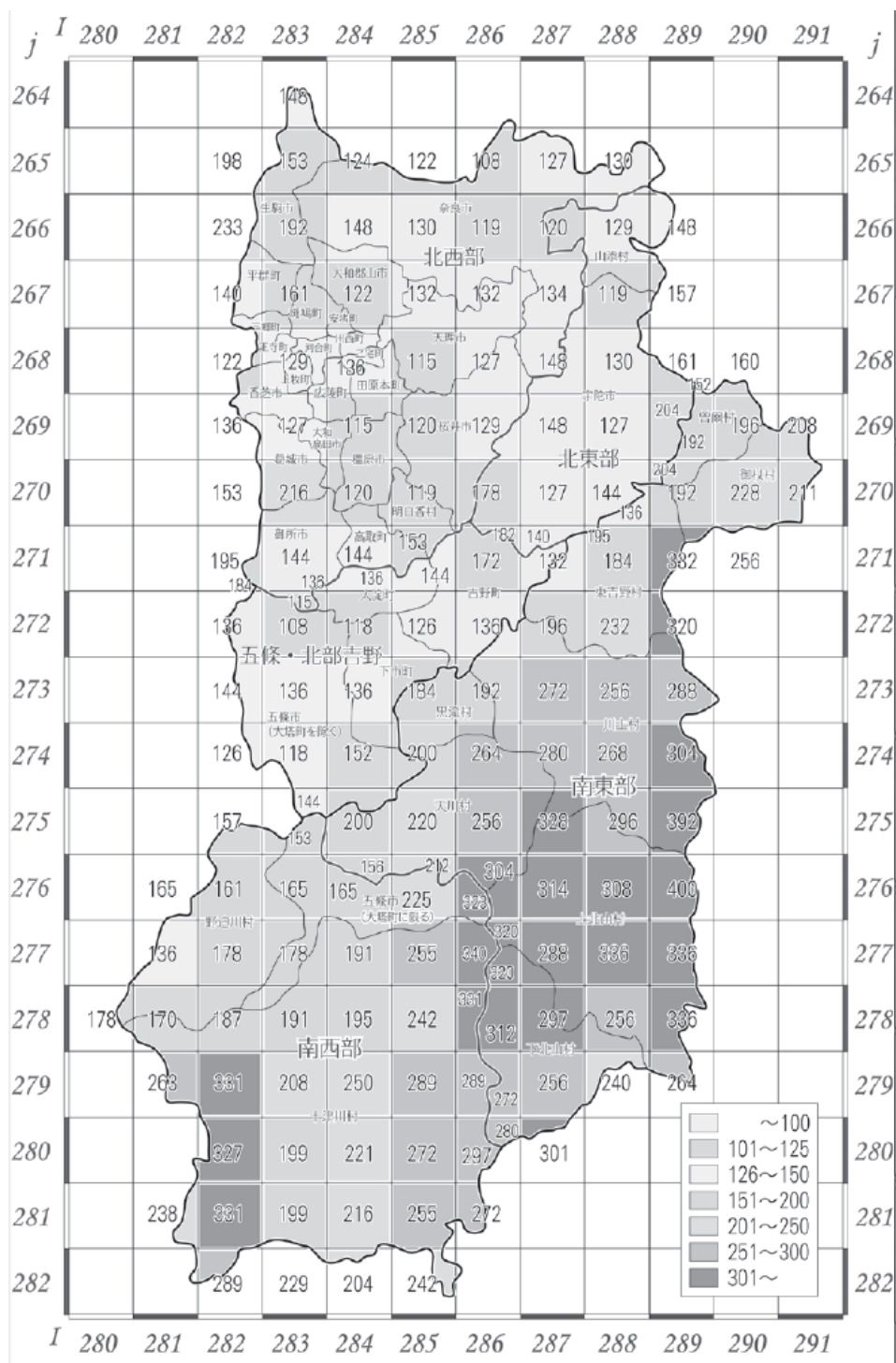
*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(注) 流域雨量指数は、河川流域の降雨をもとに、洪水の危険度を評価するための指標である。

③ 大雨警報（大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北西部	奈良市	17	108
	大和高田市	15	115
	大和郡山市	17	122
	天理市	16	115
	橿原市	16	115
	桜井市	13	119
	御所市	16	115
	生駒市	16	124
	香芝市	16	122
	葛城市	13	127
	平群町	13	140
	三郷町	17	122
	斑鳩町	14	129
	安堵町	18	122
	川西町	13	136
	三宅町	17	136
	田原本町	16	115
	高取町	16	120
	明日香村	14	119
	上牧町	17	129
王寺町	16	122	
広陵町	15	115	
河合町	17	129	
北東部	宇陀市	13	119
	山添村	13	119
五條・北部吉野	五條市北部	13	108
	吉野町	13	126
	大淀町	15	108
	下市町	14	118
南東部	曾爾村	21	152
	御杖村	22	192
	黒滝村	21	184
	天川村	21	156
	下北山村	21	240
	上北山村	21	240
	川上村	21	136
	東吉野村	21	132
南西部	五條市南部	21	153
	野迫川村	18	136
	十津川村	20	170

大雨警報基準（土砂災害）
 [5 km 格子毎の土壌雨量指数]



④ 洪水警報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	
北西部	奈良市	富雄川流域=10.8, 佐保川流域=7.3, 菩提仙川流域=7.7, 地藏院川流域=5.3, 秋篠川流域=8, 岩井川流域=8.9, 能登川流域=5.6, 菩提川流域=4.5	—	—	
	大和高田市	葛下川流域=3.6, 曾我川流域=18.1, 高田川流域=5.6, 太田川流域=4.8, 葛城川流域=12.7, 土庫川流域=3.6, 住吉川流域=3.5	葛下川流域=(5, 3.2), 土庫川流域=(10, 2.2), 住吉川流域=(6, 3.1)	—	
	大和郡山市	富雄川流域=16.2, 佐保川流域=22, 高瀬川流域=7, 地藏院川流域=5.7, 秋篠川流域=13.3	高瀬川流域=(11, 5.5)	大和川上流〔板東〕	
	天理市	布目川流域=5.7, 大和川流域=22.2, 寺川流域=16.4, 布留川北流流域=4.1, 布留川流域=9.3, 西門川流域=4.5, 真面堂川流域=4.6, 高瀬川流域=5.2, 菩提仙川流域=7.8, 深江川流域=3.3	布目川流域=(7, 5.1), 寺川流域=(15, 14.1), 真面堂川流域=(7, 3.5), 高瀬川流域=(11, 4.1)	大和川上流〔板東〕	
	橿原市	曾我川流域=14.9, 飛鳥川流域=10.1, 寺川流域=14.7, 葛城川流域=13.2, 高取川流域=6.4, 米川流域=6	—	—	
	桜井市	大和川流域=14.4, 寺川流域=7, 纏向川流域=4.8, 栗原川流域=5.6	—	—	
	御所市	曾我川流域=3.9, 葛城川流域=4.6, 安位川流域=6, 水越川流域=4	葛城川流域=(7, 4.3), 水越川流域=(7, 3.6)	—	
	生駒市	竜田川流域=8.4, 富雄川流域=7.6	竜田川流域=(7, 8.4)	—	
	香芝市	葛下川流域=5, 竹田川流域=5, 熊谷川流域=4.5, 原川流域=3	葛下川流域=(9, 3.2)	—	
	葛城市	葛下川流域=3.1, 熊谷川流域=4.5, 高田川流域=4.2, 太田川流域=3.6, 葛城川流域=12.7, 安位川流域=6	葛下川流域=(5, 2.7), 太田川流域=(5, 3.2)	—	
	平群町	竜田川流域=14	—	—	
	三郷町	—	—	大和川上流〔板東〕	
	斑鳩町	竜田川流域=15, 富雄川流域=14.3	富雄川流域=(5, 12.9)	大和川上流〔板東〕	
	安堵町	富雄川流域=16.7, 岡崎川流域=6.4	岡崎川流域=(6, 4.1)	大和川上流〔板東〕	
	川西町	大和川流域=22.2, 曾我川流域=24.9, 飛鳥川流域=15.1, 寺川流域=16.4	寺川流域=(15, 14.1)	大和川上流〔板東〕	
	三宅町	曾我川流域=18.3, 飛鳥川流域=13.7, 寺川流域=17.3	寺川流域=(15, 14.8)	大和川上流〔板東〕	
	田原本町	大和川流域=16.3, 曾我川流域=18.3, 飛鳥川流域=14.2, 寺川流域=16.6, 西門川流域=5.1	寺川流域=(15, 14.2)	—	
	高取町	曾我川流域=14.9, 高取川流域=4.5	高取川流域=(7, 4.1)	—	
	明日香村	飛鳥川流域=9.3, 高取川流域=5.8	高取川流域=(7, 5.2)	—	
	上牧町	葛下川流域=10.6	—	—	
	王寺町	葛下川流域=11.6	—	大和川上流〔板東〕	
	広陵町	曾我川流域=18.2, 高田川流域=9.3, 葛城川流域=13.5, 土庫川流域=3.6	土庫川流域=(10, 2.2)	大和川上流〔板東〕	
	河合町	葛下川流域=11.6, 佐味田川流域=5.3, 曾我川流域=24.9	—	大和川上流〔板東〕	
	北東部	宇陀市	宇陀川流域=7.6, 室生川流域=15.2, 内牧川流域=9.7, 芳野川流域=7.7, 四郷川流域=5.8	宇陀川流域=(5, 5.6), 芳野川流域=(11, 6.3)	名張川〔名張〕
		山添村	深川流域=6, 笠間川流域=10.1	—	名張川〔名張〕
	五條・北部吉野	五條市北部	吉野川流域=60.6, 丹生川流域=28.6, 宗川流域=16.3, 八幡川流域=5, 寿命川流域=4.7, 西川流域=4.6, 北川流域=3.3, 宇智川流域=4.5	吉野川流域=(7, 51.3), 丹生川流域=(6, 25.7), 西川流域=(6, 4.2)	紀の川〔五條〕
吉野町		吉野川流域=60.3, 志賀川流域=5, 高見川流域=32.6	吉野川流域=(7, 51), 志賀川流域=(5, 4.1)	—	
大淀町		吉野川流域=60.4	吉野川流域=(7, 51.1)	—	
下市町		吉野川流域=59.4, 丹生川流域=18.2, 秋野川流域=8.8	吉野川流域=(7, 50.3), 丹生川流域=(5, 16.3)	—	
南東部	曾爾村	青蓮寺川流域=17.3	—	—	
	御杖村	名張川流域=6.9, 菅野川流域=7.6	—	—	
	黒滝村	丹生川流域=11.1	丹生川流域=(10, 10.6)	—	
	天川村	熊野川流域=26.6, 洞川流域=12.9	洞川流域=(10, 11.3)	—	
	下北山村	北山川流域=68, 池郷川流域=13.7	—	—	
	上北山村	北山川流域=36.2, 小椽川流域=16	小椽川流域=(10, 14.4)	—	
	川上村	吉野川流域=38, 本沢川流域=20.5	—	—	
	東吉野村	高見川流域=30.3	—	—	
南西部	五條市南部	川原樋川流域=33, 熊野川流域=40.3	—	—	
	野迫川村	川原樋川流域=32.6, 池津川流域=12.5, 北股川流域=8.3, 中原川流域=12.6	北股川流域=(10, 7.4)	—	
	十津川村	熊野川流域=76, 北山川流域=79.2, 滝川流域=23.3, 旭川流域=15.3	—	—	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

⑤ その他警報・注意報等

警報・注意報発表基準一覧表

発表官署	奈良地方気象台				
府県予報区	奈良県				
一次細分区域	北部			南部	
市町村等をまとめた地域	北西部	北東部	五條・北部吉野	南東部	南西部
警報	暴風(平均風速)	20m/s			
	暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 24時間降雪の深さ20cm 山地 24時間降雪の深さ30cm	24時間降雪の深さ30cm	平地 24時間降雪の深さ20cm 山地 24時間降雪の深さ30cm	24時間降雪の深さ40cm
注意報	強風(平均風速)	12m/s			
	風雪(平均風速)	12m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 24時間降雪の深さ5cm 山地 24時間降雪の深さ10cm	24時間降雪の深さ10cm	平地 24時間降雪の深さ5cm 山地 24時間降雪の深さ10cm	24時間降雪の深さ20cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	濃霧(視程)	100m			
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%			
なだれ	積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨(気温は奈良地方気象台の値)				
低温	最低気温-5℃以下(気温は奈良地方気象台の値)				
霜	4月以降の晩霜				
着雪	24時間降雪の深さ: 平地20cm以上 気温: -2℃~2℃				
融雪					
着氷					
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm				
土砂災害警戒情報	大雨により土砂災害の危険度が高まったと判断される場合(詳細は下記※参照)				
竜巻注意情報	発達した積乱雲の付近で、竜巻等局地的な突風が発生すると判断される場合				

※本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。

※土砂災害警戒情報について

土砂災害警戒情報とは、市町村や住民等に必要な防災情報を提供し、迅速かつ適切な防災対応を効果的に支援していくために、土砂災害防止法第27条及び気象業務法第11条に基づき奈良県と気象庁が共同して作成・発表する情報である。

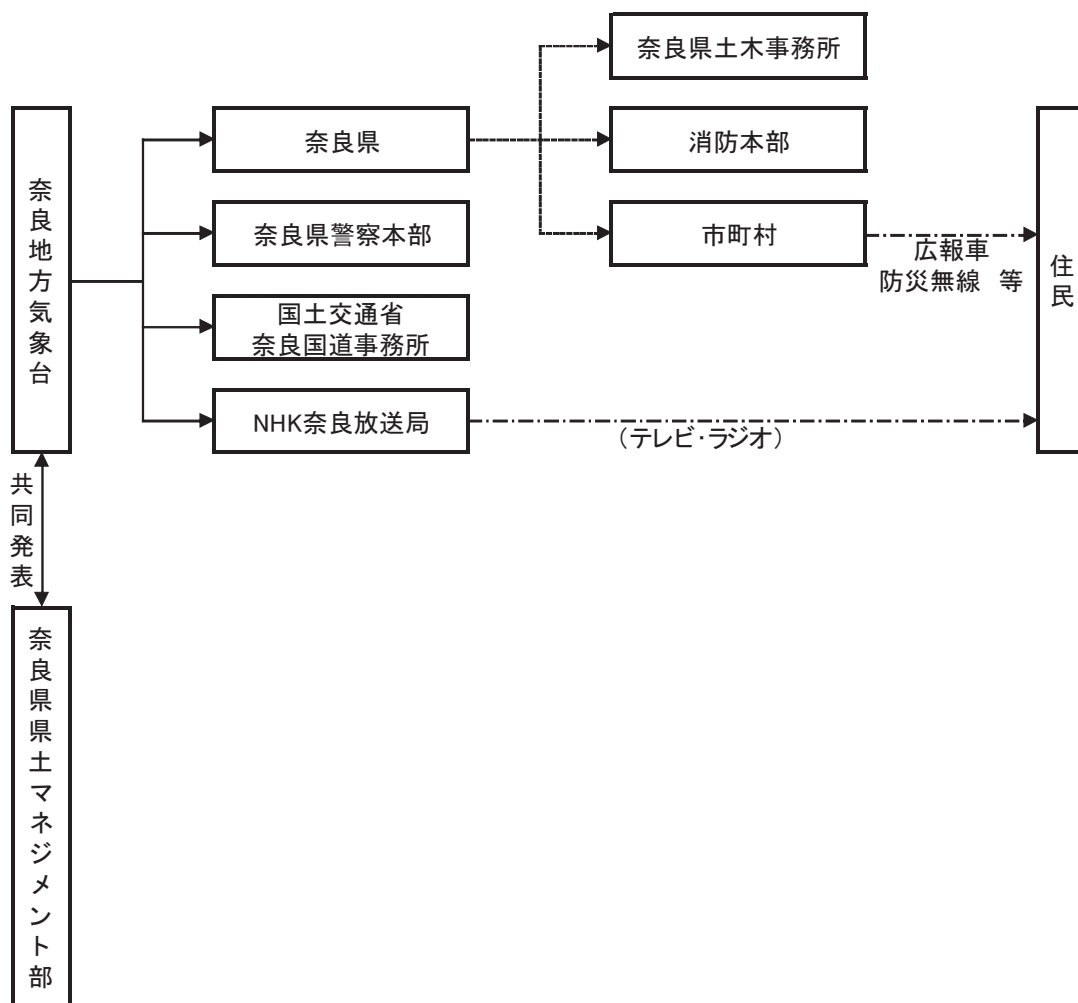
○発表対象地域

発表は市町村を最小単位として、県内すべての市町村を対象としている。なお、五條市は、五條市北部(大塔町以外)と五條市南部(大塔町のみ)に分割して発表している。

○利用上の留意点

発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべりなどについては発表対象としていない。そのため、防災活動にあたっては、周辺の溪流・斜面の状況なども合わせて、総合的に判断する必要がある。

○土砂災害警戒情報の伝達体制



○土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

暫定基準は、次の事象が発生した場合、奈良県県土マネジメント部と奈良地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を決定し、奈良県県土マネジメント部は、奈良県総務部に直ちにその内容を通知する。

- ・ 県内で震度5強以上の地震を観測した場合
 - ・ その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される林野火災、風倒木等）が発生した場合
- 詳細については、「奈良県土砂災害警戒情報に関する実施要領」による。

紀伊半島大水害により発生した大規模な土砂被害を考慮し、土砂災害が発生しやすくなっていた市村においては、溪流や斜面に残った崩壊残土の流出等、わずかな降雨による土砂災害が発生しやすくなっていることから、土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用した（暫定基準の運用期間：平成23年9月8日～平成24年11月27日）。

⑥ 特別警報（警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表）

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

(2) 火災気象通報及び火災警報

① 火災気象通報

奈良地方気象台は、消防法第22条第1項の定めにより気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を「火災気象通報」として直ちに県に対して通報する。

県は、消防法第22条第2項の定めにより「火災気象通報」を受けたときは直ちに市町村に通報する。

「火災気象通報」の基準は、実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下となり最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのときである。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

② 火災警報

市町村は、県から「火災気象通報」を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法22条第3項の定めにより「火災警報」を発することができる。

「火災警報」が発せられたときは、その市町村の区域にある者は当該市町村の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

市町村は、「火災警報」を発しまたは解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等市町村地域防災計画に定めるところにより、住民及び区域内の事業所等に通知するとともに、県に通報する。

(3) 水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報

「水防警報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するものである。

また、「避難判断水位（特別警戒水位）到達情報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について、市町村長の避難勧告等の発令判断の目安及び住民の避難判断の参考となる水位（避難判断水位（特別警戒水位））に達したときに、その旨を通知するものである。

これらの措置については県水防計画で定める。（「第3章第30節 水防活動計画」参照）

2 気象予警報等の対象区域

奈良地方気象台が発表する気象予警報等の対象区域は奈良県全域である。注意報及び警報、土砂災害警戒情報等は、市町村単位で発表する。

火災気象通報、竜巻注意情報は、全県に発表する。

3 気象観測所及び雨量観測所

(1) 地域気象観測所及び地域雨量観測所 (奈良地方気象台)

H29.4.1現在

流域 河川名	観測所名	所在地	観測内容					備考
			気温	日照	風	雨	雪	
能登川	奈良	奈良市西紀寺町		○	○			地域気象観測所 (気象官署)
		奈良市東紀寺町	○			○	○	
宇陀川	大字陀	宇陀市大字陀下竹	○	○	○	○	○	地域気象観測所
布目川	針	奈良市都祁友田町	○	○	○	○	○	地域気象観測所
大谷川	五條	五條市三在町	○	○	○	○	○	地域気象観測所
北山川	上北山	吉野郡上北山村小椽	○	○	○	○	○	地域気象観測所
十津川 (熊野川)	風屋	吉野郡十津川村風屋	○	○	○	○	○	地域気象観測所
太郎路川	曾爾	宇陀郡曾爾村太良路					○	地域雨量観測所
寺川	田原本	磯城郡田原本町					○	地域雨量観測所
吉野川 (紀の川)	吉野	吉野郡吉野町宮滝					○	地域雨量観測所
柿本川	葛城	葛城市寺口					○	地域雨量観測所
十津川 (熊野川)	玉置山	吉野郡十津川村玉置山					○	地域雨量観測所
洞川	天川	吉野郡天川村大字洞川					○	地域雨量観測所
西の川	下北山	吉野郡下北山村佐田					○	地域雨量観測所

(2) 雨量観測所(河川課)

① 奈良県

H29.4.1現在

流域 河川名	観測 所名	所 在 地 所 (設 置 場 所)	種別	管轄土木 事務所	観測者	電話番号
佐保川	奈良	奈良市南紀寺町 (奈良土木事務所)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
秋篠川	秋篠	奈良市秋篠町 (県営競輪場)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
打滝川	柳生	奈良市柳生町 (市立柳生公民館)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
布目川	都祁	奈良市針町 (都祁行政センター)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
岩井川	八条高架橋	奈良市杏町 (八条高架橋)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0743(63)2505
岩井川	八条高架橋	奈良市杏町 (八条高架橋)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0743(63)2505
布留川	天理	天理市長滝町 (天理ダム管理センター)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0743(63)2505
高瀬川	米谷	天理市福住町 (米谷観測所)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0743(65)1655
檜川	白川	天理市和爾町 (白川ダム管理センター)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0743(65)1655
秋篠川	郡山	大和郡山市北郡山町 (郡山土木事務所)	自記 テレメータ	郡山	郡山土木 事務所長	0743(52)1101
竜田川	生駒	生駒市山崎町 (生駒市消防本部)	自記 テレメータ	郡山	郡山土木 事務所長	0743(52)1101
富雄川	高山	生駒市高山町 (生駒消防署北出張所)	自記 テレメータ	郡山	郡山土木 事務所長	0743(52)1101
高田川	高田	大和高田市東中 (高田土木事務所)	自記 テレメータ	高田	高田土木 事務所長	0745(52)6144
葛城川	葛城山	御所市櫛羅町 (国民宿舎葛城高原ロッジ)	自記 テレメータ	高田	高田土木 事務所長	0745(52)6144
葛下川	香芝	香芝市本町 (香芝市消防本部)	自記 テレメータ	高田	高田土木 事務所長	0745(52)6144
大和川	桜井	桜井市上之庄 (桜井土木事務所)	自記 テレメータ	桜井	桜井土木 事務所長	0744(42)9191

① 奈良県 (つづき)

流域 河川名	観測 所名	所 在 地 所 (設 置 場 所)	種別	管轄土木 事務所	観測者	電話番号
寺川	多武峰	桜井市多武峰 (多武峰第1駐車場)	自記 テレメータ	桜井	桜井土木 事務所長	0744(42)9191
大和川	笠	桜井市笠 (JAならけん)	自記 テレメータ	桜井	桜井土木 事務所長	0744(42)9191
大和川	初瀬	桜井市初瀬 (初瀬ダム管理センター)	自記 テレメータ	桜井	桜井土木事 務所長	0744(47)8540
高取川	高取	高市郡高取町観覚寺 (高取町役場)	自記 テレメータ	桜井	桜井土木 事務所長	0744(42)9191
宇陀川	宇陀	宇陀市大字陀区迫間90番地 の1(宇陀土木事務所)	自記 テレメータ	宇陀	宇陀土木 事務所長	0745(83)0431
菅野川	御杖	宇陀郡御杖村菅野 (御杖村役場)	自記 テレメータ	宇陀	宇陀土木 事務所長	0745(83)0431
吉野川 (紀の川)	上市	吉野郡吉野町上市 (吉野土木事務所)	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
吉野川 (紀の川)	迫	吉野郡川上村迫 (川上村役場)	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
吉野川 (紀の川)	大台	吉野郡上北山村西原 (大台中継所)	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
北山川	河合	吉野郡上北山村河合 (吉野土木事務所工務第三課)	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
西の川	寺垣内	吉野郡下北山村寺垣内 (下北山村役場)	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
天川 (熊野川)	天川	吉野郡天川村沢谷 (吉野土木事務所天川駐在所)	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
吉野川 (紀の川)	五條	五條市今井 (五條土木事務所)	自記 テレメータ	五條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
丹生川	西吉野	五條市西吉野町城戸 (五條市役所 西吉野支所)	自記 テレメータ	五條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
布留川	仁興	天理市仁興 (仁興観測所)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木事 務所長	0743(63)2505
大和川	小夫	桜井市小夫 (小夫観測所)	自記 テレメータ	桜井	桜井土木事 務所長	0744(47)8540

① 奈良県（つづき）

流域 河川名	観測 所名	所 在 地 所 (設 置 場 所)	種別	管轄土木 事務所	観測者	電話番号
天 川 (熊野川)	大 塔	五條市大塔町辻堂 (大塔村役場)	自記 テレメータ	五 條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
十 津 川 (熊野川)	上野地	吉野郡十津川村上野地 (五條土木事務所工務二課)	自記 テレメータ	五 條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
十 津 川 (熊野川)	平 谷	吉野郡十津川村平谷 (奈良交通十津川温泉バス停)	自記 テレメータ	五 條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
池 津 川	野迫川	吉野郡野迫川村北股 (野迫川村役場)	自記 テレメータ	五 條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
青蓮寺川	曾 爾	宇陀郡曾爾村大字今井 (曾爾村役場)	自記 テレメータ	宇 陀	宇陀土木 事務所長	0745(83)0431
高 見 山	東吉野	吉野郡東吉野村大字小川 (東吉野村役場)	自記 テレメータ	宇 陀	宇陀土木 事務所長	0745(83)0431

② 国土交通省

H29.4.1現在

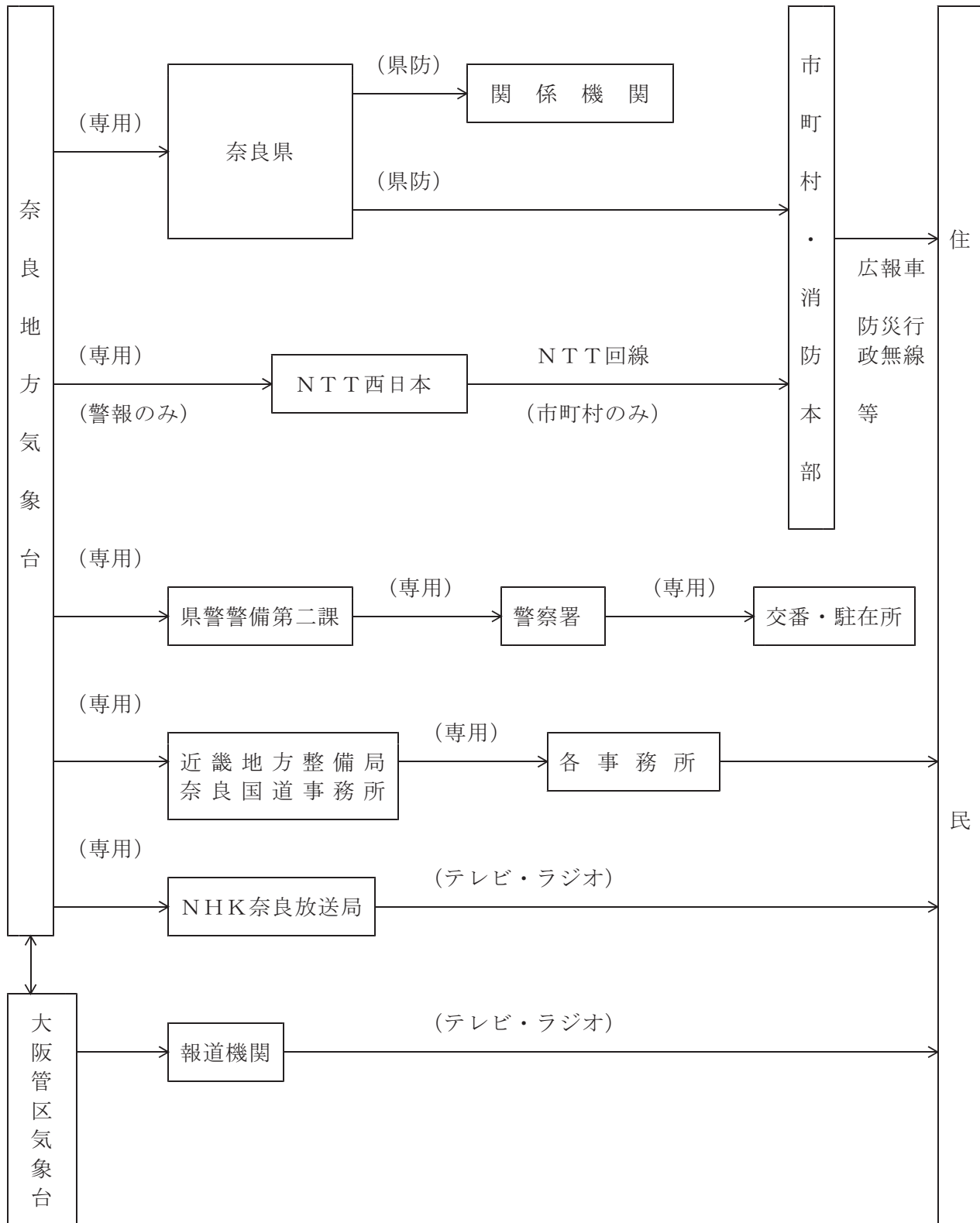
流域河川名	観測所名	所在地	種別	観測所属
天川(熊野川)	虻峠	吉野郡天川村虻峠	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
天川(熊野川)	九尾	吉野郡天川村九尾	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
天川(熊野川)	川迫	吉野郡天川村北角	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
天川(熊野川)	天辻	五條市大塔町阪本	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
中原川	柞原	吉野郡野迫川村柞原	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
天川(熊野川)	猿谷	五條市大塔町辻堂	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
吉野川(紀の川)	入之波	吉野郡川上村入之波	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
吉野川(紀の川)	柏木	吉野郡川上村北和田582	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
中奥川(紀の川)	中奥	吉野郡川上村中奥	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
大和丹生川	夜中	五條市西吉野町夜中	自記テレメータ	和歌山河川国道事務所
吉野川(紀の川)	大台ヶ原	吉野郡上北山村小椽大台山660-4	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
吉野川(紀の川)	武木	吉野郡川上村武木	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
吉野川(紀の川)	妹背	吉野郡吉野町河原屋	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
高見川(紀の川)	高見	東吉野村小栗栖534	自記テレメータ (カメラ)	紀の川ダム統合管理事務所
吉野川(紀の川)	大滝	川上村字大滝1051	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
大和川(初瀬川)	初瀬	桜井市岩坂232-2	自記テレメータ	大和川河川事務所
布留川	天理	天理市石上町777天理北中学校	自記テレメータ	大和川河川事務所
寺川	八木	橿原市新賀町33八木中学校	自記テレメータ	大和川河川事務所
葛城川	葛城	御所市室30の1	自記テレメータ	大和川河川事務所
竜田川	生駒	生駒市門前町9-20	自記テレメータ	大和川河川事務所
	檜木	大和郡山市矢田町矢田山国有林	自記テレメータ	大和川河川事務所
大和川	王寺	北葛城郡王寺町久度1丁目	自記テレメータ	大和川河川事務所
佐保川	川上	奈良市川上町向山内石ヶ峰758-2	自記テレメータ	大和川河川事務所
葛下川	当麻	葛城市長尾14	自記テレメータ	大和川河川事務所
岡崎川	北窪田	生駒郡安堵町窪田50	自記テレメータ(カメラ)	大和川河川事務所
布目川	針ヶ別所	奈良市針ヶ別所町字ハカノツリ96-3	普通自記テレメータ	木津川上流河川事務所
青蓮寺川	土屋原	宇陀郡御杖村土屋原	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
名張川	神末	宇陀郡御杖村神末	自記テレメータ	木津川上流河川事務所

② 国土交通省（つづき）

流域河川名	観測所名	所在地	種別	観測所属
青蓮寺川	山粕	宇陀郡曾爾村山粕	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
青蓮寺川	太良路	宇陀郡曾爾村太良路	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
宇陀川	香酔山	奈良市都祁吐山	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
宇陀川	榛原	宇陀市榛原区下井足宇陀川河川敷	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
宇陀川	高井	宇陀市榛原区高井	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
宇陀川	岩端	宇陀市菟田野区岩端143	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
宇陀川	龍口	宇陀市室生区西谷	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
青蓮寺川	曾爾	宇陀郡曾爾村大字塩井字念仏堂19	自記テレメータ	(独)水資源機構
宇陀川	古市場	宇陀郡菟田野区古市場字向崎	自記テレメータ	(独)水資源機構

第2 情報の受理、伝達

1 伝達系統概念図



(県防) は県防災行政通信ネットワーク、(専用) は専用線または専用無線を表す。

2 奈良地方気象台の措置

気象予警報等を発表したときは、速やかに次の各機関に通知する。

奈良県防災統括室

奈良県警察本部警備第二課

国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所

日本放送協会奈良放送局

西日本電信電話株式会社（NTT西日本）

3 県の措置

県防災統括室は、奈良地方気象台から気象予警報、特別警報等の発表または解除に関する通知を受けたときは、県防災行政通信ネットワーク等より市町村、消防本部等関係機関に伝達する。

4 県警察本部の措置

気象予警報等の通知を受けたときは、次により関係所属に伝達する。

- (1) 県警警備第二課は、速やかに部内の関係課及び県内警察署に伝達する。伝達は、警察電話または警察無線等によって行う。
- (2) 伝達を受けた警察署は、速やかに県内交番及び駐在所に伝達する。
- (3) 気象予警報等に伴ってその対策を要するときは、警報の伝達と併せてまたは別個にその対策をそれぞれ指示する。

5 市町村の措置

気象予警報等及び火災気象通報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、次の方法により管内の住民及び関係機関に対し、その周知徹底と対策等を講ずる。

- (1) NTT西日本からの伝達は、警報の種別のみであるから県防災行政無線、ラジオ、テレビ放送によりあるいは最寄の警察機関、水防機関等と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。
- (2) 異常現象を発見し、または通報を受けたときは県及び奈良地方気象台に通知するとともに、現象によって予想される災害と関係のある県事務所あるいは隣接市町村に連絡する。
- (3) 県から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を勘案して火災警報を発する。
- (4) 火災警報を住民に周知するに当たっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行う。
- (5) 市町村から住民への伝達系統等必要な事項は、市町村地域防災計画に定める。

6 特別警報にかかる市町村の措置

特別警報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、市町村地域防災計画等に基づく伝達手段により管内の住民及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講ずる。

7 放送機関の措置

気象予警報等の通知を受けたときは、できる限り速やかに県内の住民及び関係機関に周知徹底するために、適宜の方法により放送する。放送にあたっては、警報等の内容を考慮し、その徹底のため放送時間、放送回数等に留意して行う。

8 NTT西日本の措置

気象庁より警報の通知を受けたときは、県内各市町村に直ちに通知する。

9 その他の措置

災害の発生その他の事故により気象予警報等の伝達について本計画に定める措置によることができないときは、関係機関が相互に連絡をとり気象予警報等が速やかに市町村及び住民に周知徹底できるよう応急的な措置を講ずる。

第3 早期災害情報の収集

1 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

紀伊半島大水害で発生したような深層崩壊をいち早く検知するため、国土交通省が設置した大規模崩壊監視警戒システムを活用し、大規模崩壊発生に関する情報収集に努める。

2 実施機関

（1）県・市町村等（消防本部等含む）

県・市町村等（消防本部等含む）は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に扱われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

（2）指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は所管する分野の災害情報を収集する。

その際、当該被害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のための情報を収集するよう特に留意する。

特に、国土交通省から派遣される専門家集団で構成されるリエゾン（災害対策現地情報連絡員）と TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）と連携し、災害情報を収集する。

3 災害時緊急連絡員による情報収集

県は、平常時から「災害時緊急連絡員」（以下「連絡員」という。）を編成し、県が災害対策本部を設置した場合には、連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣する。

被災市町村に派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に県災害対策本部に報告する。また、県災害対策本部と被災市町村災害対策本部の間の連絡調整等の業務に従事する。

4 ヘリコプターによる情報収集

早期に被害の概要を把握するため、県災害対策本部は必要に応じ、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターにより情報を収集する。また、ヘリコプター・テレビシステムを活用し、可能な限り映像による情報をヘリコプターから県災害対策本部等に伝送する。

上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合は、県災害対策本部は自衛隊、海上保安庁、近畿地方整備局、他都道府県に対し、応援を要請する。（本章「第8節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」「第12節 受援体制の整備」参照）

5 民間事業所による情報収集

民間事業所に「防災情報サポート事業所」として気象情報や被害情報を提供いただき、より充実した情報収集体制を構築する。

6 ボランティアによる情報収集

砂防巡視員、砂防ボランティア等からの災害情報収集を行う。

7 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市町村または警察官に通報する。

(2) 市町村及び警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村に通報する。異常現象の通報を受けた市町村は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

第4 災害情報の調査・報告計画

1 被害状況、避難状況等の調査

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする災害時要援護者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する（災害時要援護者については、「第3章第3節 災害時要援護者の支援計画」参照）。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	市町村	
2 避難に関する状況 (避難勧告・指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)	市町村	
3 福祉関係施設被害	市町村(県)	
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	市町村(県)	保健所
5 水道施設被害	市町村	
6 農業生産用施設	市町村	県農林振興事務所
7 畜産被害	市町村	県家畜保健衛生所
8 水産被害	市町村	
9 農地、農業用施設被害	市町村	県農林振興事務所
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	市町村	県農林振興事務所
11 林産物、林産施設被害	市町村	県農林振興事務所
12 商工関係被害	市町村(県)	県農林振興事務所
13 公共土木施設被害	市町村(県)	県土木事務所
14 都市施設被害	各施設	県土木事務所
15 県有財産、県有建築物被害 (文化財、警察関係施設除く)	県	市町村
16 文教関係施設被害	市町村(県) 教育委員会	
17 文化財被害	警察本部、警察署	市町村
18 警察関係被害	指定公共機関等	市町村
19 生活関連施設被害		

2 報告の基準

市町村等は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

(1) 即報基準

(一般基準)

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 奈良県または市町村が災害対策本部を設置したもの。
- ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。
- ④ 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。
- ⑤ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。
- ⑥ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①から⑤の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

- ⑦ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ⑧ 洪水、浸水、河川の越水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ⑨ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ⑩ 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ⑪ 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの。
- ⑫ その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

3 直接報告基準

市町村は、一般基準に該当する火災・災害等及び特に迅速に消防庁に報告すべき次の個別基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む）については、県に加え、直接消防庁に対しても報告するものとする。

(1) 災害即報

第4の2の⑦及び⑧のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第5 市町村防災担当課から県防災統括室への報告

1 報告系統

市町村防災担当課から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡する。

2 災害概況即報

市町村防災担当課は、「第4 2 (1) 即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を県防災情報システムにより、県防災統括室に報告する。

また、「第4 3 (1) 直接報告基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁及び県防災統括室に対して（第4号様式（その1））により報告するものとし、可能であれば、併せて県防災統括室に県防災情報システムにより報告するものとする。

3 被害状況即報

市町村防災担当課は、「第4 2 (1) 即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を県防災情報システムにより、県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

4 災害確定報告

市町村防災担当課は、応急対策終了後、14日以内に（第4号様式（その2））で県防災統括室へ報告する。

5 災害年報

市町村防災担当課及び県関係課は、毎年1月1日から12月31日までの災害による

被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報(第3号様式)により報告するものとし、県防災統括室は、その結果を集計して4月30日までに総務省消防庁に報告するものとする。

第6 報告系統

市町村、指定地方公共機関等は、県に報告する。

県は、市町村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣(窓口:総務省消防庁)に報告する。

第7 報告を行うことができない場合

市町村は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣(窓口:総務省消防庁)に変更するものとする。ただし、この場合にも市町村は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

また、市町村が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

県が災害の発生により報告を行うことができなかったときは、指定地方行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

第8 市町村事業担当課等から県事業担当課への報告

1 市町村事業担当課

市町村事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項(本節「第4 災害情報等の調査・報告計画 1 被害状況、避難状況等の調査」参照)について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

2 県事業担当課

- (1) 県事業担当課は、調査事項ごとに市町村の被害状況等を取りまとめる。
- (2) 県事業担当課は、掌握した被害状況等について、各部企画管理室を通じて所管部長に報告するとともに、県防災統括室、県関係課及び必要な関係機関に通知する。

3 関係機関等

県管財課、県教育委員会事務局、県警本部、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その管理する施設について被害状況等を県防災統括室に報告する。

4 県防災統括室

県防災統括室は、県事業担当課及び関係機関から報告のあった被害状況等について事項別に集計し、必要な関係機関、報道機関等にできるだけ速やかに通知する。

第9 被災者の安否情報

1 安否情報の提供

県、市町村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

県、市町村が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、県、市町村は、照会に対する回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、県、市町村に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

(1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

（2）照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

(2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

(3) 照会をする理由

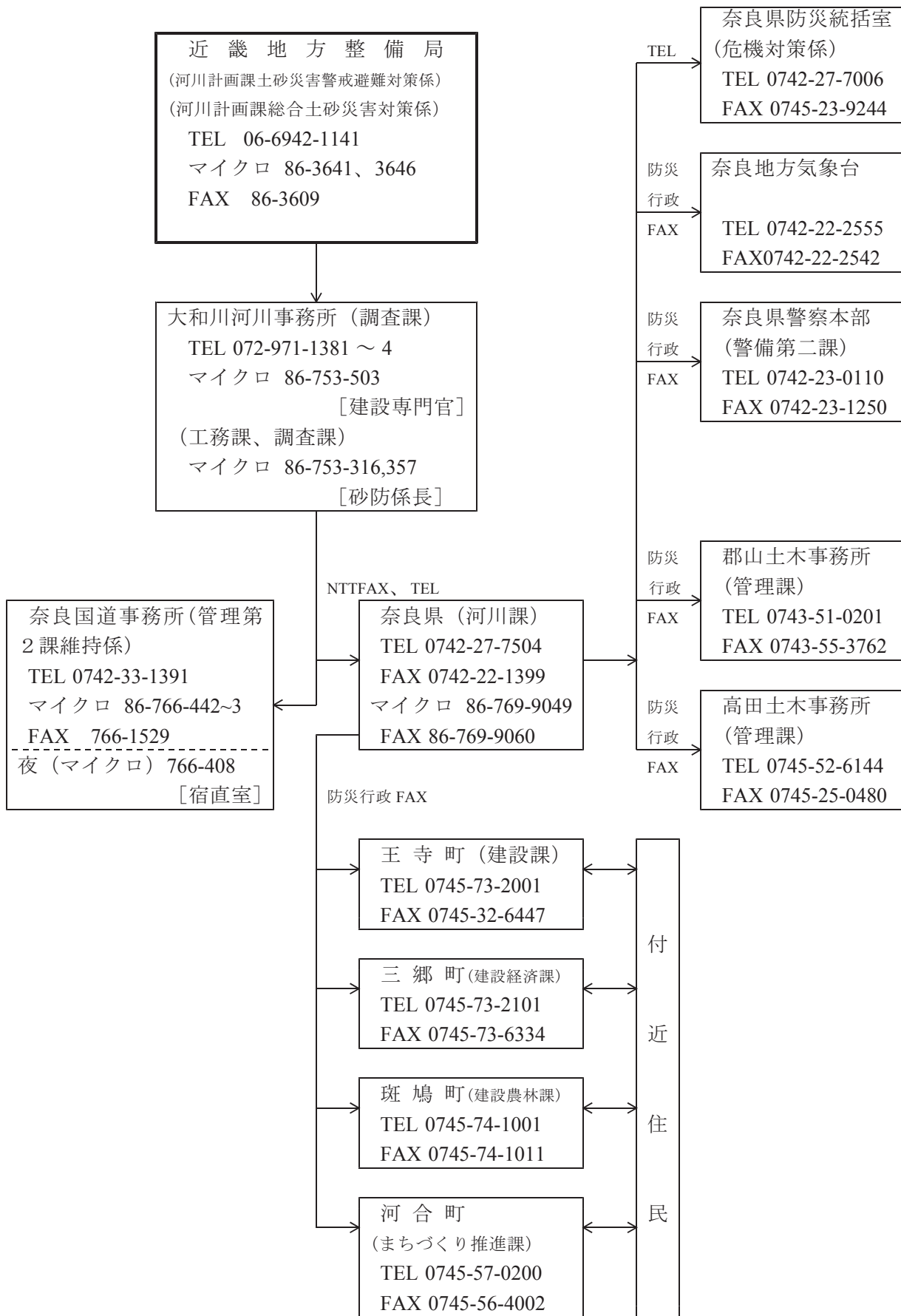
3 被災者に関する情報の利用

県、市町村は、安否情報の回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第10 亀の瀬地すべり地区への対応

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所から「亀の瀬地すべり情報」が発表された場合は、以下の連絡系統により速やかに関係機関に連絡を行い、連絡を受けた機関は必要な対策を講じることとする。

〈亀の瀬地すべり地区関係連絡系統〉



第7節 県消防防災ヘリコプターの活動計画

(消防救急課)

県は、災害時等において、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件が運航可能な時、積極的にその活用を図る。また、災害発生時には速やかに被害の実情把握に努め、市町村等からの要請等を勘案し、県域の応急対策が効果的に実施できるように運航計画を調整する。

第1 災害時等の運航実施

県消防防災ヘリコプターの災害時等の運航は、「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、市町村長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の要請並びに総括管理者（県危機管理監）の指示等により、緊急運航の要件に該当する場合に実施する。

第2 緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施する。

- 1 救急活動
- 2 救助活動
- 3 災害応急対策活動
- 4 火災防御活動
- 5 広域航空消防防災応援活動

第3 各関係機関の相互協力

緊急運航が必要な市町村長等は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に消防防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

第4 市町村等の受入体制

緊急運航を要請した市町村長等は、県防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項

第8節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

(防災統括室)

救出救助活動、人員・物資の輸送活動、空中消火活動、上空偵察活動等のためにヘリコプターの派遣要請を必要とする場合は、迅速・的確に連絡を取り派遣を要請、受入の調整や準備を行う。

第1 県消防防災ヘリコプターの派遣要請

市町村等からの県消防防災ヘリコプターの派遣要請は、「第3章第7節 県消防防災ヘリコプターの活動計画」による。

第2 自衛隊へのヘリコプター派遣要請

自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、「第3章第12節 受援体制の整備」による。

陸上自衛隊第4施設団本部 第3科 防衛班
電話 0774-44-0001 内線233・235・236・239
(夜間は当直室 内線223・212)
防災行政通信ネットワーク TN-571-91 (夜間は当直室TN-571-92)

第3 警察へのヘリコプター派遣要請

警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。

奈良県警察本部警備第二課・地域課 内線5802 (県庁からは内線5527)
電話 0742-23-0110 内線3572 (県庁からは内線5517)

第4 海上保安庁へのヘリコプター派遣要請

海上保安庁へのヘリコプター等の派遣の要請は、「第3章第12節 受援体制の整備」による。

大阪海上保安監部警備救難課
電話 06-6571-0222

第5 近畿地方整備局へのヘリコプター要請

近畿地方整備局へのヘリコプター等の派遣要請は、「第3章第12節 受援体制の整備」による。

近畿地方整備局企画部防災課 電話 06-6942-1575 近畿地方整備局災害対策本部 電話 06-4790-7520、7521

第6 市町村の受入準備

市町村はヘリコプター等の派遣等の事実を知り、またはその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

- 1 ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- 2 離着陸地点にはⓂ記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。
- 3 ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。
- 4 ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去または物件所在地の表示をする。表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。
- 5 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- 6 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。

また、市町村及び災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者はヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

第7 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行または離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

- 1 雨天または霧等が発生し、視界が不良の場合
- 2 前線通過などのため突風や乱気流のある場合
- 3 日没後
- 4 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

第8 輸送ルートの確保

道路通行規制時における、ヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、県、市町村等が連携し、臨時ヘリポートの再確認を行う。

第9節 通信運用計画

(防災統括室、総務部、農林部、県土マネジメント部)

県は県と市町村、消防及び防災関係機関相互間の情報収集、伝達を確保するために県防災行政通信ネットワークを利用する。大規模災害時等の緊急時においては、国との情報連絡手段として非常災害時緊急連絡用無線（中央防災無線）や総務省消防庁、国土交通省及び各都道府県を結ぶ消防庁消防防災無線を利用する。また、大和路情報ハイウェイが切断された場合、県南部出先機関との情報連絡手段として衛星インターネットを利用する。

第1 通信手段

1 県防災行政通信ネットワーク

県防災行政通信ネットワークシステムは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ通信網で一斉通信（電子データ）、回線統制等の機能を有している。県から市町村等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システム（全ての設置端末に、音声及び自動印刷機能により防災情報を伝達するとともに受信確認機能を有するシステム）により行う。また市町村等から個別に防災情報システムを用い被害状況等の伝達を行う。

また、災害等が発生あるいは発生する恐れがある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に応じ通信の統制を行う。

2 非常災害時緊急連絡用無線（中央防災無線）

非常災害時緊急連絡用無線は、大規模災害発生時等の緊急時に、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と奈良県庁との間を直接結ぶ地上系無線通信網（電話、FAX）で、迅速な情報交換や意志決定を図るために活用する。

3 消防庁消防防災無線、国土交通省水防道路用無線、警察無線

消防庁消防防災無線、国土交通省水防道路用無線及び警察無線を、災害時に国及び他府県との連絡手段に活用する。

4 電話設備

(1) 災害時優先電話

災害時に通信の電話が著しく輻輳してかかりにくい場合、県及び市町村等はN T T 西日本と協議して設置した災害時優先電話を発信専用として活用する。

(2) 孤立防止用無線電話

N T T 西日本が消防団詰所等に設置している孤立防止用無線電話は、一般加入電話の途絶等に際し活用する。

5 防災相互通信用無線

災害の現地等において、人命の救助・救援等、災害対策のため他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、平常時における無線局の通信の相手方の範囲を越えて、防災相互通信用無線を活用する。

6 非常の場合の通信

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を非常通信経路により行う。

7 衛星インターネット

県は南部地域の有線通信が途絶した場合の通信手段として、衛星インターネットにより通信を行う。

8 衛星携帯電話等

災害時に市町村で孤立集落対策用の衛星携帯電話が不足する場合、県は国や通信事業者から衛星携帯電話等の貸与を受けて、適切に配備する。

第2 応急復旧

1 県防災行政通信ネットワークシステム施設

県は有線系回線設備と衛星系回線設備の両方が整備されている施設において、被災等で有線系回線が利用できない場合は、衛星系回線設備を利用する。また衛星系回線が整備されていない又は衛星系回線設備も被災した場合は、衛星携帯電話回線を利用する。更に、衛星携帯電話も利用できない場合は、被災実態を早急に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と市町村等相互間の通信回線の確保にあたる。

2 防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設

防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設管理者は、通信施設が被災によって損傷し、機能が低下し、又は停止した場合は、通信施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源応急用資機材の確保等に留意し、有効適切な措置を行い早急な機能の回復を図るものとする。

第10節 広報計画

(防災統括室、総務部知事公室)

災害時に、県民の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、新聞、広報車等のあらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。

第1 県の広報活動

県は、県全域を対象に、または状況により被災地を重点対象として広報活動を行う。

1 広報の内容

- (1) 災害発生状況（人的被害、住家被害等）
- (2) 気象予報・警報に関する情報
- (3) 二次災害に関する情報
- (4) 避難に関する情報
- (5) 公共交通機関の被害及び運行状況
- (6) 電気、水道、ガス等のライフライン施設の被害及び復旧状況
- (7) 主要道路の交通規制及び被害・復旧状況
- (8) 河川、橋梁等公共施設の被害・復旧状況
- (9) 医療救護所・医療機関等の開設状況
- (10) 給食、給水に関する情報
- (11) 生活必需品等の供給状況
- (12) 県民の心得等県民の安全・安心の確保及び社会秩序保持のための必要事項
- (13) その他必要と認められる情報

2 広報手段

- (1) テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体や県ホームページなどインターネット、デジタルサイネージ（放映型電子案内板）等を通して情報を伝達する。また、ポータルサイト・サーバ運営業者に対し、インターネットを利用した避難情報等の提供の協力を求める。そのため、各業者との協定締結等を進め、連絡方法、具体的な情報の伝達方法など、あらかじめ具体的な手続等について定めておく。なお、災害発生時の県ホームページサーバのダウンに備え、他県にあるデータセンターのサーバを利用する。
- (2) 緊急に伝達する必要がある場合、ヘリコプター等により伝達する。
- (3) 緊急を要するもので特別の必要がある場合、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に対して放送の要請を行う。

(4) 報道機関への情報発表

報道機関が、極めて広範囲にかつ迅速に伝達できるよう、災害対策本部は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。

(5) 災害時要援護者への広報の配慮

データ放送、外国語放送などの広報手段を活用し、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

第2 各機関の広報活動

1 市町村

市町村は「第1 県の広報活動、1 広報の内容」の広報を、被災地域及び被災者に対して直接的な広報活動を行う。

(1) 広報手段

- ① 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- ② 自治会等に対する緊急避難情報の伝達
- ③ 住民相談窓口の開設
- ④ 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- ⑤ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

2 ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道）

ライフライン関係機関は、主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

(1) 広報の内容

- ① 被災により使用できない区域に関する情報
- ② 復旧状況及び復旧見込みに関する情報
- ③ 使用可能な場合の使用上の注意

(2) 広報手段

- ① 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- ② 利用者相談窓口の開設
- ③ 報道機関への報道依頼
- ④ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

3 公共交通機関

公共交通機関は、主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

(1) 広報の内容

- ① 被災による不通区間の状況
- ② 復旧状況及び復旧見込みに関する情報
- ③ 臨時ダイヤに関する情報

(2) 広報手段

- ① 乗降場での印刷物の配布・掲示
- ② 場内、車内利用者相談窓口の開設
- ③ 報道機関への報道依頼
- ④ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

第3 記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成

- (1) 広報・記録班は、写真班を現地に派遣して災害現地写真を撮影する。
関係機関は災害写真等を撮影したときは、速やかに広報・記録班に提供する。
- (2) 広報・記録班は、必要に応じて壁新聞、災害動画等の災害記録を作成する。

第4 災害情報センター

災害発生時には、県民からの多数の問い合わせを、正確かつ迅速に対応できるよう、総合相談班に災害情報センターを開設する。

第11節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）

（防災統括室、関係部局）

東日本大震災における対応の経験を踏まえて、県外被災地への人的支援、県外からの避難者の受入を実施する場合に、県としての対応、市町村や関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

第1 被災地への人的支援

- 1 県は迅速に、被災地にリエゾンを派遣し、被害情報を収集するとともに、被災地のニーズを把握する。
- 2 市町村及び県は、災害時における応援協定、全国知事会、関西広域連合、全国市長会及び町村会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。
- 3 県は、NPOや企業、民間団体など各関係機関と連携してボランティアバスの運行等、県内ボランティアの被災地での活動を支援する。

第2 県内への避難者の受入対応

- 1 奈良県への避難者に対しては、市町村、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズにきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般について「とことん親切に対応」する。
- 2 県は、県内に避難してきた被災者に関する情報を市町村と連携して把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

第3 物的支援

物的支援に関しては「第3章第21節 食料、生活必需品の供給計画」に基づき迅速に対応する。

第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第3章第26節 ボランティア活動支援計画」に基づく。

第5 奈良県災害支援対策本部の設置

上記支援に対応するため被災状況に応じて、知事が必要と認めた場合は奈良県災害支援対策本部を設置する。

奈良県災害支援対策本部の各部・各班の事務分掌は次表のとおりとする。

奈良県災害支援対策本部 事務分掌

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
本部事務局 (危機管理監) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちづくり 推進課長)	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事
	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事
	消防応援班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事
	救援物資班	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
知事公室 (知事公室長)	広報・記録班 (広報広聴課長)	1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事
	国際協力班 (国際課長)	1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
総 務 部 部 長 (総務部長) 副 部 長 (総務部次長)	総務班 (総務課長)	1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと
	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関する事
	財政班 (財政課長)	1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事 2. 災害支援に関する議会との連絡に関する事
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 派遣職員の健康管理に関する事。

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。
 ※※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
地 域 振 興 部 部 長 (地域振興部長) (観光局長) (南部東部振興監) 副 部 長 (地域振興部次長)	地域振興総務班 (企画管理室長)	1. 部内及び関係機関との連絡調整に関すること 2. その他部内の他の班に属しないこと
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 県内市町村職員の派遣の調整に関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
健康福祉部 部 長 (健康福祉部長) (こども・女性局長) 副 部 長 (健康福祉部次長)	避難者生活支援班 (地域福祉課長)	1. 本県への避難者の生活支援に関すること 2. 本県への避難者のニーズ把握に関すること
	救援物資班 (監査指導室長) (地域福祉課長補佐)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること【監査指導室】 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること【地域福祉課保護係】
	障害福祉班 (障害福祉課長)	1. 本県に避難されている障害者に対する支援に関すること
	長寿社会班 (長寿社会課長) (地域包括ケア推進室長)	1. 本県に避難されている高齢者に対する支援に関すること
	こども家庭班 ○ (子育て支援課長) (こども家庭課長)	1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する
	女性支援班 (女性支援課長)	1. 本県に避難されている女性からの相談等に関すること

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
医療政策部 部長 (医療政策部長) 副 部 長 (医療政策部次長)	医療総務班 ○ (企画管理室長) (地域医療連携課 (医師・看護師確保 対策室長) (病院マネジメント課長) (新総合医療センター建 設室長) (薬務課)	1. 保健医療活動に関すること
	保健支援班 (保健予防課長)	1. 本県への避難者の保健・公衆衛生に関すること 2. 保健師等の派遣に関すること

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
くらし創造部 部長 (くらし創造部長) (景観・環境局長) 副 部 長 (くらし創造部次長) (景観・環境局次長)	協働推進班 (青少年・社会 活動推進課長)	1. ボランティアの派遣に関すること 2. ボランティアバスの運行に関すること
	廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)	1. 廃棄物処理の支援に関すること 2. 清掃及びし尿処理の支援に関すること
	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 遺体の火葬支援に関すること 2. 避難者(特に災害時要援護者)が生活する旅館・ホテル の確保に関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
産業・雇用振興部 部長 (産業・雇用振興部長) 副部長 (産業・雇用振興部次長)	救援物資班 ○ (企画管理室長) (地域産業課長) (産業政策課長) (産業振興総合センター所長) (企業立地推進課長) (雇用政策課長)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること 2. 輸送協力団体との連絡に関すること

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
農 林 部 部 長 (農林部長) 副 部 長 (農林部次長)	救援物資班 (マーケティング課長)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること

※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
県土マネジメント部 部 長 (県土マネジメント部長) (まちづくり推進局長)	下水道班 (下水道課長)	1. 下水道施設の応急復旧支援に関すること
	建築班 ○ (建築課長)※1 (営繕課長) (営繕プロジェクト推進室長) (住まいまちづくり課長)	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理の支援に関すること
副 部 長 (県土マネジメント部次長)	住 宅 班 (住まいまちづくり課長)※2	1. 本県への避難者への公営住宅の提供に関すること 2. 本県への避難者への民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関すること 3. 住宅相談窓口の設置に関すること

※1 複数の課で構成される班・・・○印の課を班長とする。

※2 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築課、営繕課、営繕プロジェクト推進室が支援する。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
水 道 部 部 長 (水道局長) 副部長 (水道局理事) (水道局次長)	水道支援班 (水道局総務課長) (水道局業務課長)	1. 県営水道施設の被害の状況調査及び応急復旧に関すること 2. 災害時における応急給水の確保に関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
教 育 部 部 長 (教育長) 副 部 長 (理事) (教育次長)	学校支援班 (学校支援課長)	1. 避難所となった学校施設に関すること

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
警 察 部 部 長 (警察本部長) 副 部 長 (警務部長) (警備部長)	総括班 (警備警護・危機 管理対策参事官) (付・警備第二課長)	1. 警察業務に関すること

第12節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）

（防災統括室、消防救急課、関係機関）

県内において地震が発生し、県および被災市町村では応急対応または、応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

第1 県と市町村の相互協力

県内で災害が発生した直後、被災市町村では十分な応急対策を実施することができない場合において、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県内全ての市町村が相互に協力し県が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを内容とする「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」に基づき、災害発生時、相互応援を実施する。

また、県は「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」に基づき、被災市町村への応援・調整等を行う。

第2 緊急消防援助隊の応援要請計画

知事は、市町村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。

1 応援要請

（1）知事への応援要請

被災地の市町村長は、被害の状況、当該市町村の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。この場合において、知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

（2）消防庁長官への応援要請

知事は、被災地の市町村長から緊急消防援助隊の出動要請を受け、災害の状況、県内の消防力に照らして緊急消防隊の応援が必要と判断したとき（死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときを含む。）は速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。

知事は、災害の規模等を照らし緊急を要する場合は、被災地の市町村長からの要請を待たずに消防庁長官に対して要請を行う。

緊急消防援助隊の応援に関する知事の要請は、迅速化を図るため次のとおり段階的に行うものとする。

- ① 直ちに、電話（災害時有線通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む）

以下同じ。)により緊急消防援助隊の応援の要請を行う。

- ② 災害の概況、出動を希望する区域・活動内容等が明らかになり次第、電話によりこれらを報告する。
- ③ 詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等が把握した段階で速やかに、書面によりこれらを報告する（報告は、ファクシミリにより行い、併せて電子メールによっても可能）。

また、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う際は、同時に緊急消防援助隊の応援の必要性についても検討するものとする。

(3) 代表消防機関及び被災地の市町村長への連絡

知事は、消防庁長官に対して出動要請を行ったとき及び消防庁長官から応援決定の連絡を受けたときは、その旨を代表消防機関及び被災地の市町村長に連絡する。

2 消防応援活動調整本部の設置

緊急消防援助隊の応援決定がされたときは、緊急消防援助隊が迅速かつ的確な活動ができるよう消防応援活動調整本部を設置する。

なお、消防応援活動調整本部は、災害発生時、県及び実働関係機関が定期的な会議の開催等による情報共有や次に掲げる事項の調整を図れるよう奈良県災害対策本部と近接した場所に設置するものとする。

- (1) 進出拠点及び進出経路の確保、当該拠点への連絡員の派遣等、緊急消防援助隊の円滑な受入れに関すること
- (2) 救助活動拠点、宿営場所、その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること
- (3) 緊急消防援助隊等の実働関係機関の活動に必要な情報提供に関すること
- (4) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること
- (5) 実働関係機関共通の活動方針、かつ同時の安全基準、トリアージ基準等の調整に関すること
- (6) 救急・地域医療搬送における搬送手段・搬送先の調整に関すること
- (7) 県災害対策本部における航空運用調整班の設置・運営、ヘリコプターの離発着場・燃料確保等の航空機の後方支援に関すること

3 緊急消防援助隊の活動内容

緊急消防援助隊の活動内容は次のとおりである。

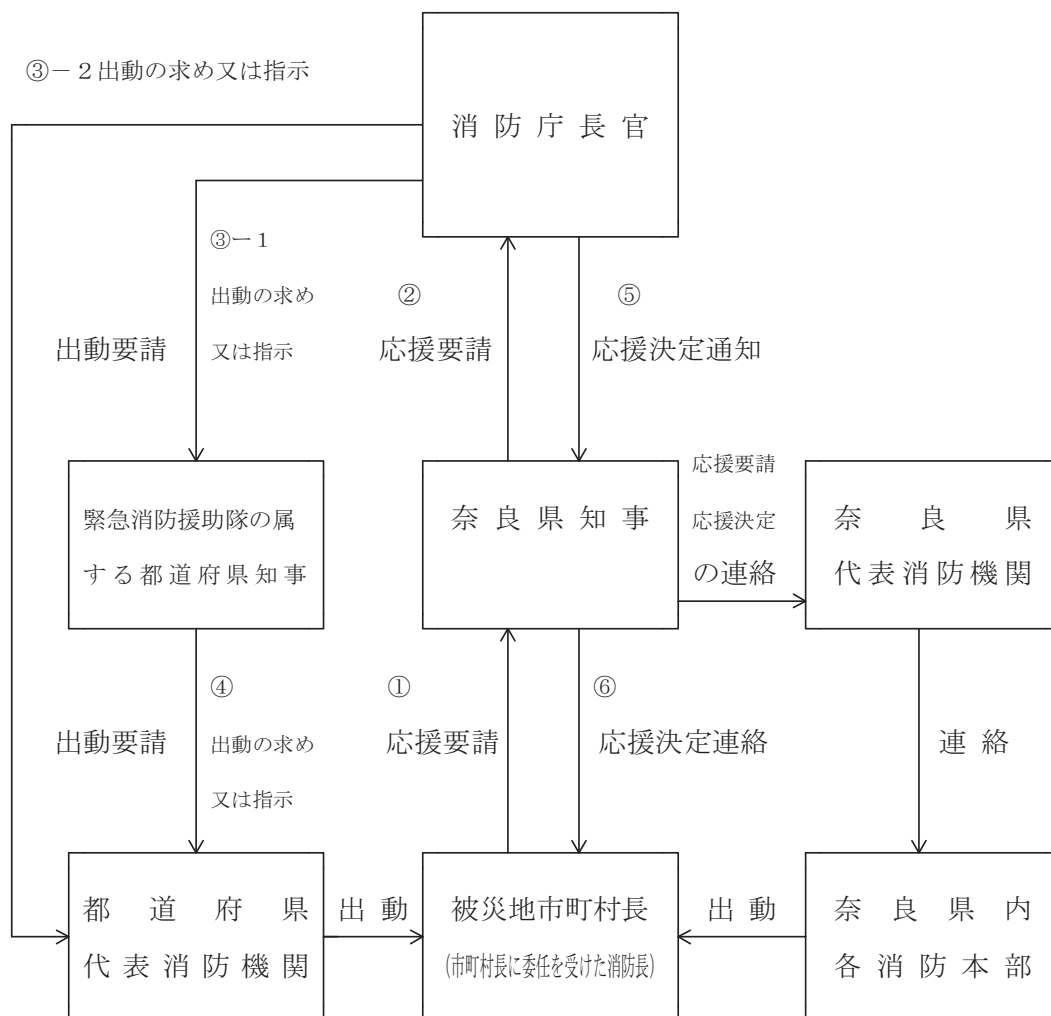
- (1) 消火活動
- (2) 要救助者の検索、救助活動
- (3) 救急活動
- (4) 航空機を用いた消防活動
- (5) 消防艇を用いた消防活動
- (6) 特殊な災害（毒劇物等）に対する消防活動
- (7) 特殊な装備を用いた消防活動

4 応援出動都道府県隊

本県への応援出動都道府県隊は次のとおりである。

- (1) 第一次出動体制（第一次出動都道府県隊）
三重・京都・和歌山・大阪
- (2) 第二次出動体制（出動準備都道府県隊）
富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知・滋賀・兵庫・鳥取・岡山・徳島・香川
- (3) 航空部隊の第一次出動体制（第一次出動航空部隊）
京都市・滋賀県・和歌山県・愛知県・名古屋市・三重県・大阪市・兵庫県・神戸市・徳島県
- (4) 航空部隊の第二次出動体制（出動準備航空部隊）
東京・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・静岡市・浜松市・鳥取県・岡山県・岡山市・香川県・高知県

緊急消防援助隊応援要請の流れ



奈良県消防広域相互
応援協定に基づく出動

【消防組織法根拠法例】

- ①②・・・ 44条第1項
- ③-1 求め・・・ 44条第1、2項
- 指示・・・ 44条第5項
- ④ 求め・・・ 44条第3項
- 指示・・・ 44条第6項
- ③-2 求め・・・ 44条第4項
- 指示・・・ 44条第5項

第3 警察活動に関する応援要請

県警察は、大規模な災害が発生した場合又は大規模な被害が十分に予想される場合は、警察庁及び近畿管区警察局の指示、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣など広域的な応援のための措置をとる。

(「第3章第26節 災害警備、交通規制計画」参照)

第4 自衛隊への災害派遣要請計画

天災地変その他の災害に際し、県民の人命または財産の保護のため自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣は次の事項に基づき実施する。

1 災害派遣の適用範囲

自衛隊は、次の場合、救援のため部隊等を派遣する。

- (1) 人命または財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合
- (2) 被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合
- (3) その事態に照らし特に緊急を要し、知事等災害派遣要請権者からの要請を待つ暇がないと認められる場合

(「本節第4の4の(3) 知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣」参照)

- (4) 自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

2 災害派遣に関する部隊等の活動

自衛隊の活動は、災害の状況、他機関等の活動状況、部隊等の人員、装備等により異なるが、人命救助を優先して次の活動を行う。

(1) 災害発生前の活動

偵察及び連絡(班)等の派遣

① 偵察(班)

第4施設団長は平時より災害派遣のための基礎的情報を収集するとともに、特に災害発生が予想される場合には、直前の情報収集を重視し、災害発生予想地域に対し偵察班を派遣して現地の状況を偵察させ、又は防災関係機関等との協力を密にし有効な情報の収集活動を実施する。

② 連絡(班)

知事の要請、又は第4施設団長の判断に基づき県に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等の連絡調整を行う。状況によりさらに幕僚を増派する場合もある。

(2) 出動準備態勢への移行

第4施設団長は災害発生が予想される場合は部隊本部に指揮所を開設し、情報収集等を強化するとともに、部隊の編成、器材等の準備及び管理支援態勢等、初動態勢を整える。

(3) 災害発生後の活動

① 被害状況の把握

車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

- ② 避難の援助、避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
- ③ 遭難者等の搜索救助
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
- ④ 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
- ⑤ 消防活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
- ⑥ 道路または水路の啓開
道路若しくは水路が破損し又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送
緊急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- ⑨ 炊飯および給水
被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
- ⑩ 救援物資の無償貸付
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与する。
- ⑪ 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- ⑫ その他臨機の措置等
主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 情報の交換

県および自衛隊は災害が発生し、または発生するおそれがある場合はおのおの各種情報を把握し、相互に情報の交換を行う。

4 災害派遣要請手続

- (1) 自衛隊の災害派遣の要請は、知事が行う。

なお、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しよ

うとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求めることができる。

また、市町村長は知事に対して部隊等の派遣の要請を要求できない場合は、その旨及び当該市町村長の地域に係る災害の状況を直接自衛隊に対し通知することができる。

なお、市町村長はこの通知をしたときは、できる限り早急にその旨を知事に通知しなければならない。

(2) 要請文書等

派遣の要請は原則として文書（災害派遣要請書）によるが、緊急を要し文書をもってしては時機を失する場合等は、口頭又は電話によるものとし、事後すみやかに文書を作成し、正式に要請する。

(3) 知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣

① 各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等を派遣する。

(ア) 防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。

(イ) 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。

(ウ) 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。

(エ) その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つ暇がないと認められるとき。

② 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

③ 前項により連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他関係機関に連絡する。

④ 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

5 派遣部隊等の受入態勢

自衛隊の災害派遣が決定した場合は部隊等の効果的な活動を図るため、次により受入態勢を整える。

(1) 知事は関係機関と協議し、次の事項について計画を立てる。

- ① 部隊担任の作業計画
- ② 所要資機材の確保
- ③ 部隊との連絡責任者、連絡場所及び方法等
- ④ 宿泊施設の場所及び収容能力、付帯設備等

(2) 県防災統括室は派遣部隊の誘導、市町村及びその他関係機関等との連絡等のため県職員を指名し、派遣部隊に同行させる。

県連絡員は作業の状況等について県災害対策本部に報告する。

(3) 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として市町村が負担するものとし、市町村において負担するのが適当でないものについては県が負担する。

- ① 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料
- ② ①に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの。

6 市町村地域防災計画で定める事項

(1) 派遣要請の要求方法

(2) 災害派遣部隊の受入態勢

- ① 受入準備の計画樹立
 - (ア) 作業計画
 - (イ) 連絡責任者の氏名
 - (ウ) 宿泊施設等の準備
- ② 派遣部隊到着時の措置
 - (ア) 派遣部隊と作業計画等の協議
 - (イ) 県知事への報告

7 災害派遣部隊の撤収要請

知事は撤収要請を行う場合は、各防災関係機関の長および災害派遣部隊の長ならびに自衛隊連絡班と緊急に調整し、文書をもって撤収の要請を行う。

第5 実動機関リエゾンとの連携

円滑かつ効果的に消火、救急・救助活動を行うため、各実動部隊のリエゾンと県が連携し、救助・救急、消火活動等に資する情報の共有及び分担地域・業務の調整を行う。

第6 海上保安庁への災害派遣要請計画

1 災害派遣の適用範囲

海上保安庁は「災害時の応援に関する申合せ（平成22年7月23日）」に基づき、次の場合救援のため航空機等を派遣する。

- (1) 天災地変その他救済を必要とする場合であって、知事から要請があったとき
- (2) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合であって、知事から要請があったとき

2 災害派遣に関する活動内容

- (1) 航空機等による被害状況調査
- (2) 航空機等による被災者の搜索救助
- (3) 航空機等による被災者等の搬送及び救援物資等の輸送
- (4) その他県又は市町村が行う災害応急対策への支援

3 情報の交換

県および海上保安庁は災害が発生し、または発生するおそれがある場合はおのおの各種情報を把握し、相互に情報の交換を行う。

4 災害派遣要請手続

派遣要請手続きおよび要請内容は、自衛隊派遣要請の場合に準じて行う。

第7 近畿地方整備局への災害派遣要請計画

「災害時の応援に関する申合せ（平成17年6月14日）」に基づき、災害が発生した場合は、必要に応じ、災害時の応援を行う。

1 災害派遣の適応範囲

近畿地方整備局は次の場合、災害対策用機材等及び人員（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）含む）を派遣する。

- (1) 公共施設等に災害が発生し又はその恐れがあり、奈良県により要請があった場合。
- (2) 災害が発生した場合、その事象に照らし特に緊急を要し、(1)の要請を待つ暇がないと認められる場合。

2 災害派遣に関する活動内容

- (1) 被害状況の収集・伝達
- (2) 災害応急復旧
- (3) 二次災害の防止
- (4) その他必要と認められる事項

3 災害派遣要請手続き

近畿地方整備局企画部へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

第8 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定

1 趣旨

紀伊半島地域において災害が発生した場合で、三重県、和歌山県、奈良県の三県が相互に協力した方が、より迅速・的確に災害応急対策活動が実施できる場合に、他の県が応援する。なお、近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定による応援活動が実施された場合は、これによる。

2 相互連絡体制等の整備

三県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定めるとともに、通信手段の多ルート化を図るなど、相互の迅速かつ円滑な情報伝達及び連絡系統の確立に努め、災害等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に通知する。

三県は災害等相互応援体制をより堅固なものとするため県境を越えた市町村間の協力体制の構築促進に努める。

3 応援の種類

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供及び斡旋
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材物資の提供及び斡旋
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 避難者及び傷病者の搬送及び受入れ
- (6) ヘリコプターの活用による応援

- ① (1) から (5) までに掲げる応援
 - ② 林野火災空中消火
 - ③ 救急患者等の搬送
 - ④ 遭難者等の捜索及び救助
 - ⑤ その他ヘリコプターの活用による応援が有効と認められる事項
- (7) その他特に要請のあった事項

4 応援の自主出動

災害が発生し、被災県との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする県が必要と認めるときは、調査隊を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行う。

第9 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

1 応援要請

「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、府県は、必要とする応援の内容について、関西広域連合に対し、応援要請を行う。

2 緊急派遣

府県の区域において震度6弱以上の地震が観測された場合、又は府県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合で、甚大な被害が推測されるときは、府県及び関西広域連合は、相互に調整の上、当該府県に職員を派遣し、情報収集活動を行う。

情報収集等の結果、特に緊急を要し、当該府県の要請を待つ暇がない場合は、府県は、要請を待たずに緊急派遣を行うことができる。

3 物資等の携行

応援府県及び関西広域連合は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等は携行する。

4 定期的な合同訓練の実施

協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策に関する訓練を実施する。
(「第2章第7節 防災訓練計画」参照)

5 その他

応援の種類、応援経費の負担、資料の交換等の基本的な事項については別に定める。

第10 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

県は、「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」における応援活動をもってしても十分な応急対策が実施できない場合は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援の要請を行う。

1 応援要請

県は近畿ブロック知事会の中から、あらかじめ定めている幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援に関する事項を明らかにして要請するものとし、幹事県等は、本県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡する。

2 全国知事会による応援調整等

全国知事会は、幹事県等から本県の被害状況及び広域応援の要請内容の連絡を受け、

各ブロックとの調整を行った上で、本県に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県及び本県に応援要請の内容を連絡する。

その後、広域応援計画に基づき各都道府県の応援が実施されることとなる。

3 広域応援の内容

広域応援の内容は、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋である。

(資料編「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」参照)

第11 他府県等への応援要求計画

法第74条の規定に基づき、他府県の知事に対し応援を求めるときの計画は次による。

また、応援を求める業務や受け入れ手順を定めた受援マニュアルに基づき、他府県等からの応援の受け入れ、マッチング等を行う。

1 応援要求は、次に掲げる場合において知事が行う。

(1) 災害発生箇所が他府県に隣接し、応援を受けて緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限に止めることができると判断されるとき。

(2) 県内に大規模な災害が発生し、応援をもとめなければ被災者の救助に著しい支障をきたす恐れがあるとき。

2 連絡の方法等

応援要求は原則として文書(自衛隊派遣要請書に準ずる)によるが緊急を要する場合にあつては電話その他の方法により行う。

3 費用の負担

知事が応援の要求を行ったときは、原則として県において負担するものとするが、実情に応じて、災害発生箇所の市町村、県及び応援を行った府県と協議の上、負担割合を定める。

4 応援の受入体制

県は他府県等からの人的支援受入のための「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」を作成し、応援受入体制の整備をしておくものとする。

他府県等からの人的応援に備えた体制として、部局横断型の応援受入班を編制しておくとともに、国や他機関等からの視察の調整のための視察対応班を増強する。

また、航空運用調整班を設置する。

第12 滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定

1 趣旨

滋賀県及び奈良県において、回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定める。

2 応援要請

この協定に基づく応援要請は、次の各号に定める場合で、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱(昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知)の対象となる大規模特殊災害を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

(1) 保有するヘリが点検、整備のため出動できない場合

- (2) 保有するヘリのみでは、出動事案に応えられない場合
- (3) 保有するヘリが出動体制を整えるまでに相当の時間を要する場合
- (4) その他ヘリによる応援活動が有効な場合

3 経費の負担

- (1) 応援に要する派遣職員の給与、旅費、航空機の燃料（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の通常経費は、応援側の負担とする。
- (2) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。
- (3) 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (4) 前各項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

第13 広域航空消防応援要請計画

大規模な地震災害時に、広域航空消防による応援を求める計画は次による。

1 対象とする災害

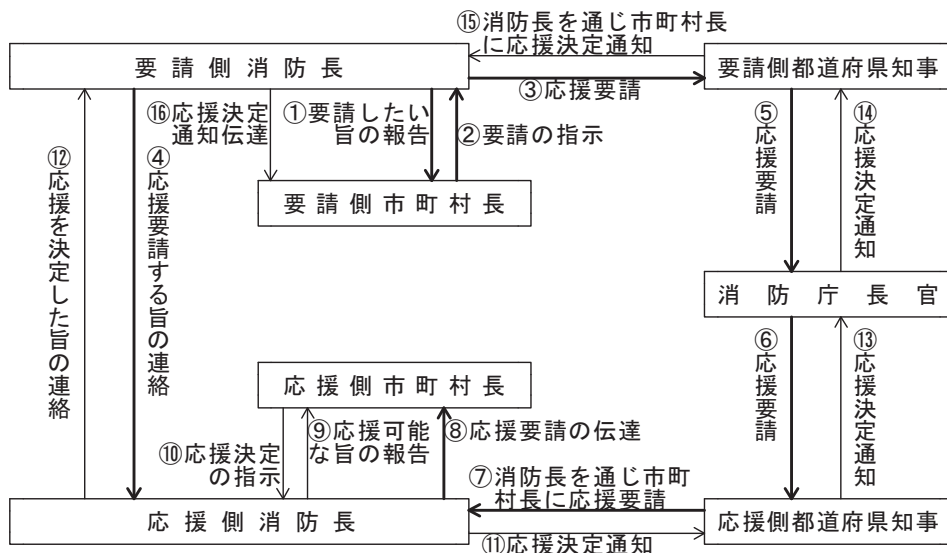
広域航空消防応援の対象とする大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害でヘリコプターを使用することが防災上極めて有効と考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震等の自然災害
- (2) 陸上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (3) 高層建物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他上記各号に掲げる災害に準ずる災害

2 要請の方法等

応援要請及び決定ルートは次のとおりとする。この場合、要請は原則として、電話、無線、FAX等により行い、後日、正式文書を送付する。

広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート



3 応援の受入体制

市町村はあらかじめ、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の事前計画を作成する。

県は、市町村の受入体制を補完するため、空中消火剤を備蓄する。

4 費用の負担

応援に直接要するへの燃料費、隊員の出動手当等は、原則として要請市町村が負担するものとする。

第14 日本赤十字社飛行隊への派遣要請計画

日赤飛行隊の派遣要請については、次に定めるところによる。

- 1 災害の発生時に救護班・医療品の緊急輸送、災害の状況視察及び人命救助等のために飛行機の派遣を必要とするときは、知事が要請を行う。
- 2 緊急時の派遣要請は、総務情報班から日本赤十字社奈良県支部あてに行う。
- 3 派遣要請手続きおよび要請内容は、自衛隊の派遣要請の場合に準じて行う。

第15 保健医療活動に係る受入体制の整備

国、他都道府県等公共団体、医療関係機関等からの保健医療活動に関する応援は、保健医療活動計画（本章第18節）に基づき、保健医療調整本部において調整を行い、受入体制を整備する。

第13節 公共土木施設の初動応急対策

(県土マネジメント部)

大規模災害により道路、橋梁、あるいは河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に施設の機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。そのため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

第1 被災直後の初期段階での対応

1 国・市町村等との連携

県は、地元からの被害情報が集中する市町村から被害情報が集中する市町村からの情報を収集し、被害状況の把握に努め、国、市町村等との情報の共有化を図るものとする。さらに、災害協定を締結する各種関係機関、団体等の協力も得て以下の(1)～(4)等についての内容について実施する。

- (1) 現地の被害情報の収集
- (2) 緊急対応に必要な資機材の提供
- (3) 河道の閉塞物の除去や道路交通確保のための障害物除去
- (4) 被害箇所状況調査

また、近畿地方整備局が実施する TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) 及びリエゾン (情報連絡員) による迅速な技術支援等の活動や、土砂災害防止法に基づく緊急調査 (河道閉塞) との連携を図る。

2 県による情報収集と応急対策の検討

- (1) 道路、河川等の被害及び土砂災害の状況をパトロールにより把握を行う。さらに、被害状況把握の迅速化を図るためヘリコプターなどを活用する。
- (2) 一般通行者等からの情報の収集においては、安心みちしるべ (距離標) などによる位置の特定を行う。
- (3) 被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などにより監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。
- (4) 被害状況調査等の結果を踏まえ、応急対策の検討及び資機材を確保する。
- (5) 地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施する。

第2 県による県民や市町村等への情報提供

- 1 標識看板及び道路情報等により速やかに情報提供を行い、通行者に対して適切に迂回路への誘導を行う。
- 2 報道機関への広報とともに詳細な道路規制・水防等に関する情報を県のホームページへの掲載や、メール配信システムの活用により、広く県民への周知を行う。

- 3 市町村との連携を図り、村内（有線）放送等により地域住民への周知を行う。
- 4 地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果を土砂災害緊急情報として市町村等へ提供する。

第14節 道路等の災害応急対策計画

(農林部、県土マネジメント部)

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため速やかに情報収集を行い、路上の障害物の除去や簡易な作業による早期の道路啓開に努める。また、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための応急対策を実施する。道路機能に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて県民へ広報する。

第1 被害状況の把握と情報発信

1 被害状況の迅速・的確な把握

道路管理者は、災害が発生した場合にはパトロール等により災害緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

被害状況の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の可否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

特に、当該被害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するように留意する。

2 情報収集の実施体制

(1) 土木事務所（災害緊急点検の実施主体）

道路施設をはじめ、県における公共土木施設の被害状況の把握と応急対応の実施は、関係機関及び団体の協力・応援を得て、各土木事務所が主体的に実施し、状況を逐次、事業担当課に報告する。

(2) 事業担当課（情報集計）

事業担当課は、調査事項毎に市町村の被害状況等を取りまとめるとともに、掌握した被害状況等について主管部長、土木統括班（県土マネジメント部企画管理室）及び国（近畿地方整備局）に報告する。

(3) 土木統括班（情報照査）

土木統括班（県土マネジメント部企画管理室）は、事業担当課からの情報を県防災統括室、県関係課及び必要な関係機関に通知する。

一方、土木統括班は、県防災統括室からの情報等と照合し、情報相互に不整合がある場合には、事業担当課を通じて確認を行い、情報の訂正、整合を図る。

なお、県防災統括室及び関係各課からの情報で、事業担当課が把握していないものは、速やかにその情報を伝達する。

(4) 災害対策本部事務局（情報統括）

災害対策本部事務局（県防災統括室）は、土木総括班（県土マネジメント部企画管理

室) 及び市町村等関係機関から報告のあった被害状況について事項別に集計し、内閣総理大臣(窓口:消防庁)に報告するとともに、必要がある場合は関係機関に連絡する。

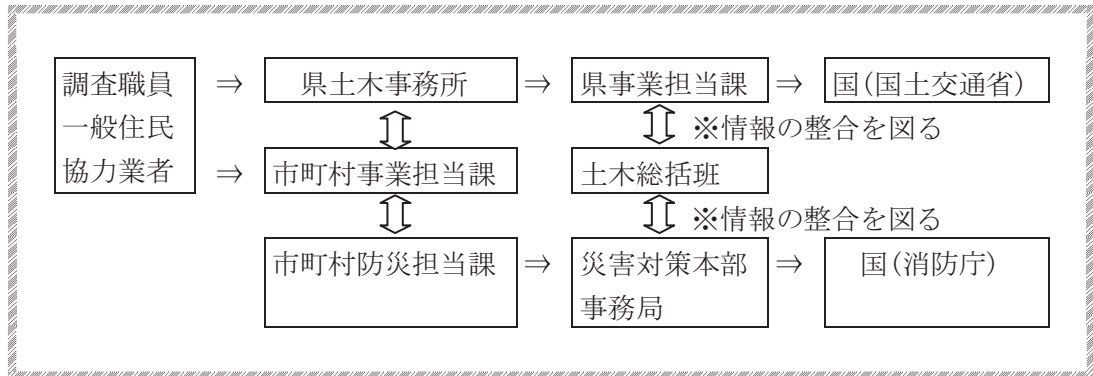


図 情報の流れ

3 関係機関との連携

被害状況等の調査に当たっては、関係機関及び協力団体が相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう正確を期すること。

(1) 市町村事業担当課との協力

市町村事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに管轄の土木事務所に報告するとともに、各市町村の防災担当課を通じて、県防災統括室に報告する。

一方、地元市町村には一般住民等からの被災情報が多数寄せられるため、土木事務所側からも積極的に情報収集を行う。

(2) 警察署、消防署との情報共有

市町村と同様に、一般住民等からの情報は、警察や消防署にも多数寄せられ、中には道路等の土木施設の被災に関する情報も多く含まれるので、定期的に情報交換を行う。

(3) 近畿地方整備局、NEXCO西日本等との協力

近畿地方整備局と連携し、より広域的な情報発信や隣接府県の情報収集を行う。また、大規模自然災害等により高度な技術的支援を必要とする場合は、迅速に整備局の支援活動(リエゾン、TEC-FORCE)を受け、被害の拡大防止や応急復旧を図る。

一方、NEXCO西日本とは「包括的相互協力協定書」第3条に基づく「災害時などにおける相互協力に関する協定書」に基づき、災害時等における相互協力を行う。

(4) 道路占有者からの情報収集

道路機能の確保には、上下水道、電気、ガス、電話等の道路占有施設の被災状況が大きく影響するため、施設管理者と連絡を密にして応急対策の必要性を把握し、安全、円滑な交通路の確保を図る。

4 県管理道路等の情報収集

(1) パトロールによる被害状況調査(災害緊急点検)

土木事務所は、県管理施設である道路、河川等の被災状況及び土砂災害の発生状況を把握するため、災害緊急点検を実施する。特に道路は、災害時において消火・救急救助

活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であるため、迅速に被災状況を把握し、安全・円滑な交通機能を確保する対策の検討実施が重要である。

各土木事務所は、このような災害緊急点検を迅速・円滑・的確に実施するため、点検の実施体制や調査手順、重点調査箇所等を予め定め、災害が発生した時した時には、関係機関と協力して被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）の収集を行う。

なお、大規模な災害が発生した場合においては、早期に被害の概要を把握するため、事業担当課及び主管課は、必要に応じ県災害対策本部に要請して、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる情報収集を実施する。さらに、上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合には、県災害対策本部が自衛隊及び他府県に対し応援を要請する。

（２）参集途上職員の情報収集

災害が発生した場合、または災害の発生が予想される場合に、自宅から担当勤務公署へ参集する県職員は、参集途上において可能な限り県管理施設の状況を把握し、異常があった場合には、参集後に所定の様式で管轄の土木事務所に状況を報告する。

（３）災害協定に基づく各種団体による被害調査

大規模な災害が発生した場合には、公共土木施設に重大な損傷がある可能性が高く、専門的技術や知識が必要となる調査や、災害が広域に多発し調査員が不足する場合等が想定される。このような場合に施設管理者は、防災協定を締結している関係団体に協力を求めて、被災状況の調査や主要構造物の緊急点検を実施する。

（４）一般通行者等からの情報整理

日常、道路を利用する人々は、職員や関係機関の人数よりも遙かに多く、これらからもたらされる情報は、不正確であっても災害対応の初期段階において貴重な情報源である。このため日頃より、災害発生時において、これら一般通行者等からの情報を円滑に収集、整理できる体制を整備しておく。

一般通行者等からの情報は、規模や被災程度が不明確である場合が多く、不明確な情報については、災害時緊急点検の途上で確認する必要がある。また、特に山間地域においては目印となる建物等が少ないため、被災位置が特定されず情報が活用されない場合がある。このため、災害時だけでなく平常時においても通行者が現在位置を的確に把握できるように、道路への距離標等の設置を進める。

なお、一般通行者から県事業担当課に寄せられた情報は、直ちに管轄の土木事務所に転送し、情報の集約を図る。

（５）情報の一元化管理

土木事務所においては、災害発生時には自らの災害緊急点検結果に加えて、管内の市町村や警察、消防署、道路占有者、交通事業者等の関係機関や、一般通行者、沿道住民等、あらゆる方面からの情報が大量に寄せられることとなるので、その情報を的確に整理し、道路啓開や応急対策を計画的に実施しなければならない。

このため、一般通行者等からの情報収集体制に加えて、緊急時を想定したの情報処理の訓練を実施し、情報を一元管理できる体制を構築する。

5 情報発信

県及び市町村は、災害時に県民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、県民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて県民へ広報する。

(1) 県民に対する広報の内容

- ① 道路等の土木施設の被害状況
- ② 交通規制の状況
- ③ 迂回の方法
- ④ 仮復旧（交通機能復旧）の見込み
- ⑤ 本復旧の見込み

(2) 広報の手段

- ① 道路情報板、臨時看板等による交通情報の提供、迂回誘導。
- ② 周辺住民へのポスターの掲示、ちらしの配布。
- ③ 市町村内防災放送による地域住民への周知。
- ④ 報道機関への情報提供。
- ⑤ 奈良県ホームページ、県道路規制情報ホームページへの記載。
- ⑥ 県メール配信システムの活用。
- ⑦ 道の駅、サービスエリアでの交通情報の提供。
- ⑧ 国、警察との連携による広域情報発信。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年3月1日締結）に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送（株）に放送を依頼する。

また、県民からの多数の問い合わせに対応するため、災害情報センターが開設される場合には、同センターに最新情報を提供する。

第2 道路啓開と応急対策

1 道路啓開

(1) 道路啓開の実施

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため土木事務所は、集められた情報を基に的確に被災状況を判断し、路上の障害物の除去や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努め、緊急活動を支援する。また、通行不能箇所については、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確保する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両の移動等を行うことができる災害対策基本法の規定の具体的運用について、検討する。

なお、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて県民へ広報する。

(2) 雪寒対策作業の実施

土木事務所は、道路の除雪、凍結箇所の融解等の雪寒対策作業の必要性が生じた場合は、速やかに直営または予め委託した雪寒対策作業委託業者に指示して、除雪または融雪剤の散布を行う。

(3) 負傷者の救援

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

(4) 道路占用施設の被災

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、ただちに道路管理者に通報する。また、緊急時には当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

(5) 作業計画の立案

土木事務所は、人命救助活動や孤立集落解消、被災状況、投入可能な資機材等を考慮して、効率的な道路啓開の作業計画を立案する。計画立案においては、警察や消防、市町村、道路占用者等の関係機関と、相互に道路啓開に関する情報を共有化し連携して、可能な限り安全・円滑な交通機能が有機的かつ迅速に確保されるように配慮する。

(6) 指揮系統の明確化

迅速に道路啓開を実施するためには、指揮系統の明確化と作業状況の一元化管理が重要である。このため、土木事務所では情報処理訓練に加えて、啓開作業を指揮する体制を整え、支援団体を含めた災害対応の訓練を実施する。

2 災害応急対策

土木事務所は、事業担当課、庁内主管課と連携し、集められた災害情報や被災箇所の点検結果等を踏まえ、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための災害応急対策を実施する。また、それに必要な資機材の確保を図る。

(1) 二次災害の防止

土木事務所は、災害発生後の現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大すると予想される場合には応急措置を講じるとともに、孤立集落や被災状況等を踏まえて通行車両や通行時間等の制限や通行止め等の措置を行い、道路利用者の安全を確保する。

また、被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などによる監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。

(2) 緊急輸送道路の確保

被災地域において、二次災害を最小限に抑え、速やかに復旧活動を行うためには、緊急輸送路の確保が重要である。

このため道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、予め指定された緊急輸送道路を中心に、迅速かつ的確に応急対策工事を実施し、緊急輸送のための交通路を確保する。

(3) 交通規制と迂回路の設定

土木事務所は、被災箇所において車両の通行止め等の規制を行った場合には、関係機

関との連携を図りつつ、可能な限り迂回路を設置し通行者を適切に迂回路へ誘導する。

また、緊急物資や復旧資材等の輸送に必要な場合や、被災箇所の機能復旧に時間を要する場合については、仮設道路や仮設橋を設置して代替え機能を確保する。

道路の通行規制や迂回路の情報は、速やかに報道機関等を通じて県民へ広報する。

3 支援体制

(1) 災害協定に基づく各種団体への協力要請

大規模災害により道路、橋梁、あるいは他の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、被災状況を調査するとともに、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のための応急復旧措置を講ずる必要がある。

このため、土木事務所長は、必要に応じ防災協定を締結している各種団体等の協力を得て、資機材及び労力を確保し、重点的に道路啓開を行うとともに、二次災害の防止などの初動応急対策を実施する。

(2) 被災地域への人的応援体制

被災地域の土木事務所においては、安全な交通機能を確保するための応急対策に多大な労力が必要となるため、人的支援が不可欠である。また、市町村の中には土木技術者が限られている自治体も多いため、県からの人的支援が必要である。

このため、通常時より、災害が発生した場合において比較的被災が少なかった地域の土木事務所や県庁から柔軟に技術職員の応援を行う緊急動員体制を構築しておく必要がある。また、大規模な自然災害等の場合は、他府県の技術職員や近畿地方整備局の技術支援（リエゾン、TEC-FORCE）を要請する。

(3) 災害派遣要請

① 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の要請は知事が行う。市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求める。

② 他府県への応援要請

法第74条の規定に基づき、災害発生箇所が他府県に隣接し、応援を受けて緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限に止めることができると判断されるときや、県内に大規模な災害が発生し、応援を求めなければ被災者の救助に著しい支障をきたす恐れがあるときには、他府県の知事に対し応援を求める。

③ 紀伊半島知事会議による応援要請

紀伊半島地域において災害が発生した場合で、大災害とまでは至らないが、三重県、和歌山県、奈良県の三県が相互に協力した方が、より迅速・的確に災害応急対策活動が実施できる場合には、奈良県知事は和歌山県知事及び三重県知事に対し協力を要請する。

第3 災害復旧工事の実施

1 被害額の算定

関係機関は公共施設等の被害状況、発生原因等を考慮し復旧事業計画を作成するとともに、国が復旧費用の一部を負担するものについては査定実施が速やかに行えるように

努める。災害事業担当課は、被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等、必要な事項を調査し、国に報告する。被害調査に基づき、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当する場合は、政令指定を得るための適切な措置を講ずる。

2 復旧計画の策定

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において、早期復旧を目標に、現地調査、対策工法の検討等を実施し、復旧事業を推進する。

その際には、災害発生後の県民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本とする。

3 地元との情報共有

災害復旧計画の策定においては、必要に応じて関係市町村と協議を行い、地元大字や地権者等の意向を踏まえた計画となるように努力する。

特に、仮設工事の借地を含めて、用地の協力が必要となる場合には、円滑な復旧工事の実施に向けて十分な事前説明を行い、合意形成を図る必要がある。

4 予算・人員の確保

県において災害復旧工事を迅速かつ確実に実施するためには、応急対策のための緊急動員体制とは別に、担当組織の強化、部署定数の増強等、組織改編を伴う全庁的な支援体制が必要である。また、財政的にも補正予算の編成や県債の発行などの負担が必要であり、直接の担当部局だけでなく、場合によっては県全体として新規施策の見直しや延期等の検討が必要となる。

5 進捗管理の徹底

大規模災害における復旧工事においては、当初の調査不足による工法変更や、工事が集中することによる現場の錯綜、資機材や労力の不足等の事態が予想される。

このため、工事について進捗管理を徹底するとともに、問題が生じた場合には速やかに関係機関と協議を行い、対処方法を検討する必要がある。また、市町村等の他機関が行う復旧工事も含めた広域的な施工手順の調整を行うとともに、大規模発注による一括施工と分割発注による並行作業とを必要に応じて選択し、資機材や労力を全国的に求めるとともに工期の短縮を図る。

6 復旧状況の情報発信

道路等の公共施設の機能不全は、現在の地域経済に大きな影響を与えるだけでなく、将来に渡って影響が及ぶとの懸念から、長期に渡り経済活動を停滞させる要因となる。

また、遠方の地域においては復旧状況が伝わりにくく、憶測から交流を避ける傾向となる。

このような風評被害を防ぐとともに、地域の活気を助長するために、復旧状況の現状と今後のスケジュールについて、常に最新情報を広域に発信し復旧活動をアピールする。

7 災害復興

県は、大規模な災害の発生により、地域の経済活動に甚大な障害が生じた結果、総合的な地域復興を推進する必要がある時には、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公

共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等の関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方針を定める。公共施設管理者は地域復興のための社会基盤再建に努力する。

第4 林道

1 応急措置

県及び林道を管理する市町村、森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し二次的被害を防止するための対策を講ずる。

2 応急復旧

林道を管理する市町村・森林組合は、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

県も速やかに応急復旧工事ができるよう指導協力する。

第5 農道

1 応急措置

市町村及び農道管理者は被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況を取りまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

市町村及び農道管理者は、著しい被害を生じる恐れがある場合には速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

2 応急復旧

県は、被災した農道のうち応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で二次災害の恐れのあるものについて、市町村及び農道管理者が速やかに応急復旧工事を実施できるよう指導協力する。

第15節 ライフライン施設の災害応急対策計画

(防災統括室、地域振興部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)

ライフライン施設管理者は、災害発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うように努める。

第1 水道

水道事業者等は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。災害により途絶した水道施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急給水を行う。

1 応急措置

水道事業者等は、災害の発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

2 応急復旧

- (1) 各水源の取水施設・導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近しい箇所から送水管の復旧を進める。
- (2) 応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。
- (3) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。
- (4) 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、市町村の防災担当部局と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとし、また、必要に応じて県を通じて県内市町村・厚生労働省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。
- (5) 配水支管・給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。
- (6) ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

第2 下水道

下水道施設の設置（管理）者は、異常気象に伴い流入汚水量が増大しポンプの揚水能力を超えポンプ棟内の水位が高くなり電気、機械施設が冠水の恐れがある場合は、流入ゲートを操作し流入汚水量の抑制を行い管内貯留効果を利用しポンプ棟施設機器等の浸水を防ぐ。

また、大和川上流流域の処理場においては、遊水池（貯留）効果を兼ねる施設である

ことから内水排水操作規則に基づきポンプ排水を行い処理場施設の保全はもとより、有効かつ円滑に周辺住民家屋への効果的な湛水水位低下を図る。

停電等の影響があり自家発電設備の稼働が必要になった場合は燃料が不足する事態を想定して早急に燃料を調達する。

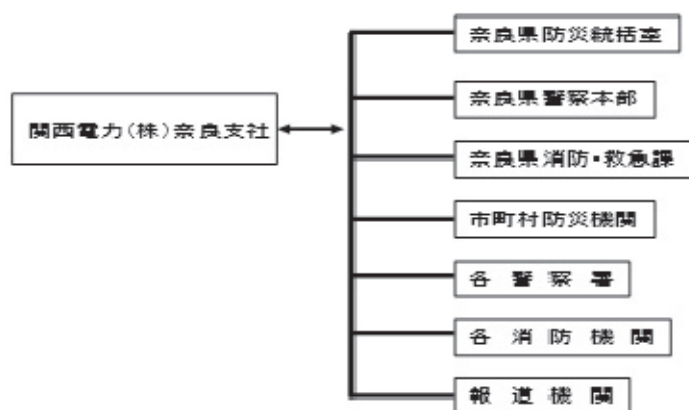
第3 電力（関西電力株式会社）

風水害をはじめとする各種災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

1 通報・連絡

(1) 通報・連絡の経路

通報・連絡は以下のとおりとする。



(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、「第2章第14節 ライフライン施設の災害予防計画」第3電力（関西電力株式会社）に示す施設、設備および電気通信事業者の回線を使用して行う。

2 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

① 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

② 当社被害情報

- (ア) 電力施設等の被害状況および復旧状況
- (イ) 停電による主な影響状況
- (ウ) 復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項
- (エ) 従業員等の被災状況
- (オ) その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

独自に国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関および請負会社等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を必要に応じ行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所へ通報すること。
- ③ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- ④ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。
- ⑤ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ⑥ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- ⑦ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 対策要員の確保

(1) 対策要員の確保

- ① 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
- ② 対策組織が設置された場合、対策要員は、すみやかに所属する対策組織に出動する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出動する。

(2) 復旧要員の広域運営

他電力会社、電源開発株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えて

おくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

5 災害時における復旧資機材の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 対策組織相互の流用
- ③ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

7 災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、県へ支援を要請する。

8 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

- ① 水力発電設備
共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- ② 送電設備
ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- ③ 変電設備
機器損傷事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- ④ 配電設備
非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。
- ⑤ 通信設備
可搬型電源、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

9 ダムの管理

(1) 管理方法

ダムの地域環境、重要度および河川の状況を考慮して、平常時および洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。

(2) 洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具、観測・警報施設の点検整備を行う。

(3) 通知、警告

ダム放流を開始する前には、関係官庁および地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。

(4) ダム放流

ダム放流に当たっては、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。なお、必要に応じ、河川パトロール等も実施する。

(5) 管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、発電所ごと、ダムごとに定める。

10 復旧計画

(1) 設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ① 復旧応援要員の必要の有無
- ② 復旧応援要員の配置状況
- ③ 復旧資材の調達
- ④ 復旧作業の日程
- ⑤ 仮復旧の完了見込み
- ⑥ 宿泊施設、食糧等の手配
- ⑦ その他必要な対策

11 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

第4 電信電話施設

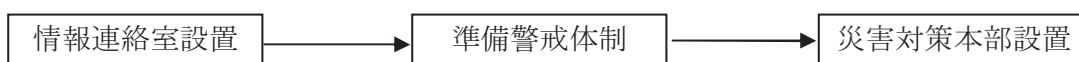
1 西日本電信電話株式会社

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合または通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。

(1) 発生直後の対応

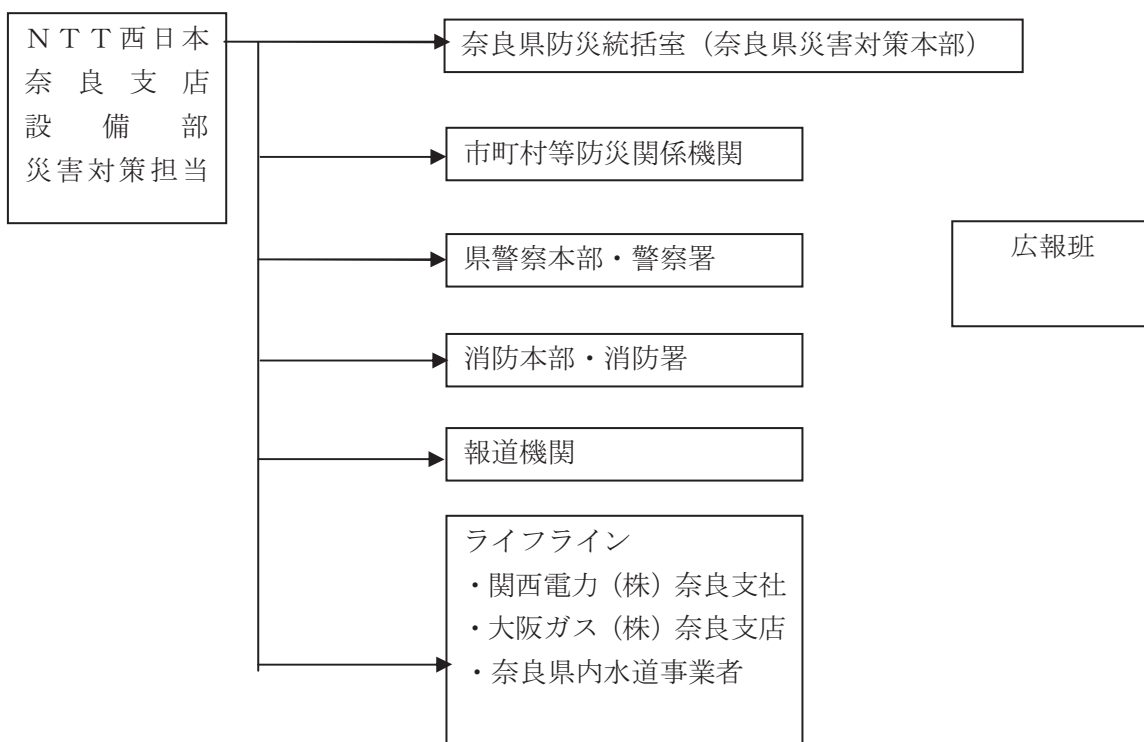
① 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施するものとする。



② 災害対策情報の連絡体制

災害が発生しまたは発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部または防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。



③ 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (ア) 気象状況、災害予報等
- (イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (ロ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (ハ) 被災設備、回線等の復旧状況

(オ)復旧要員の稼働状況

(カ)その他必要な情報

④ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。

(ア)災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。

(イ)復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。

(ウ)被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。

⑤ 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする

(2) 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

① 被災等の問い合わせに対する受付体制を整える。

② 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。

③ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。

④ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。

⑤ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

(3) 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復 旧 回 線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ○ 気 象 機 関 ○ 水 防 機 関 ○ 消 防 機 関 ○ 災 害 救 助 機 関 ○ 警 察 機 関 ○ 防 衛 機 関 ○ 輸送確保に直接関係ある機関 ○ 通信確保に直接関係ある機関 ○ 電力供給の確保に直接関係ある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 ○ ガス供給の確保に直接関係ある機関 ○ 水道供給の確保に直接関係ある機関 ○ 選挙管理機関 ○ 新聞社、放送事業または通信社の機関 ○ 預貯金業務を行う機関 ○ 国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

(4) 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。

(5) 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。

(6) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(7) 災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生する恐れのある場合は、災害対策用無線機による措置を行うものとする。

2 株式会社NTTドコモ（携帯電話）

株式会社NTTドコモは NTT グループで「防災業務計画」を定めており、以下のとおり実施します。

(1) 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

(2) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。

(3) 通信の非常そ通措置

① 重要通信のそ通措置

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

- (ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。
- (イ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
- (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。
- (エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
- (オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

② 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

③ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。

(4) 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(5) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

3 KDDI株式会社(携帯電話)

KDDI株式会社は、KDDI防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

(1) 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

- ① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。
- ② 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、

電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

(3) 防災に関する組織

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
- ② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(4) 通信の非常疎通措置

- ① 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

(5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

(6) 設備の復旧

被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し、実施するものとする。

4 ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社（以下、SB）は災害時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合など、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

(1) 顧客への発災時の支援

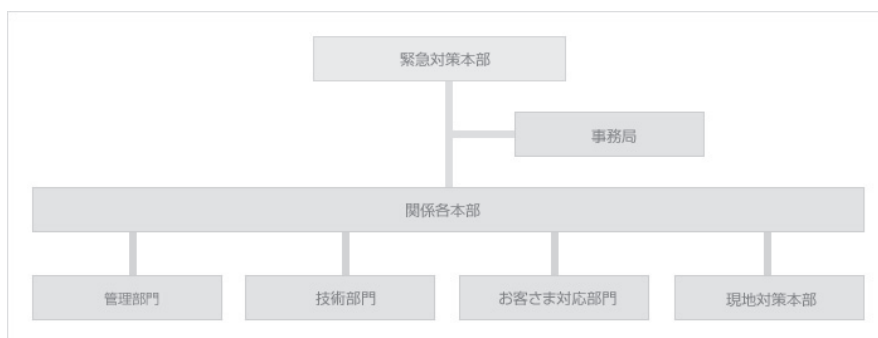
- ① 発災情報の通知
- ② 被災情報の相互連絡
- ③ 貸出用携帯電話等の配備
- ④ 位置情報通知システム
- ⑤ WEB サイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知
- ⑥ WEB サイト上での災害関連地域情報の公開

(2) 通信サービス確保の対策

① 緊急対策本部の設置

大規模災害発生時には、ソフトバンク株式会社が被害情報の収集を行い、その上で、被害状況に基づき緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧などの対策を講じる。

緊急対策本部 体制図



- ② 通信の確保・維持
 - (3) 通信エリアの復旧と確保
- SB では、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

- ① 停電基地局の発電機設備による電源確保
- ② 移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置
 - (ア)移動無線基地局車
 - (イ)可搬型衛星基地局
- ③ 新規伝送路確保による既存基地局復旧
- ④ 基地局の建て直し
- ⑤ 燃料調達
- ⑥ 移動電源車
- ⑦ 周辺基地局によるエリア救済
- ⑧ 代替基地局設備の導入
- (4) 災害時通信サービス
 - ① 緊急速報メール
 - ② 災害用伝言板サービス
 - ③ 災害用音声お届けサービス
 - ④ WEB サイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

第5 都市ガス（ガス事業者）

各ガス事業者は、ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガス供給を確保する。

1 大阪ガス株式会社

災害発生時には「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。

- (1) 情報の収集伝達及び報告
 - ① 気象予報等の収集、伝達
 - 気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所に伝達する。
 - ② 通信連絡

(g)災害発生時に主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網の確保を図る。

(h)事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

(i)対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

③ 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

① 災害発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。また迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

② 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報の実施

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため必要がある時は、顧客及び一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 危険防止対策

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打ち合わせなどを行うとともに防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

(5) 応急復旧対策

① 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

② 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

2 大和ガス株式会社

(1) 方針

災害発生時には、「対策実施要領」に基づき地域防災機関と密接に連携して応急対策を実施する。

(2) 情報の収集、伝達及び報告

① ガス設備（整圧器、中圧導管、主要低圧導管等）の被害状況

② 道路、橋梁など交通や建物の被害状況及び火災の発生状況等

③ 出勤途上で二次災害のおそれがあるガス設備の支障を発見した場合は、速やかに対策本部へ連絡するとともに、住民避難、警察、消防への連絡等の対応を適に行う。

④ 対策本部を設ける。本社には、停電対策として非常電源装置の運転及び無線連

絡の確保を図る。

(3) 応急対策要員の確保

- ① 気象予報（暴風、水害）に注意して「対策実施要領」に準じて(A, B, C, 号の発令) 平常時でも要員の確保を図る。
- ② 大規模な災害により、事業所単独で対応することが困難な場合は一般社団法人日本ガス協会「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき救援要請を行う。
また、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(4) 災害広報の実施

ガスの漏洩、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

(5) 危険防止対策の実施

- ① 災害に備えて（地震、暴風、水害等）整圧器基地、供給所、橋梁管、中・低圧路線のブロックバルブ、集合住宅の緊急遮断弁（E S V）等の巡回、点検、整備を行う。
- ② 他工事現場の立会い、見廻りと立会協議事項の順守に重点をおく。
- ③ ガス路線（中・低圧）の漏洩調査を継続的に実施する。

(6) 応急復旧対策の実施

- ① 情報収集から復旧計画書（予め作成）により重要路線及び災害甚大地域から行う。
- ② 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえでガスの供給を再開する。
（被害が比較的軽微な地区）

3 桜井ガス株式会社

(1) 計画方針

災害発生時には、ガス漏れによる二次災害を防止するために、応急対策を実施する。

(2) 情報の収集、伝達及び報告

- ① 気象予報等の収集、伝達
本部室で収集した気象予警報は所定の伝達経路により伝達する。
- ② 災害発生時の関係先との伝達方法
災害発生時、当社が収集した情報については、関係機関へ緊急連絡する。
- ③ 被害状況等の収集
供給施設及び供給区域内でのお客様施設の受けた被害状況、応急対策実施状況、その他各種の情報を本部で収集する。

(3) 応急対策要員の確保

災害発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に待機及び非常招集を行い、要員を確保する。

大規模な災害で自社単独で対応することが困難な場合には「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力を一般社団法人日本ガス協会に対し依頼する。

(4) 災害広報の実施

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため必要がある時は、顧客及び一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

(5) 危険防止対策

風水害対策の実施、災害により事故発生の場合は関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

(6) 応急復旧対策

供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスを供給再開する。

4 五条ガス株式会社

(1) 情報の収集伝達及び報告

① 気象予報の収集、伝達及び報告

気象予報を報道機関等から収集し、無線により関連部署に伝達する。

② 通信連絡

(ア)災害発生時に、通信手段を確保するため無線通信設備の充実を図る。

(イ)供給区域内の諸状況を把握するため、工作車等に移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

(ウ)本社には、停電対策として非常電源装置を設置する。

③ 被害状況の収集、報告

(2) 応急対策要員の確保

① 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、非常招集に基づく動員を行う。

② 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社に災害対策本部を設置し、社員は自動出動する。

③ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 顧客及び一般市民に対する災害広報の実施

(4) 危害防止対策

① 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

② 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

③ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定地震以上でガスの自動遮断を行う。

(5) 応急復旧対策

① 供給施設の災害復旧対策については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給する。

② 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案

して、供給上復旧効果の高いものから行う。

5 株式会社大武

(1) 計画方針

災害発生時にはガス漏洩による二次災害の防止等、ガス施設の応急対策を実施する。

(2) 情報の収集、伝達及び報告

① 気象予報、警報等の収集、伝達

対策本部で気象予報、警報の情報を収集し無線連絡等により伝達する。

② 通信連絡

災害発生時の各部署間の通信手段は無線通信網等を使用する。

③ 被害状況の収集、報告

供給施設及び顧客施設の被害状況の情報を収集し、関係各機関へ緊急連絡を行う。

(3) 応急対策要員の確保

① 災害発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に待機及び非常招集を行い、要員を確保する。

② 大規模な災害により当社単独で対応することが困難な場合には「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、一般社団法人日本ガス協会に対し救援を依頼する。

(4) 災害広報の実施

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため必要がある時は、顧客及び一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

(5) 危険防止対策

災害発生時には関係各機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

(6) 応急復旧対策

供給施設及び顧客施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上でガスの供給を再開する。

第16節 危険物施設等災害応急対策計画

(消防救急課、地域振興部、医療政策部)

県、市町村及び関係団体は、危険物施設、高圧ガス・LPガス及び火薬類による災害及び火災について、周辺住民等の安全を確保するため、次のような応急措置をとるものとする。

第1 危険物施設

県、消防機関及び施設の管理者は、地震等に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。

1 県及び消防機関が実施する対策

- (1) 関係防災機関及び流出下流地域への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助
- (5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
- (6) 周辺住民に対する広報

2 施設の管理者が実施する対策

- (1) 関係防災機関への通報

火災の場合は消防機関に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、消防機関のほか市町村、県景観・環境総合センター、県環境政策課に次の事項を速やかに連絡する。

- ① 発生日時及び場所
 - ② 通報者及び原因者
 - ③ 下流での水道水源の有無
 - ④ 現状及びその時点での対応状況
- (2) 消防活動及び被災者の救出救助
 - (3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

第2 高圧ガス・LPガス貯蔵施設等

1 高圧ガス貯蔵施設等

高圧ガス事業者等は、地震等による高圧ガスの災害を最小限に止め、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県並びに奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り適切な措置を講ずる。

- (1) 施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し関係者以外は退避させる。
また、発生した高圧ガスにかかる事故等の応援活動に関して、指定された防災事業

所への応援活動の要請および関係先への通報を迅速に行い、事故の拡大を防止する。

- (2) 高圧ガスの漏えい、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに災害の拡大防止措置を講ずる。

また、毒性ガスについては、空気呼吸器等保護具を装備のうえ実施する。

- (3) 高圧ガス関係事業者は、被災施設周辺に所在する地域住民に対し、避難誘導を行う。
- (4) 応援活動に必要な資材、器具等の管理を行う。
- (5) 関係行政機関との連携および他地域の高圧ガス地域防災組織との連携調整を行う。

2 LPガス貯蔵施設等

LPガス事業者等は、地震等によるLPガスによる災害を最小限に止め、LPガスの消費者及び周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県及び一般社団法人奈良県LPガス協会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、適切な措置を講ずる。

- (1) 事業所等は、地域のLPガスの被害状況の把握に努めるとともに、被害状況を一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体に連絡及び報告等を迅速に行う。

また、一般社団法人奈良県LPガス協会等は、被害状況を取りまとめ、県への連絡及び報告等を適切かつ迅速に行う。

- (2) 事業所等は、被害状況に応じて、応急処置の指示・出動による対処を迅速に行う。
- (3) 事業所等は、必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供を要請するものとし、併せて、受入に必要な作業を行う。

3 県の対策

県は、所轄消防本部(局)、警察署の防災機関、一般社団法人奈良県LPガス協会、奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内高圧ガス・LPガス保安関係団体と連携し、災害状況を早期に把握し、国(経済産業省、中部近畿産業保安監督部近畿支部、消防庁)へ速やかに報告するとともに、ガスの漏えい等により、火災・爆発等又はそのおそれがあると判断した場合は、住民等の安全を図るため、避難等に迅速かつ的確な措置を講ずる。

また、状況に応じ、高圧ガス等関係法令に基づき、措置命令等を実施する。

第3 火薬類貯蔵施設

県、市町村及び施設等の管理者は、地震等により火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発のおそれがある場合は、次の応急措置をとるものとする。

1 事業者の応急措置

- (1) 事業者は災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関(市町村)に連絡する。
- (2) 事業者は、貯蔵施設等の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れが生じた場合、当該火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。搬出の余裕がない時は、火薬類等を水中に沈める等、安全な措置を講じる。
- 搬出に際して、警察、消防機関及び県に対し、連絡を取り対処する。
- (3) 火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、消防機関へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供する。
- (4) 製造所においては、作業者の安全確保のため、防災要員以外の作業員を迅速に安

全な場所に避難させる。

- (5) 状況により、防災要員以外の作業員及び周辺住民に対して避難誘導を行う。
- (6) 火薬類の流出があった場合は回収を行う。

2 消費者の応急措置

- (1) 消費者は災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関（市町村）に連絡する。
- (2) 災害により火薬類が埋没した場合、火薬類の存在する場所が分かるよう旗等により標示し、見張人を置くとともに関係者以外は立入禁止の措置を講ずる。
- (3) 火災・爆発等が発生した場合は、作業員等を迅速に安全な場所に避難させるとともに、二次災害を防止する措置を講ずる。
- (4) 火薬類の流出があった場合は回収を行う。

3 県の対策

- (1) 県は、所轄消防(局)本部、警察等の関係防災機関と緊密な連携を図り、災害状況を早期に把握し、国（経済産業省（中部近畿産業保安監督部近畿支部）、消防庁）へ速やかに報告する。
- (2) 火災・爆発等のおそれがあると判断した場合は、住民等の安全を図るため、避難等に迅速かつ的確な措置を講ずる。
- (3) 状況に応じ「火薬類取締法」に基づき、事業所等に対し措置命令等を実施する。
- (4) 周辺住民に対する広報・周知を行う。

4 県警察の対策

- (1) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (2) 避難誘導
- (3) 危険予防のための広報を行う。

5 消防機関（市町村）の対策

- (1) 消防活動及び被災者の救出救助
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導
- (4) 周辺住民に対する広報を行う。

第4 毒物・劇物保管施設

1 事故発生の場合の応急措置

- (1) 施設管理者
 - ① 保健所、警察及び消防署への通報
 - ② 中和剤による除毒作業
- (2) 県
 - ① 中和剤による除毒作業の指示
 - ② 保健所等から事故状況等の連絡を受けた際の関係機関（防災統括室、消防救急課、環境政策課、農林水産振興課、県警察本部警備第二課、市町村）との連絡調整
- (3) 消防機関
 - ① 被災者の救出救助

(4) 県警

- ① 立入禁止区域の設置及び交通規制
- ② 避難誘導

(5) 市町村

- ① 周辺住民に対する災害発生への広報活動

第5 放射性物質保管施設

県、市町村及び施設の管理者は、地震に伴って放射性物質の放射線障害が発生した場合は、次の応急措置をとる。

- 1 関係防災機関への通報
- 2 放射線量の測定
- 3 危険区域の設定
- 4 立入禁止制限及び交通規制
- 5 危険区域住民の退避措置及び群衆整理
- 6 被ばく者等の救出救助
- 7 周辺住民に対する広報
- 8 その他災害の状況に応じた必要な措置

第17節 救急、救助活動計画

(消防救急課)

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想され、救急救助活動も困難になると思われるので、救急救助活動の円滑化を図るために、次の点に考慮して実施する。

第1 救急活動

- 1 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。
- 2 市町村は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- 3 市町村は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重傷患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- 4 県及び市町村は、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施する。

第2 救助活動

- 1 自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。
- 2 市町村は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。
- 3 市町村は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

第3 各関係機関の相互協力

市町村及び各消防防災関係機関は、救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

(注) 消防機関及び県警察は消防組織法第42条で相互協力することとなっている。

また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力することとなっている。

第18節 保健医療活動計画

(医療政策部)

災害発生後48時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、保健医療活動を実施する。災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間経過に伴う被災地域の保健医療ニーズの変化に応じた対応を図る。

第1 保健医療活動

1 市町村

- (1) 市町村は、被災状況に応じて、地区医師会または医療機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。
- (2) 市町村は、市町村の対応能力のみでは不足すると認める時は、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。
- (3) 市町村は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。
- (4) 市町村は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。

2 県（保健医療調整本部）

- (1) 県医療政策部長は、災害対策本部が設置される時及び被災状況に応じて必要と認めるときは、保健医療調整本部（本部長：県医療政策部長）を設置する。また、保健医療調整本部の設置に伴い、県保健所に保健所保健医療対策本部（本部長：県保健所長）を設置する。
- (2) 保健医療調整本部設置に伴い、保健医療調整本部長は、暫時参集する職員により概ね業務ごとに班（総務班、保健医療調整班、保健支援班、薬務班等）を適宜編成する。
- (3) 保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部と連携し、県内の医療機関等の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、必要に応じて医療機関に対し人的・物的支援を行うほか、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、医療救護班、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）等の保健医療活動チームの派遣調整、国、近隣府県をはじめとする他公共団体及び日本赤十字社等に対する保健医療活動チームの派遣要請、並びに関連法令等に基づく所要の指揮調整など、県内の保健医療活動の実施及び調整を行う。
- (4) 保健医療調整本部は、国、他都道府県等公共団体、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社奈良県支部等との間で受援・救護体制に関する

る調整を行うとともに、災害対策本部を通じ自衛隊、消防機関等との間で要救護者、要支援医療機関等に関する搬送・移送等にかかる調整を実施する。

- (5) 保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部及び奈良市保健所と連携し、災害により失われた保健医療提供体制の復旧と再開に向けた調整及び計画的な支援を行う。

3 県保健所（保健所保健医療対策本部）

- (1) 保健所保健医療対策本部は、管内の医療機関の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。
- (2) 保健所保健医療対策本部は、市町村を通じ避難所等の保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。また、保健医療ニーズの把握に際し、必要に応じて保健師やDHEAT等を市町村へ派遣するなど人員支援を行う。
- (3) 保健所保健医療対策本部は、管内の地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等医療関係機関及び市町村で構成する地域災害医療対策会議を開催し、保健医療調整本部と連携して管轄地域における保健医療活動を支援及び実施する。
- (4) 保健医療調整本部は、保健医療活動のマネジメント支援のために、必要に応じて他府県DHEATを受入れ、保健所保健医療対策本部と調整し、被災市町村の状況に応じてDHEATを派遣する。

4 奈良市保健所及び奈良市（市災害対策本部）との連携

保健医療調整本部は、奈良市及び奈良市保健所と連絡調整を行い、奈良市域における保健医療活動を実施するために必要な保健医療活動チームの派遣及び受援の調整を行う。

第2 医療機関への支援

1 医療情報の収集・伝達

保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部と連携し、奈良県広域災害・救急医療情報システムやEMIS（広域災害・救急医療情報システム）、防災行政通信ネットワーク、衛星携帯電話等を活用し、以下の内容を把握する。

- ① 医療機関の施設・設備の損壊状況及びライフラインの状況
- ② 医療機関の稼働状況（医療提供能力、入院患者の状態、患者受入の可否）
- ③ 必要とされる支援の内容

また、奈良県広域災害救急医療情報システムやEMIS等により把握した情報を発信し、保健医療活動に必要な情報の提供に努める。

2 入院患者の移送・病院避難

保健医療調整本部は、医療機関の施設及び設備の被災状況から、入院患者の移送または病院避難が必要と認められる場合は、当該医療機関及び受け入れが可能な後方医療機関と連絡調整を行い、災害対策本部を通じ自衛隊、警察、その他の機関に協力を要請するとともに、DMATや医療救護班等による医療支援を投入し、入院患者等の移送支援を行う。

3 医療人材及び医療資機材の支援

保健医療調整本部は、医療機関の状況をふまえ、医療人材や医薬品等の医療資機材の支援が必要と認められる場合は、県医師会や県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、

日本赤十字社奈良県支部等の医療団体と調整を行い、医療機関が必要とする保健医療活動チームの派遣や医療資機材の提供を行う。

なお、医薬品等の医療資機材の提供体制については、本節第7で示すところによる。

4 医療機関へのライフラインの確保

保健医療調整本部は、医療機関の電気、ガス、水道及び燃料（重油、軽油）等のライフラインの復旧、確保について、優先的な措置が行われるよう災害対策本部を通じ自衛隊や市町村、その他関係する事業者に要請する。

第3 要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）の支援

県及び市町村は、災害時においても継続的な医療支援が必要となる要継続的医療支援者対策として次の活動を行う。

1 人工透析患者への支援

(1) 情報の収集及び把握

保健所保健医療対策本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。

保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

(2) 医療支援

保健医療調整本部は、透析施設に優先的に水が供給されるよう自衛隊や市町村に協力を要請するとともに、本節第7に示す医薬品等の供給体制により医薬品等の供給を行う。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、施設までの移手段の確保及び避難誘導を行う。

保健所保健医療対策本部は、管内市町村、透析患者団体及び透析患者に対し、透析施設の稼働状況等の情報を提供する。

2 人工呼吸器等使用者への支援

(1) 情報の収集及び把握

保健所保健医療対策本部は、管内市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等を通じ、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者（指定難病特定医療受給者証保持者等）の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。

保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

(2) 医療支援

保健医療調整本部は、市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等と連携し、人工呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、医療機器取扱事業者に対し、人工呼吸器等の故障の際に迅速に対応するよう協力を要請する。また、対応可能な医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて消防機関等への支援要請並びにDMAT、医療救護班による医療支援を行い、避難誘導または後方医療機関へ搬送する。

保健所保健医療対策本部は、管内市町村、関係医療団体及び人工呼吸器等使用者に対し、受入可能な医療機関等の情報を提供する。

3 その他の要継続的医療支援者への支援

(1) 情報の収集及び把握

保健所保健医療対策本部は、本節第3の1、2以外に特殊な医療支援が必要な要継続的医療支援者（以下、その他の要継続的医療支援者）について、管内市町村及び関係医療団体等を通じ、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに保健医療調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。

保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。また、他部局との連携が必要と考えられる場合は、情報共有を図るとともに、必要に応じて連携体制を確立する。

(2) 医療支援

保健医療調整本部は、医療機関、医療救護所等に対し、必要な医薬品や医療機器等が優先的に供給されるよう関係団体に要請する。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、対応可能な医療機関までの移動手手段の確保及び避難誘導を行う。

保健所保健医療対策本部は、市町村、医療機関及びその他の要継続的医療支援者等に対し、対応可能な医療機関や支援体制等の必要な情報を提供する。

第4 DMAT及び医療救護班の活動

1 DMATの派遣調整

(1) 保健医療調整本部は、奈良DMATの出動が想定される場合は、保健医療調整本部内に奈良県DMAT調整本部を設置する。

(2) 県DMAT調整本部は、独自の情報収集や、市町村・消防機関等からの依頼に基づき、奈良DMATの出動が必要と判断した場合、災害拠点病院・DMAT指定病院に派遣要請を行う。

(3) 県は、DMAT活動の調整にあたっては、「奈良県DMAT運用マニュアル」に基づき、奈良県DMATコーディネーターと調整を図る。

※奈良県DMATコーディネーター：DMATの迅速かつ的確な出動と活動を支援するとともに、災害急性期の医療施策等に関する助言を行う者。

(4) 県DMAT調整本部は、災害規模に応じて必要と判断した場合、厚生労働省に他府県DMATの派遣を要請する。

(5) 他府県DMATを要請した場合、県DMAT調整本部は、必要に応じて保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。

(6) 県DMAT調整本部は、被災状況とDMAT参集状況を把握し、DMATの派遣、調整を行う。

2 医療救護班の派遣調整

(1) 保健医療調整本部は、医療救護班の調整を行い、県内被災地外の県内医療機関等における医療救護班の編制及び派遣先の調整を行う。

- (2) 保健医療調整本部は、市町村や医療機関等から医療救護班の派遣要請があったとき、または被災状況に応じて医療救護班の派遣が必要と認めるときは、速やかに医療救護班の派遣調整を行う。
- (3) 保健医療調整本部は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に対し、医療救護班の派遣要請等の調整を行う。

3 県医療救護班の活動場所及び活動内容

保健医療調整本部は、医療救護班を適切に配置するため、保健医療調整班を編制する。

- (1) 保健医療調整班は、傷病者が多数発生した災害現場及び負傷者が多数収容された病院等に医療救護班を派遣し、人的支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。
 - ① 負傷者の重症度判定（トリアージ）
 - ② 負傷者に対する応急処置
 - ③ 入院患者の移送及び病院避難の支援
 - ④ 死亡の確認
 - ⑤ 遺体の検案等の協力（状況に応じて）
- (2) 保健医療調整班は、避難所等に設置される医療救護所に医療救護班を派遣し、避難所の保健医療提供体制整備のための支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。
 - ① 軽症患者に対する医療提供
 - ② 被災地の巡回診療
 - ③ D P A T、保健師チーム等との連携
 - ④ その他、必要に応じた医療提供

第5 保健医療活動にかかる受援体制の整備

保健医療調整本部は、県外から保健医療活動チームの支援を受け入れるにあたり、下記に示す派遣調整を行い、受援体制の整備を図る。

1 D M A T

- (1) 他府県D M A Tを要請した場合、県D M A T調整本部は、必要に応じて、県保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からD M A Tの参集拠点を指定する。
- (2) 県D M A T調整本部は、被災状況とD M A T参集状況を把握し、D M A Tの派遣調整を行う。

2 医療救護班

- (1) 保健医療調整本部は、医療救護班を適切に配置するため、本部内に保健医療調整班を編成し、県内医療関係機関等の情報を収集・整理するとともに、医療救護班の

調整にかかる連絡体制を確立する。

- (2) 保健医療調整本部は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に医療救護班の派遣要請を行う。
- (3) 保健医療調整班は、参集拠点を確保するとともに、受援した医療救護班のチーム数、人員等を把握し、県内の医療提供状況について収集・分析した情報を基に支援を必要とする県内医療関係機関等への派遣にかかる要請を行う。
- (4) 保健医療調整班は、県の医療救護活動の窓口として国、全国知事会、近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等との連絡調整を行う。また、活動中の医療救護班に対して情報提供及び医療資機材等の必要な支援を行う。

3 DHEAT

- (1) 保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部及び市町村の避難所運営における健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、必要に応じて国に対しDHEATの派遣要請を行う。
- (2) 保健医療調整本部は、DHEATを保健所保健医療対策本部及び被災地市町村に重点的に派遣し、保健医療活動に関わるマネジメント業務を支援することで、被災地域における健康危機管理体制の速やかな整備と維持が行われるよう努める。

4 保健師

- (1) 保健医療調整本部は保健所保健医療対策本部を通じて、保健師の派遣調整のための情報収集、整理を行い、収集した情報を基に支援を必要とする市町村に適切に派遣できるよう調整を図る。
- (2) 保健医療調整本部は、県内の保健師の派遣のみで対応が困難であると判断した場合等、必要に応じて、隣接県や災害時相互応援協定を結ぶ府県に保健師支援班の派遣要請を行う。また、全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援班の派遣要請を行う。
- (3) 保健医療調整本部は、応援・派遣保健師等の受け入れに関する方針を策定し、派遣計画に基づき県内被災地に派遣調整を行う。

なお、市町村からの要請に基づく応援・派遣の調整については、本節第8で示すところによる。

5 DPAT

- (1) 保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部内にDPAT調整本部を設置する。
- (2) 保健医療調整本部は、精神保健医療に関する被災状況により、県外からのDPATの応援が必要と判断した場合等、必要に応じて厚生労働省に対してDPATの派遣を要請する。

- (3) 他府県D P A Tを要請した場合、県D P A T調整本部は、県保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、必要に応じて被災地域の保健所管内にD P A T活動拠点本部を設置する。
- (4) 県D P A T調整本部は、精神保健医療に関する被災状況とD P A Tの参集状況を把握し、D P A Tの活動地域（派遣先）を割り当てる。

第6 後方医療体制の整備及び傷病者の搬送

1 後方医療体制の整備

災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、被災地域からの傷病者搬送及び被災地域の医療施設からの入院患者の移送等を可能な限り受け入れ、治療にあたる。その際、保健医療調整本部は、各医療機関が医療救護活動を円滑に実施することができるように必要な支援を行う。

保健医療調整班は、必要に応じて「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、近隣府県に対しての傷病者の受入れ等、支援要請を行う。

2 傷病者の搬送

保健医療調整本部及び保健医療活動チームは、救護措置を行った者について、後方医療機関への収容及び広域医療搬送が必要と判断した場合は、状況に応じて以下のとおり対応する。

- (1) 保健医療活動チームは、県または市町村の要請もしくは自らが必要と判断した場合には、傷病者を後方医療機関へ搬送する。
- (2) 保健医療調整本部は、後方医療機関への搬送にあたり、各医療機関における受診状況を収集し、積極的に情報提供及び調整を行うことで、特定の医療機関に受診者が集中することのないよう努める。
- (3) 保健医療調整本部は、広域医療搬送が必要と認められるときは、国や「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、近隣府県に広域医療搬送の受入れを要請する。

また、県D M A T調整本部は、県内医療機関での対応が困難になった場合等、必要に応じて広域医療搬送を行うための拠点（S C U：ステージングケアユニット）を広域防災活動拠点等に設置する。

広域医療搬送の調整については、原則として県D M A T調整本部を通じて行う。

また、必要に応じて保健医療調整本部も医療関係団体等と調整を行う。

- (4) 保健医療調整本部は、施設・設備への被害により業務継続が困難となった医療機関の在院患者等の搬送について、必要に応じ消防機関、自衛隊等に対して協力を要請し、搬送の円滑な実施に努める。
- (5) 重篤患者の搬送については、必要に応じて奈良県ドクターヘリ、関西広域連合（大阪大学医学部附属病院）または和歌山県（和歌山県立医科大学附属病院）、三重県

のドクターヘリに支援を要請する。

(6) 広域医療搬送等を必要とする場合は、奈良県消防防災ヘリコプターによる緊急運行を要請する。消防防災ヘリコプターが出動できない場合は、自衛隊にヘリコプターによる搬送を要請する。

(7) 保健医療調整本部は、搬送に際して可能な限りDMAT、医療救護班等による支援のもと搬送が行われるよう調整する。

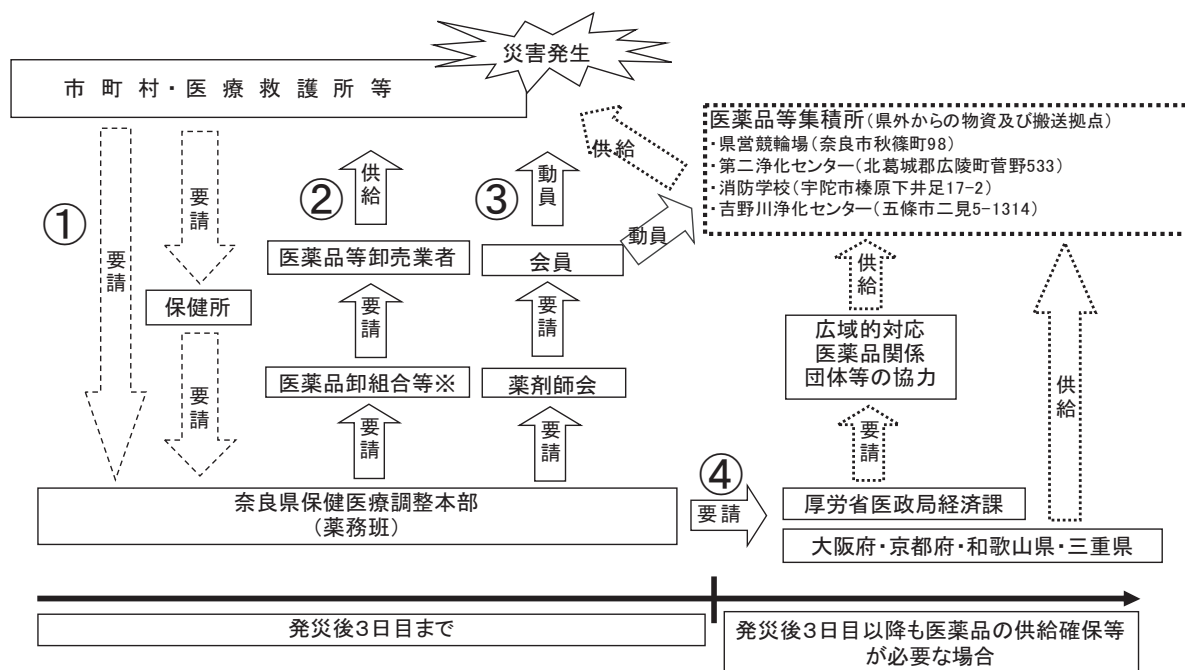
第7 災害時における医薬品等の供給体制

保健医療調整本部は、医療救護所等へ迅速かつ安定的に医薬品等を供給するため、薬務班を編制する。薬務班は、保健医療調整本部が把握した保健医療ニーズから医薬品等に関する情報を集約・調整する。加えて、市町村及び医療救護所等に派遣されている薬剤師班（県薬剤師会）を通して医薬品供給状況等の把握を行う。

薬務班は、下記1～3に示すもののほか、「災害時における医薬品等の確保・供給マニュアル」等を参考に活動する。

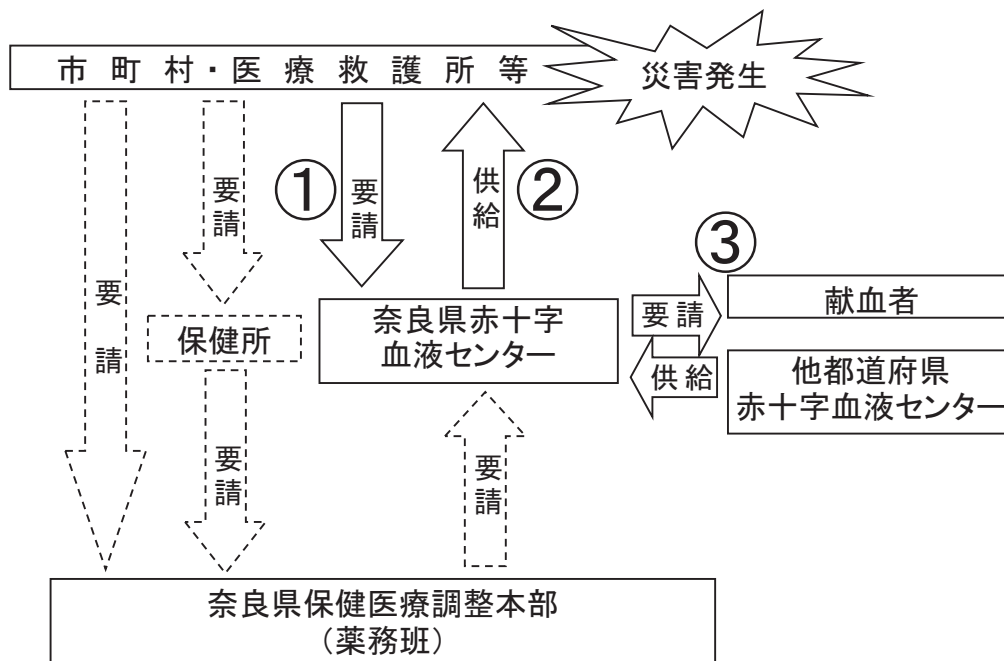
1 医薬品等の要請・供給フロー

(1) 医薬品、医療機器、医療用ガス等



※医薬品卸組合等：奈良県製薬協同組合、奈良県医薬品卸協同組合、大阪医療機器協会奈良県支部、日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部、近畿臨床検査薬卸連合会

(2) 血液製剤



2 災害時における関係者の役割分担

① 市町村

市町村は、災害時の医療救護班用としての必要な医薬品等を確保するとともに、不足が生じた場合には、県に支援を要請する。

なお、薬務班は、市町村への支援にあたり、医療用の消毒薬等については、医薬品等の要請・供給フローにしたがって支援を行うが、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、本章第2節第1の3に基づき支援を行うよう災害対策本部救援物資班に要請する。

② 県

(ア)薬務班は、あらかじめ定めた広域防災拠点のうち、災害発生場所に最も近い活動拠点を医薬品等集積場所として指定する。集積場所における医薬品等の管理監督は保健医療調整本部が直接行うこととし、搬入・搬出・在庫管理等の作業は、「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき薬剤師会から派遣された薬剤師が行う。

(イ)薬務班は、保健医療活動チーム及び市町村に対する支援用として、奈良県医薬品卸協同組合、奈良県製薬協同組合、大阪医療機器協会、日本産業・医療ガス協会、近畿臨床検査薬卸連合会（以下「医薬品卸組合等」という。）に供給等の協力を要請する。

(ウ)薬務班は、医薬品等に不足が予想される場合には、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき近隣府県に支援を要請する。

③ 関係団体

医薬品卸組合等は、薬務班から「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」、「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」、「災害時における医

療機器等の供給に関する協定書」、「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」または「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づく医薬品等の供給要請があったときは、組合員等に対し、医療救護所等への医薬品等の供給及び搬送を要請する。

④ 奈良県薬剤師会

(ア) 奈良県薬剤師会は、指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的医療救護活動に協力する。

(イ) 奈良県薬剤師会は、薬務班から「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、被災地外の支部に対し、医療救護活動を要請する。

(ウ) 薬剤師班は、原則として医療救護所等における服薬指導、医薬品の管理等及び医薬品等集積所における医薬品の管理等に従事する。

⑤ 奈良県赤十字血液センター

(ア) 奈良県赤十字血液センターは、医療救護所等から血液製剤の供給を要請されたときは、早急に供給する。

(イ) 奈良県赤十字血液センターは、災害発生後、速やかに血液製剤の確保を図るため、被害の軽微な地域に献血班を出動させ、県民からの献血を受ける。

なお不足する場合は、他都道府県日赤支部（血液センター）に応援を要請する。

⑥ 県保健所

保健所保健医療対策本部は、市町村、医療救護所等への医薬品等の供給について、必要に応じ調整を図る。

第8 保健師等による健康管理に関する活動

保健師及び行政に携わるその他の医療技術職（薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等）は、地域住民の健康状態や生活状態を分析し、健康課題の予防と対策のために、環境整備や保健指導、健康相談、健康教育等を行う。保健師の保健活動にあたっては「奈良県災害時保健活動マニュアル」を参考にする。

1 被災状況等の情報収集・分析・関係者との情報共有

市町村は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。

保健所保健医療対策本部は、支援方法を検討するため、速やかに被災市町村に入る等、被災状況や活動状況等の情報収集を行う。

保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部が収集した被災に関連する情報を集約するとともに、市町村に必要な情報を速やかに提供し、支援方針を決定する。

2 市町村からの要請に基づく派遣調整

(1) 市町村は、必要に応じて保健医療調整本部へ保健師等の派遣要請を行う。

(2) 保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部と連携し、市町村の派遣要請もしくは自ら保健師等の派遣が必要と判断した場合、人材派遣計画を立て、県内被災地外の市町村に保健師等派遣の要請を行う。

- (3) 県内応援のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて隣接県や近県ブロックエリア等（災害協定県を含む）に保健師等派遣の要請を行う。
- (4) 保健医療調整本部は、災害規模や質に応じて全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援班の派遣要請を行う。
- (5) 保健医療調整本部は、応援・派遣保健師等の受け入れ方針を策定し、派遣調整・見直し等受け入れ体制の整備を行う。

3 避難所での保健活動

- (1) 市町村は、被災状況に応じて避難所を開設し、避難所の環境整備と避難者の健康管理を行う。なお、避難所における保健活動については、以下の事項に留意するものとする。
 - ① 避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。
 - ② 避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。
 - ③ 市町村は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要援護者の避難状況等を迅速に情報収集し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。
- (2) 保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチームは、避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、加えて災害時要援護者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。

4 市町村への支援

- (1) 保健医療調整本部は、必要に応じ被災直後に被災市町村に対し、被災状況の把握、被災者の心身の健康状態の把握、他機関との調整及び健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、保健師等を派遣する。
- (2) 保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部と連携して、市町村が把握した高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の情報を確認し、保健師等による必要な支援を行う。
- (3) 保健医療調整本部は、避難所の環境整備や健康管理が円滑に行われるよう県内被災地以外の市町村と連携し、保健師等必要な職種からなるチームを編成し、派遣する。

5 関係機関との連携、地域づくり

保健医療調整本部は、市町村及び医療・福祉・介護等の関係機関とのネットワークの構築や社会資源としてのソーシャルキャピタルを活用し、地域に密着した公衆衛生活動を行う。

第9 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動

保健医療調整本部、精神保健福祉センター、保健所保健医療対策本部、市町村等は精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

1 安否確認等

保健所保健医療対策本部及び市町村は、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

2 精神科病院等の被害状況の把握

保健医療調整本部は精神科病院等の被害状況を把握し、入院可能病床の確認と入転院の調整等を行う。入転院が必要な場合の患者搬送は、被災病院及び受入病院が協力して実施する。

3 DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣

- (1) 保健医療調整本部は、平素から精神科医療の中核的機関としての役割を担っている精神科病院へ働きかけ、県内外で活動できるDPATを編制する。
- (2) 保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部内に奈良県DPAT調整本部を設置する。
- (3) 保健医療調整本部は、精神保健医療に関する被災状況により、県外からのDPATの応援が必要と判断した場合、厚生労働省に対してDPATの派遣を要請する。
- (4) 派遣要請に応じて参集したDPATは、入転院が必要な患者の搬送を補助する。
- (5) 保健医療調整本部は、必要に応じて被災地域の保健所管内にDPAT活動拠点本部を設置する。
- (6) 保健所保健医療対策本部は、避難所の状況や他の保健医療活動チームの活動状況等を把握し、被災地域でのDPATの活動が円滑に行われるよう、現地コーディネーターの役割を果たす。

4 障害福祉サービス事業所等の被害状況の把握

市町村は、障害福祉サービス事業所（旧精神障害者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

5 相談支援等

保健所保健医療対策本部は、DPATと連携して避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。

精神保健福祉センターは、専門職団体等の協力を得て、「こころのホットライン」による電話相談を実施する。

6 情報収集・発信

保健医療調整本部及び精神保健福祉センターは、県内外の情報を集約のうえ保健所保健医療対策本部及び市町村等に情報提供するとともに、こころのケアに関する情報発信を行う。

第10 医療関係機関・団体への協力要請

1 災害拠点病院・DMAT指定病院

県内の災害拠点病院及びDMAT指定病院は、被災地から移送される傷病者及び被災医療機関等から移送される患者を可能な限り受け入れ、治療にあたる。

2 日本赤十字社奈良県支部

日本赤十字社奈良県支部は、自らの判断に基づき、または保健医療調整本部の要請に基づき、医療救護班による医療救護活動を行う。

3 県医師会

県医師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の地区医師会、病院等により医療救護班（JMAT）を編成し、

医療救護活動を行う。

4 県病院協会

保健医療調整本部は、後方医療体制の整備のため、県病院協会に対して被災地から移送される傷病者及び被災医療機関等から移送される患者を可能な限り受け入れ、治療にあたるよう要請する。

また、県病院協会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の病院等により医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。

5 県精神科病院協会

保健医療調整本部は、災害精神医療に対応できる医療連携体制の構築について、県精神科病院協会に対して協力要請を行う。

県精神科病院協会は、保健医療調整本部の要請に基づき、被災地外の精神科病院等によりDPATを編成し、災害精神医療活動を行う。

6 県歯科医師会

県歯科医師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、歯科医療救護活動を行う。

7 県薬剤師会

県薬剤師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、服薬指導及び医薬品等集積所における医薬品の管理等の活動を行う。

8 県看護協会

県看護協会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、災害支援ナース等を医療機関、医療救護所及び避難所等に派遣し、保健医療活動を行う。

9 医薬品卸組合等

県医薬品卸協同組合は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医薬品の供給等を行う。

県製薬協同組合は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」に基づき、被災地等における医薬品等の供給を行う。

大阪医療機器協会は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医療機器等の供給等を行う。

日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医療用ガス等の供給等を行う。

近畿臨床検査薬卸連合会は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な臨床検査薬等の供給等を行う。

第19節 緊急輸送計画

(防災統括室)

災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

第1 計画の基本方針

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動に当たっては、次の事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

- (1) 第1段階
 - ① 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
 - ② 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
 - ③ 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
 - ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者
 - ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
 - ⑥ 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
 - ⑦ 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
 - ⑧ 被災者の緊急避難場所から避難所等への移送
- (2) 第2段階
 - ① 上記1の続行
 - ② 災害時要援護者の保護にかかる福祉避難所等への移送
 - ③ 傷病者及び被災者の被災外との輸送
 - ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な要因及び物資
- (3) 第3段階
 - ① 上記2の続行
 - ② 災害応急対策に必要な要因及び物資

第2 輸送力の確保

1 市町村及び防災関係機関の措置

- (1) 市町村等は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料等の調達先及び必要数を明確にし、要員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 市町村等が運用又は調達する輸送車両等が不足した場合は、次の事項を明示して県又は他市町村等に斡旋を要請する。
 - ① 輸送区間及び借上期間
 - ② 輸送人員又は輸送量
 - ③ 車両等の種類及び台数
 - ④ 集結場所及び日時
 - ⑤ 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
 - ⑥ その他必要事項

2 県の措置

- (1) 市町村等から輸送手段の確保について、県に要請があった場合、又は災害対策本部長が必要と認める場合は、関係機関に対し協力を要請する。
- (2) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は法第71条及び災害救助法第7条から第10条に基づく従事命令を発し緊急輸送に必要な車両等を確保する。
- (3) 知事は、緊急輸送に必要な関係団体と、あらかじめ協定を締結し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。また、関係団体の意向を踏まえつつ、十分に調整を図る。この場合関係団体とは、奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会、奈良県バス協会、奈良県倉庫協会等とする。

3 近畿運輸局の措置

近畿運輸局は、緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車運送事業者等の関係輸送機関に対し、運送力の確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両等の斡旋を行う。

4 奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会、奈良県バス協会等の措置

奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会及び奈良県バス協会等は、各加入会社の車両台数の実態を把握しておき、被災者移送又は物資の輸送が生じた場合は、県との協定に基づき、貨物自動車、乗用車及び乗合自動車の供給に協力する。

5 西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社の措置

西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社は、県の要請に基づき、列車の特発、迂回運転、災害応急対策物資、要員の優先輸送等の必要と認められる措置をとり、その万全を期する。

第3 緊急輸送体制の確立

1 広域防災拠点の確保及び活用

県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の広域防災拠点を活用する。（「第2章第16節 防災体制の整備計画」参照）

- (1) 県営競輪場
- (2) 第二浄化センター
- (3) 消防学校
- (4) 吉野川浄化センター

2 緊急輸送道路の確保

道路は、災害においては消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える施設であるため、円滑に機能することが必要である。

また、速やかに復旧活動を行い、二次災害を最小限に食い止めるためにも、交通路の確保が重要である。

(「第2章第13節 緊急輸送道路の整備計画」参照)

3 航空輸送の確保

- (1) 緊急輸送及び陸上交通の途絶等による孤立地帯への輸送は航空機(ヘリコプター)による。

そのため、県は県消防防災ヘリコプター、県警のヘリコプター、自衛隊のヘリコプター、他府県の消防防災ヘリコプター、他府県警のヘリコプター、海上保安庁の航空機、日本赤十字社飛行隊、民間航空会社のヘリコプター等の派遣要請を行う。

派遣されたヘリコプターは、基本的に奈良県ヘリポートを基地とし、各広域防災拠点及び災害活動用緊急ヘリポートと孤立地帯との航空輸送の任にあたる。

- (2) 災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者及び市町村は、災害活動用緊急ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部等に報告する。

(「第3章第8節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」参照)

第20節 災害警備、交通規制計画

(警察本部)

県警察は、災害時の初動体制を確立し、迅速・的確な災害警備活動を行う。
また、交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等を行う。

第1 災害警備

1 警備方針等

県警察は、奈良県下に暴風、大雨、洪水等による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県民の生命、身体及び財産の保護並びに治安維持に万全を期すとともに、迅速かつ的確な警察活動を行う。

災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動体制を確立するとともに、次に定める活動を行う。

- (1) 気象情報等の収集及び伝達
- (2) 被害の実態把握
- (3) 河川、ため池その他の危険箇所の警戒
- (4) 住民に対する避難の指示及び誘導
- (5) 人命の救助及び行方不明者の捜索
- (6) 死体の調査等及び検視
- (7) 被災地及びその周辺の交通規制
- (8) 災害に関する広報活動
- (9) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
- (10) 警察庁等への援助要求

2 警備体制

県警察は、次の警備体制の区分に従って災害時における災害警備活動を行う。

(1) 甲号体制

暴風、大雨、洪水等により、県内で大規模な被害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合にとる体制をいう。

(2) 乙号体制

県内で暴風、大雨、洪水等に係る警報が発表され、相当な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとる体制をいう。

(3) 丙号体制

県内で暴風、大雨、洪水等に係る警報が発表され、災害発生のおそれはあるが、発生までには相当の時間的余裕があると認められる場合にとる体制をいう。

(4) 支援体制

暴風、大雨、洪水等により、他の都道府県で大規模な被害が発生し、それに伴う支援活動を実施する場合にとる体制をいう。

3 警備本部等の設置

(1) 県警察本部

① 甲号体制

県警察本部総合指揮室に災害警備本部を設置し、その統括指揮に基づき全警察力を挙げて災害警備活動を行う。

② 乙号体制

県警察本部総合指揮室に災害警備本部を設置し、その統括指揮に基づき警察力を挙げて災害警備活動を行う。

③ 丙号体制

県警察本部警備第二課に災害警備連絡室を設置し、その統括指揮に基づき所要の災害警備活動を行う。

(2) 警察署

県警察本部の設置区分に基づき、甲号体制又は乙号体制発令時は警察署災害警備本部を、丙号体制発令時は警察署災害警備連絡室をそれぞれ設置し災害警備活動を行う。

(3) 支援体制の発令に伴う警備本部等の設置

① 大規模な支援活動を実施する必要がある場合

甲号体制に準ずる災害警備本部を設置する。

② 支援活動を実施する必要がある場合

乙号体制に準ずる災害警備本部を設置する。

③ 支援活動を実施することが予想される場合

丙号体制に準ずる災害警備連絡室を設置する。

第2 交通規制及び緊急通行車両等

災害時における交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等は、この計画の定めるところによる。

1 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理に属する道路について災害時における危険箇所及び回道路応急復旧の方法等をあらかじめ調査し、計画しておくとともに、災害が発生した場合は当該道路の被害状況を調査し的確な措置をとらなければならない。

2 被災地及びその周辺における交通規制

(1) 道路法に基づく交通規制（同法第46条）

災害時において、道路管理者は、道路の損壊、欠壊その他の事由により道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる場合、区間を定めて、道路の通行を禁止し、制限する。

(2) 道路交通法に基づく交通規制（同法第4条1項、第5条1項、第6条4項）

災害時において、公安委員会、警察署長、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限する。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（同法76条、76条の3関係）

公安委員会は、奈良県又はこれに隣接し、若しくは近接する府県の地域に係る災害が

発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、道路の区間・区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。(以下「通行禁止区域等」という。)

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認められる場合は、当該車両の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。

また、警察官は、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとる。

なお、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官または消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両または消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとる。

(4) 広報

公安委員会は、前項の通行禁止又は制限をしようとするときは、その規制の内容を当該道路の管理者に通知するほか、区域内にある者に対し周知徹底するよう努める。

(5) 関係公安委員会への通知

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合は関係公安委員会に必要な事項を通知する。

(6) 交通情報の収集

交通規制等の交通対策を迅速、的確に実施するために、道路交通情報の収集に当たり、全般的な交通状況の実態把握に努める。

(7) 交通管制の機能確保措置

大規模災害時に道路交通施設等について緊急対策の迅速、的確な実施を図るため、次の措置をとる。

① 信号機用非常電源装置の整備及び点検の実施

② 倒壊、破損時の緊急復旧体制の確保

(8) 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

① 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア)道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ)区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

③ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

3 緊急輸送路を確保するための警備員の出動要請

(1) 県警察本部長は、緊急輸送路を確保する場合において交通整理要員等が不足する

と認めるときは、「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、一般社団法人奈良県警備業協会に対して警備員の出動を要請する。

- (2) 出動した警備員は、緊急輸送路の各交差点等において交通誘導を行うものとし、管轄する警察署長は当該警備員が所属する警備業者に対し、交通誘導方法等にかかる具体的な指示を行う。

(資料編「災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定」参照)

4 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の確認及び取扱い

- (1) 公安委員会が災害対策基本法に基づく通行の禁止及び制限を行った場合、知事または公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則に定める「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付する。
- (2) 緊急通行車両に該当する車両は、別記様式第4「緊急通行車両等確認申出書」に必要事項を記載のうえ、緊急通行車両であることの疎明資料とともに交通部交通規制課（以下、「交通規制課」という。）、警察署（交番及び駐在所を含む。）又は交通検問所において申請し、災害対策基本法施行規則に定める「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。
- (3) 県及び市町村等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について公安委員会に事前に届出をする。

5 緊急通行車両等の事前届出・確認・手続

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認を行うものとする。

(1) 事前届出の対象車両

次の①及び②のいずれにも該当する場合に事前届出を受理する。

- ① 災害時において、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で次の事項を行う車両
- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - (キ) 犯罪の予防、交通の規則その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
 - (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (ケ) その他の災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
- ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは契約等により使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

(2) 事前届出の申請手続き

① 申請者

緊急通行又は緊急輸送に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

② 申請先

事前届出を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署（ただし、県の機関が行う事前届出については交通規制課でも可）

③ 申請書類等

(ア)別記様式第1「緊急通行車両等事前届出書」2通

(イ)指定行政機関等が所有する車両以外の車両にあっては、契約を疎明する書類（貸借契約書、業務委託契約書等）を添付

(3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両と認められるものについて、「緊急通行車両等事前届出済証」を申請者に交付する。

(4) 災害発生時の措置

交通規制課、警察署（交番及び駐在所を含む。）、又は交通検問所に「緊急通行車両等事前届出済証」を提示し、「緊急通行車両確認証明書」及び別記様式「標章」の交付を受ける。

6 災害対策基本法の規定に基づく規制除外車両の確認及び取扱い

(1) 公安委員会が災害対策基本法に基づく通行の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が規制除外車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、別記様式第9「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」を交付する。

規制除外車両の確認及び「標章」の交付は、公安委員会又は知事が行う。

(2) 規制除外車両に該当する車両は、別記様式第10「規制除外車両確認申出書」に必要事項を記載のうえ、規制除外車両であることの疎明書類とともに交通規制課、警察署（交番及び駐在所を含む。）又は交通検問所に申請し、別記様式第9「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

(3) 県及び市町村等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制除外車両の事前届出制度を活用し、規制除外車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をする。

7 規制除外車両の事前届出・確認・手続

公安委員会は、事前届出に係る車両について、次に定めるところにより、規制除外車両として使用される車両であることの確認を行うものとする。

(1) 事前届出の対象車両

規制除外車両として使用されるものであることの確認について、事前届出の対象となる車両は、次のいずれかに該当する車両のうち、緊急通行車両に該当しないものとする。

- ① 医師（歯科医師を含む。以下同じ）、医療機関等が使用する車両
- ② 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

- ④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- (2) 事前届出の申請手続き
- ① 申請者
規制除外に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む）
 - ② 申請先
事前届出を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署（ただし、県の機関が行う事前提出については交通規制課でも可）
 - ③ 申請書類等
 - (ア)別記様式第6「規制除外車両事前届出書」2通
 - (イ)医療、医療機関等の使用する車両にあつては、車検証及び医師免許状又は使用者が医療機関等であることを確認出来る書類
 - (ウ)医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両にあつては、車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認出来る書類
 - (エ)患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）にあつては車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）
 - (オ)建設用重機又は道路啓開作業用車両にあつては車検証及び車両の写真
 - (カ)重機輸送用車両にあつては車検証（建設用重機と同一の使用者であるものに限る。）及び車両の写真（建設用重機を積載した状況を撮影したものに限る。）
- (3) 規制除外車両事前届出済証の交付
審査の結果、規制除外車両と認められたものについて、別記様式第6「規制除外車両事前届出済証」を申請者に交付する。
- (4) 災害発生時の措置
交通規制課、警察署（交番及び駐在所を含む。）、又は交通検問所において別記様式第6「規制除外車両事前届出済証」を提示し、別記様式第9「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

別記様式第4（第4関係）


地震防災 災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">緊急通行車両等確認申出書</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</div> <div style="margin-top: 20px;">奈良県公安委員会 殿</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 申出者住所 （電話） 氏 名 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> </div>		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	電話（ ） —
	氏名	
出 発 地		
（注） この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。		

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第1 (第2関係)

<p>災害 地震防災 原子力災害 国民保護措置用</p> <p>緊急通行車両等事前届出書</p> <p>奈良県公安委員会 殿</p> <p>届出者住所 (電話) 氏名</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>	<p>災害 地震防災 原子力災害 国民保護措置用</p> <p>緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">奈良県公安委員会 ㊟</p>
<p>番号標に表示されている番号</p> <p>車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>出 発 地</p>	<p>(注)</p> <p>1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部(交通規制課)又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部(交通規制課)に届け出て、再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。</p> <p>(3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</p>
<p>備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。</p> <p>2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。</p>	

別記様式第9（第6関係）

第 号		
年 月 日		
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書		
奈良県公安委員会 		
番号標に表示 されている番号		
車 両 の 用 途		
使用 者	住 所	
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

別記様式第 10（第 7 関係）

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両確認申出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 申出者住所 （電話） 氏 名 ㊟		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	電話（ ） —
	氏名	
出 発 地		
（注） この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。		

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6 (第5関係)

災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 奈良県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 年 月 日 ①	災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する	第 号 奈良県公安委員会 印
番号標に表示されている番号 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部(交通規制課)又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部(交通規制課)に届け出て、再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	
使用者 住所 () 局 番 氏名		
出 発 地 (注) この事前届出書は正副2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本部(交通規制課)に提出することができます。 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができます。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。		

第21節 食料、生活必需品の供給計画

(防災統括室、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部、日本赤十字社)

各災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下「物資」という）の供給について、県・市町村・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、迅速かつ的確・適切に行うための体制の確立を図る。

第1 県、市町村、住民の役割分担

- 1 住民は、「食料、生活必需品の確保計画」に基づき、備蓄していた1週間分の食料を使用する。
また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。
- 2 市町村は、被災住民等に対する食料品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。また、市町村は、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設・ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。
- 3 県は、市町村からの要請に応じ、または被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるときは、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たずに、物資を確保し供給を行う。また、県は被災市町村へ物資の供給を行うため必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者のノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

第2 物資の調達・供給状況の報告等

県及び市町村は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。

- 1 市町村は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。
- 2 市町村は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。
- 3 県は、必要な物資の調達及び供給を迅速・適切に行うため、被災市町村の物資調達・供給状況に関する情報を収集・分析する。

第3 物資の供給

災害発生時において、県及び市町村が行う物資の供給は、次により行う。

- 1 市町村は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するために地域に即した具体的方法を検討し、速やかに実施するため、その環境及び体制を整える。
その内容は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 把握した被災状況により供給の範囲及び程度を把握する。

- (2) 把握した被災状況により市町村間の応援協定に基づく実施方法等を検討する。
- (3) 輸送拠点・輸送等の物資の供給の方法及び供給体制等を決定する。
- (4) 供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。
- (5) その他、物資の供給に必要なことを定める。

2 県は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、倉庫協会、トラック協会と連携し救援物資対応マニュアルの見直しを随時行い、その環境及び体制を整備する。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 物資の供給の方法及び体制等を決定する。
- (2) 近畿府県間等の応援協定に基づく、応援実施方法等を決定する。
- (3) 供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。
- (4) その他、物資の供給に必要なことを定める。

第4 食糧（米穀）の供給

市町村は食糧の備蓄を行うか、または災害時における米穀販売業者等からの調達・供給体制を整える等により、当面必要な供給量を確保し、被災者等に対し供給を行うものとする。また、市町村は、供給を行うため、被災者の集合地での炊出し供給体制を整備しておくものとする。

県は、市町村から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、県内の主たる米穀販売業者等に対して精米の供給を依頼し調達するものとする。

また、災害救助法又は国民保護法が適用された災害における供給について、県は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省生産局に災害救助用米穀等の直接売却を要請し、市町村に供給する。

市町村は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省生産局に対して直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡することとする。この連絡を行った市町村長は、その旨を知事に連絡すると共に、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行うこととする。

第5 救援物資への対応

1 市町村は、市町村地域防災計画において「救援物資対応計画」等を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により以下のとおり受入・管理体制及び事務処理環境を整える。

- (1) 市町村は、救援物資の受入場所として、輸送拠点を指定する。
- (2) 市町村は、輸送拠点における要員を確保し、救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施し、被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。

2 県は、全国から寄せられる救援物資は、受入、保管、仕分け、配送等に、多大な労力・時間・保管場所が必要となることから、その善意に配慮しつつ集積場所が混乱したり不要な物資が蓄積したりするなどの弊害が生じないように、個人等からの小口支援

物資等は辞退する等の広報を行い、併せて被災住民のニーズのある物資情報の発信や市町村が行う受入・管理の支援等、次のとおり必要な援助を行う。

- (1) 県は、救援物資の受入場所として、広域防災拠点が活用できるよう、整備を図る。
また、県・市町村施設だけでなく、民間施設を活用等、被災状況に応じて柔軟に各種施設を活用する。
- (2) 県は、市町村からの要請に基づき、市町村の指定する物資拠点へ直接配送されるように調整し、又は県の指定する物資拠点を經由して配分する。
- (3) 県は、物資拠点における要員を確保し、被災状況に応じて民間施設を活用等する等して、早期に救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施する。

○資料編参照関係資料

1 食料供給計画資料（主食の調達先等）

- (1) 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）
- (2) 災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて
- (3) 災害時における米穀供給の連絡先一覧表
- (4) 農林水産省生産局緊急時連絡先

2 生活必需品等物資備蓄資料

第6 日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、次の救助を行う。

1 全焼・半焼、全壊・半壊及び流失の場合

毛 布	1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）
バスタオル※	1人に対して1枚
布 団※	1人に対して1組

2 床上浸水または避難所等に避難の場合

毛 布	1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）

3 死亡者の遺族 弔慰金1人20,000円

※ただし、災害救助法が適用された場合、バスタオル、布団及び弔慰金については除く。

（資料編「医療助産計画資料：日赤奈良県支部備品等一覧表」参照）

第22節 給水計画

(地域振興部、水道局)

災害による水道施設の損傷又は飲料水の枯渇、汚染等により飲料水に適する水を得ることができない者に対する供給体制の確保を図る。

第1 実施体制

1 実施責任者

飲料水供給の実施は原則として市町村が行うものとするが、被災市町村において実施できないときは、奈良県水道災害相互応援協定締結先の市町村の協力を得て実施する。

また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。

2 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得られない者とする。

3 給水量

災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるものとする。

災害発生から の日数	一人当たり水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	主な給水方法
～3日	3	飲料等 (生命維持に最小限必要)	耐震性貯水槽、 給水車
4～10日	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等 (日周期の生活に最小限必要)	配水幹線付近の 仮設給水栓
11～20日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、 シャワー、炊事等 (数日周期の生活に最小限必要)	配水支線上の仮 設給水栓
21～28日	被災前給水量 (約250)	ほぼ通常の生活	仮配管からの各 戸給水、共用栓

4 拠点給水等

(1) 市町村は、各水道施設（浄水場・配水池・消火用貯水槽を除く貯水槽）等による拠点給水の可能性を点検し、給水配水図等により指定避難場所、医療機関、福祉施設、学校、市町村役場等の所在を配慮した配水体系を検討する。

- (2) 給水車等の搬送が可能な状況下においては、給水拠点を基点にして給水車及びトラック等による給水を実施する。

第2 飲料水等の確保

- 1 県は、水道事業者等に対して、連絡調整を行うとともに応急用飲料水の衛生指導を行う。
- 2 市町村は、飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧き水・井戸水・河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。
また、給水車・給水容器・容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（塩素・晒し粉・次亜塩素酸ソーダ等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所・配置場所についても検討する。
- 3 市町村及び水道事業者等は、応急用飲料水並びに水道施設の確保に努める。

第3 給水方法

- 1 給水に際しては、その場所・時間等について被災地の住民に周知措置を講ずる。
- 2 給水タンク車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。
- 3 災害の規模により1戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。
- 4 高齢者、障害者、妊婦、乳幼児及び外国人等の災害時要援護者や高層住宅の住民に配慮した給水方法を採用する。

第4 給水応援

- 1 市町村は、必要な人員・資機材等が不足するときは、奈良県水道災害相互応援協定による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。
 - (1) 給水を必要とする人員
 - (2) 給水を必要とする期間及び給水量
 - (3) 給水する場所
 - (4) 必要な給水器具・浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
 - (5) 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
 - (6) その他必要な事項
- 2 県は、被災地の近隣市町村に緊急応援を要請し、なお対応が困難な場合は、厚生労働省、他府県、自衛隊、近畿水道用水供給事業連絡会及び日本水道協会等の関係団体に対して、応援を要請するとともに連絡・調整に当たる。

（資料編「給水計画資料」、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」、「近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」、「災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定」、「災害救助法による救助の程度と期間」参照）

第23節 防疫、保健衛生計画

(医療政策部、くらし創造部)

災害発生時には、生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など、感染症が発生しやすい状況となるため、防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行を未然に防止する。

第1 防疫体制

1 実施責任者

(1) 市町村

被災地の防疫は、当該地域の市町村が管轄保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、当該市町村の被害が甚大で、市町村限りでの実施が不可能又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。

なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県（医療政策部保健予防課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

(2) 県

県は、市町村における被害が激甚であるため、又はその機能が著しく阻害され、応援を得ても市町村が行うべき業務を実施できないか、実施しても不十分であると認められるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の規定により適切な措置を行う。

2 防疫措置の指示命令

県は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行う。

なお、被害激甚な市町村に対しては、県（医療政策部保健予防課）又は管轄保健所の職員を現地に派遣して「奈良県防疫必携 第12節 災害防疫に定める「災害防疫調査指導票」様式7号」によりその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導に当たる。

- (1) 感染症法第27条の規定による消毒の施行に関する命令及び指示
- (2) 感染症法第28条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する命令及び指示
- (3) 感染症法第29条の規定による物件に係る措置に関する命令及び指示
- (4) 感染症法第31条の規定による生活用水供給の指示
- (5) 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示（市町村に実施させるのが適当な場合に限る。）

第2 食品衛生対策

1 食品衛生監視班の編成及び派遣

県は、災害時の状況に応じて、被災地域が広域に及ぶ等の理由から管轄保健所のみで

は十分な対応ができないと認めるとき又は管轄保健所長から食品衛生監視員の派遣要請があったときは、食品衛生監視員を中心とした食品衛生監視班を編成し、派遣する。

派遣された食品衛生監視班は、被災地の管轄保健所長の指揮のもとに活動を行うものとする。

2 食中毒の防止

県は、関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の食品関係営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員等により次の事項について現地指導を徹底し、食中毒の発生を防止する。

(1) 食品衛生関係営業施設の監視指導

食品関係営業施設の被害状況を把握し、停電や浸水等により腐敗、変敗した食品が供給されることがないように監視指導を行う。

(2) 食品（救援物資等）の衛生指導

救援物資等食料供給基地での食品の期限表示等、保管方法に関する調査及び衛生指導を行うとともに、避難所等の食品取扱者及び食品の配布を受けた被災者等に対して、食品の取扱いに関する情報提供及び衛生指導を行う。

(3) 臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の衛生指導

食品取扱者に対して衛生指導を行い、食品を介して感染する疑いのある疾病等の症状を呈している者が食品の取扱いに従事しないように指導する。

(4) 飲料水（水道水）の簡易検査

停電や配水管の損傷等に伴い、水道水の消毒不足又は水道の断水が発生した場合に、消毒効果の簡易検査を行う。

3 食中毒発生時の対応

県は、被災地において食中毒が発生した場合、食品衛生監視員等による食中毒調査を行い、原因究明を進めるとともに被害の拡大を防止する。なお、食品が原因と考えられる感染症が発生した場合は、県保健予防課と連携し、感染症法の規定に基づく調査及び消毒等の指示・命令等を行い、被害の拡大を防止する。

(1) 食中毒調査

① 喫食者調査

原因と考えられる食品を喫食した者を対象に、喫食状況及び症状等の疫学調査を行う。また、有症者に対して、必要に応じて検便を行う。

② 施設調査

原因と考えられる施設に対して、食品の調理、保管等の状況及び食品取扱者の健康状況を調査する。また、必要に応じて、食品検査及び食品取扱者の検便を行う。

(2) 拡大防止措置

食中毒が疑われる場合には、速やかにその原因と考えられる食品の調理・供給を停止するとともに、被災者等に対して喫食しないように呼びかける。

(3) 支援要請

必要に応じて他府県に支援を要請する。

第3 防疫・保健衛生用資機材の調達等

1 市町村

市町村は、防疫・保健衛生用資機材を確保するとともに、資器材の調達が困難な場合には、県に斡旋を依頼する。

2 県

県は、市町村から資機材の斡旋依頼があった場合には、関係機関及び関係業者の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行う。

医薬用の消毒薬等は、本章第18節第7に示す医薬品等の要請・供給フローに従って確保・供給する。また、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、災害対策本部救援物資班に要請し、本章第21節第1の3に基づき確保・供給する。

なお、県の対応能力のみでは十分でないとき等、必要に応じて、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等により、隣接府県に支援を要請する。

第4 愛玩動物の収容対策等

1 特定動物の逸走対策

※特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：トラ、ワニ等）

県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。

(1) 飼養者への指示

特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。

(2) 飼養者が対応困難な場合の措置

特定動物の飼養者が所在不明であったり、(1)の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、市町村と連携して付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。

2 放浪犬猫の保護収容

県は、被災により放浪する犬猫について、市町村、関係機関・団体等と協力して保護収容に当たる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関等と協議し、保護収容する場所の確保に努める。必要に応じて、国や他県等に協力を求めるほか、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護収容対策を講じる。

3 飼養者の責務

愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

第5 生活衛生対策

県は、市町村が旅館・ホテル等を避難所として利用する場合は、感染症発生防止の観点から以下の対策を講じる。

1 トイレ、施設等の衛生確保

ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止に関する指導等適切な措置を行う。また、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

2 浴場等の衛生保持

レジオネラ感染症等の発生予防対策として、消毒効果の簡易検査を行うとともに、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

第24節 遺体の火葬等計画

(くらし創造部)

災害時には、遺体の搜索、収容、処理及び火葬等を実施する。また、市町村での遺体の処理及び火葬等が十分に行えない場合は、県内の他市町村、他府県の市町村及び協定を結んだ民間企業等に協力を要請する。

第1 遺体の搜索

市町村等は、遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。

また、県民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を市町村に提供するよう努める。

第2 遺体の収容

- 1 警察は、警察に対して届出がなされた遺体、または警察官が発見した遺体について、医師会等の協力を得て、死体の調査等及び検視その他の所要の処理を行った後、関係者（遺族または市町村）に引き渡す。
- 2 市町村は、遺体が多数ある場合、あらかじめ指定した既存の建物を利用するなどして遺体を一時収容する場所を設置する。

第3 遺体の処理及び火葬等

- 1 市町村は、遺体の引き渡しが行われた後に遺体の処理及び火葬等を実施する。
また、火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。
- 2 市町村は、遺体の搜索・処理・火葬等について、市町村のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - (1) 搜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
 - (2) 搜索地域
 - (3) 火葬等施設の使用可否
 - (4) 必要な搬送車両の数
 - (5) 遺体処理に必要な機材・資材の品目別数量

第4 大規模災害発生時の県及び市町村等の連携

- 1 県は、大規模災害により多数の犠牲者が発生し、市町村での遺体の処理及び火葬等が十分行えない場合には、県内の他の市町村へ火葬等の受け入れを要請する。
- 2 県内市町村の火葬能力では不十分な場合には、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町村での火葬等の受け入れを要請する。
- 3 県は、受け入れが認められれば、火葬場の受け入れ可能数に応じて調整を行い、被災市町村に通知する。
- 4 市町村は、遺体の搬送等について、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火

葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

- 5 県は、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会並びに一般社団法人全国霊柩自動車協会との協定に基づき、市町村で対応できない場合には、各団体に霊柩自動車等の確保及び遺体の搬送等の協力を要請する。

第5 遺体の保存

県は、遺体の保存及び円滑な火葬等の実施のため、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との協定に基づき、市町村からの要請があれば、各団体にドライアイス及び棺等必要な資材並びに役務の提供を要請する。

第25節 廃棄物の処理及び清掃計画

(景観・環境局)

災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、県、市町村が実施する対策について定める。

第1 がれき等の処理

浸水・倒壊家屋等から排出される木材や家具などの廃棄物（以下「がれき等」という。）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、県、市町村が実施する対策について定める。

1 市町村

(1) 情報の収集等

がれき等の処理を計画的に実施するため、浸水・倒壊家屋等の数及びがれき等の状況・発生量を把握し、県に報告する。

(2) 処理方針

がれき等の処理に必要な人員・施設・車両等を確保するとともに、がれき等が大量に排出された場合、処理施設への搬入が困難となることが考えられるため、出来る限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保し、危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去・処理する。また、木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行いリサイクルに努める。

(3) 広域支援

① 支援要請

被災市町村は、がれき等の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請することができる。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

(ア)災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況

(イ)支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等

(ウ)支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

(エ)その他必要な事項

(オ)連絡責任者

② 支援

被災市町村を支援する市町村は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

(ア)がれき等の処理（収集、運搬、破碎、焼却、埋立等）

(イ)がれき等の処理に必要な資機材等の提供

(ウ)がれき等の処理に必要な職員等の派遣

(エ)その他がれき等の処理に関し必要な行為

2 県

(1) 情報収集等

災害発生後、速やかに、県内の廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の発生状況を調査し把握する。また、被災市町村からの要請に応じて、職員を派遣し、被害状況の調査、必要な連絡調整を支援する。

(2) 広域支援

被災市町村の支援要請を受け、相互支援協定及び協力協定に基づき、県内市町村、関係団体による広域的な支援を調整する。また、県内での処理が困難な場合には、他府県及び国に支援を要請し調整を図る。

第2 生活ごみの処理

災害の避難所等から排出される生活ごみを計画的に処理するため、県、市町村が実施する対策について定める。

1 市町村

(1) 情報の収集等

処理を計画的に実施するため、①ごみ処理施設の被害状況と稼働見込み、②避難所等の場所、避難人員、ごみの発生量などを把握し県に報告する。

(2) 処理方針

生活ごみの処理に必要な人員・施設・車両等を確保する。ごみの集積場所は、冠水等による流出や飛散等により生活環境に影響を及ぼさない場所を選定し、被災住民に集積場所及び収集日時を周知を行う。やむを得ず一時的な保管が必要となる場合は、出来る限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保し、迅速な処理を行う。

(3) 広域支援

基本的に「第1 がれき等の処理」に同じ。

※「第1 がれき等の処理 1. 市町村 (3) 広域支援」文中の「がれき等」を「生活ごみ」に読み替える。

(資料編 廃棄物処理及び清掃計画資料「一般廃棄物処理施設一覧表」、「ごみ収集資機材の保有状況」参照)

2 県

基本的に「第1 がれき等の処理」に同じ。

※「第1 がれき等の処理 2. 県」文中の「がれき等」を「生活ごみ」に読み替える。

第3 し尿処理

倒壊家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等のし尿のくみ取りによる処理が相当量発生することから、その計画的な処理を図るため、県、市町村が実施する対策について定める。

1 市町村

(1) 情報の収集等

処理を計画的に実施するため、①し尿処理施設の被害状況と稼働見込み、②避難所等

の場所、避難人員、仮設トイレの必要数、③倒壊家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等からのし尿の発生量予測、④下水道等の被害状況、復旧見込みなどを把握し県に報告する。

(2) 処理方針

避難所等の必要な場所に仮設トイレを設置するとともに、倒壊家屋等の便槽及び仮設トイレのし尿を収集し、処理施設で処理する。仮設トイレの設置は、便槽の冠水等により汚物が流出しない場所を選定し、消毒等衛生上の配慮を行う。状況に応じて、し尿くみ取り業者への委託による収集運搬体制の構築を図る。

(3) 広域支援

① 支援要請

被災市町村は、し尿の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請することができる。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

(ア)災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）

(イ)支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

(ウ)その他必要な事項

(エ)連絡責任者

② 支援

被災市町村を支援する市町村は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

(ア)し尿の処理（収集、運搬、処理等）

(イ)し尿の処理に必要な資機材等の提供

(ウ)し尿の処理に必要な職員等の派遣

(エ)その他し尿の処理に関し必要な行為

（資料編 廃棄物処理及び清掃計画資料「し尿収集資機材の保有状況」参照）

2 県

基本的に「第1 がれき等の処理」に同じ。

※「第1 がれき等の処理 2. 県」文中の「がれき等」を「し尿」に読み替える。

第4 廃棄物処理施設の復旧

市町村は、廃棄物処理施設の被害が生じた場合は県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

第5 災害廃棄物対策本部の設置

県は、災害の規模や被害の状況に応じ、大規模災害時に発生する災害廃棄物の迅速・適正かつ計画的な処理体制を確保するため、奈良県災害廃棄物処理計画（平成28年3月）に基づき、景観・環境局長を本部長とする「災害廃棄物対策本部」を設置・運営する。

第6 市町村への緊急支援要員の派遣（災害廃棄物処理緊急支援要員）

県は、平常時から「災害廃棄物処理緊急支援要員」を編成し、原則として、県が災害廃棄物対策本部を設置した場合は、災害廃棄物処理緊急支援要員に任命されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村へ派遣する。

- (1) 緊急支援要員は、大規模災害発生により県に災害廃棄物対策本部が設置されたとき又は知事が必要と認めたときには、原則として、速やかに県庁廃棄物対策課に参集する。
- (2) 緊急支援要員は、原則として、連続7日間を上限として、被災市町村において活動するものとする。ただし、市町村の被災状況に応じてその期間を延長もしくは短縮することがある。
- (3) 緊急支援要員は次に掲げる任務に従事する。
 - ①災害廃棄物発生状況及び廃棄物処理施設被災状況等の情報収集
 - ②市町村が実施する災害廃棄物処理への支援
(仮置場の設置・運営、災害廃棄物の収集・処理体制の構築の支援等)

第7 県による実行計画の作成・推進（広域・長期処理の対処）

災害により排出される廃棄物が広域かつ大量に発生し、その処理に長期期間を要する場合、県は、被災市町村の要請を受けて、国及び他府県等に支援を要請しつつ、県内市町村、関係団体・機関等との総合調整を行いながら、廃棄物の具体的な処理方法（仮設施設、仮置場等を含む）を定める実行計画を作成し、推進する。

第26節 ボランティア活動支援計画

(くらし創造部、関係部局)

県及び市町村は、県社会福祉協議会等の関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地の情報の把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、円滑なボランティア活動を進められるよう支援する。

第1 災害ボランティア本部の設置

- 1 県は県社会福祉協議会と共同してボランティアへの情報提供、参加要請及びボランティアのコーディネート等ボランティア活動を支援する「奈良県災害ボランティア本部」を設置、運営する。また、必要に応じ市町村・関係機関・関係団体と連携して、被災者（地）支援について市町村災害ボランティアセンターと情報交換等を行う。
- 2 市町村は、必要に応じ関係機関・関係団体と連携して、被災者（地）支援について市町村災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と情報交換等を行う。

第2 ボランティアの受け入れ対応

- 1 市町村は、被災地のニーズ把握に努め、一般ボランティアの受け入れ対応や県へ専門技術ボランティアの派遣要請を行う。
- 2 県は、被災市町村でのニーズの把握に努め、災害対策本部及び被災市町村と調整し、専門技術ボランティアを派遣する。
- 3 県は、県が運営しているボランティア・NPO活動情報システム「奈良ボランティアネット」を活用し、災害ボランティアの受け入れ等情報発信を行い、活動を希望するボランティアの窓口となり調整を行う。
- 4 県は、大規模災害が発生した場合、県社会福祉協議会と連携し、他府県等災害支援団体との連携会議を設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう調整を行う。

第3 情報収集・情報提供

県は、災害ボランティア本部及び被災市町村・関係機関・関係団体等から、ボランティア活動に必要な各種情報（募集情報・交通規制状況等）の収集を行い、各メディアや「奈良ボランティアネット」を通じて情報提供に努める。

第27節 災害救助法等による救助計画

(防災統括室、健康福祉部)

各災害等の発生に際し、災害救助法の適用基準を明確にすることで、被災住民の保護と社会秩序の保全を図るために迅速かつ的確・適切な災害救助法の適用を行うための体制の確立を図る。

第1 救助

県は、災害により一定規模以上の被害が発生した市町村に対して災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び出産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の捜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第2 適用基準

県は、災害救助法第2条及び災害救助法施行令第1条の定めるところにより、自然災害等による被害が次の1から4のいずれかの基準に該当し、災害救助法による救助の必要を認めるときは、市町村を単位として適用地域を指定し救助を実施する。

- 1 住家が滅失した世帯数が、当該市町村の区域内の人口に応じ「市町村災害救助法適用基準 表1」（資料編）に定める世帯数以上であること。
- 2 県全体の住家の滅失世帯数が1,500世帯以上であって、当該市町村の住家の滅失世帯数が「市町村災害救助法適用基準 表2」（資料編）に定める世帯数以上であること。
- 3 県全体の住家の滅失世帯数が7,000世帯以上であって、当該市町村の被害世帯数が多数であること。又は、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情のある場合で、かつ多数の世帯の住家の滅失があること。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

第3 適用手続

1 県

知事は、市町村長等から被害状況等の報告があった場合で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、内閣府に助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定することとする。

2 市町村

(1) 市町村は、災害が発生し住民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し速やかに県に報告しなければならない。

(2) 報告を必要とする災害

市町村は、おおむね次に定める程度のものはすべて報告しなければならない。

- ① 災害救助法の適用基準に該当するもの
- ② その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
- ③ 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
- ④ 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
- ⑤ その他特に報告の指示があったもの

第4 救助の実施機関

1 県

県は、適用基準に該当している場合は災害救助法を適用することを公告するとともに、同法による救助を実施するにあたり、市町村を包括して広域的・総合的な事務を行い、市町村が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。

なお、災害救助法を適用する場合で下記の事項に該当する時は、知事は原則として、その権限に属する災害救助法上の救助事務の実施を市町村長に委任することとする。

- (1) 市町村に委任することにより、救助の迅速、的確化が図られること。
- (2) 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事項（学用品の給与等）であること。

2 市町村

市町村は、被災した住民と直接に関わっている行政体であり一次救助の実施機関として住民及び滞在者の安全を確保し、委任された救助については事務を適正に実施し報告することとする。なお、災害が突発し県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することが出来る。

3 救助の応援

救助は災害が発生した県、市町村が行うものであるが、災害が大規模となり、被災市町村で救助に必要な人員、物資等の確保が困難な場合には、他の市町村は、被災市町村の要請に基づき応援の実施に努めることとする。

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び機関等は施行細則により定める。
しかしながら、この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議しその同意を得て知事が定める基準により実施することにする。

第6 費用

災害救助法第33条により、救助に要する費用は県が支弁する。
但し、同法第36条により国庫は一定の割合で県が支弁した救助費の一部を負担する。

第28節 文教対策計画

(教育委員会)

児童・生徒等の安全のため、学校等における防災計画を策定する。
 また、災害等が起きた際の緊急避難の指示等の応急対応や、応急教育を実施するための施設・設備及び教員の確保について定める。
 併せて、児童・生徒等が教育を受けることが出来るよう、教科書及び学用品の給与等の援助に関することや心のケアについても定める。

第1 児童、生徒等の安全確保

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の学校教育施設（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保を図るため、学校等の所在する市町村の地域防災計画を踏まえて防災計画を策定する。

【学校等における防災計画策定の留意事項】

(1) 防災体制に関する内容

- ① 校内の防災組織（平常時と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置）
- ② 教職員の参集体制（災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制）
- ③ 家庭や地域との連携（児童・生徒等の引き渡し訓練や地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化）

(2) 安全点検に関する内容

- ① 安全点検の実施（点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立）
- ② 防災設備の点検（防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検）
- ③ 避難経路の点検（災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検）

(3) 防災教育の推進に関する内容

- ① 防災教育の推進及び指導計画の作成（「第2章第5節 防災教育計画」参照）
- ② 教職員の指導力、実践力の向上（校内外の研修による防災リテラシー、応急処置能力の向上や「心のケア」対策の充実）

(4) 防災（避難）訓練の実施に関する内容

- ① 避難経路、避難場所の設定（地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定）
- ② 防災（避難）訓練指導（実践的で多様な訓練の実施）（「第2章第5節 防災教育計画」参照）
- ③ 児童・生徒等の安否確認
- ④ 児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練

- (5) 緊急時の連絡体制及び情報収集
 - ① 教職員及び保護者への連絡体制（複数の連絡方法の整備）
 - ② 関係機関（消防、警察、医療機関等）への連絡体制
 - ③ ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集（災害の内容や規模、地域の被害状況等）
- (6) 学校等が避難所になった場合の対応
 - ① 学校等が所在する市町村防災部局及び地域との連携体制（施設開放の手順の確認等）
 - ② 施設開放区域の明示
 - ③ 避難所支援体制（避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成 等）

第2 応急措置

1 校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与え、応急措置を行う。

- (1) 校内での応急対応
 - ① 児童・生徒等、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。
 - ② 施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難（避難経路・避難場所）の指示を行う。
 - ③ 非常持ち出し品の搬出を指示
 - ④ 避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討すると共に、児童・生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。
- (2) 登下校時の応急対応
 - ① 通学路、及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、児童・生徒等の安否確認を指示する。
 - ② 避難場所の安全を確認、確保すると共に、登校してきた児童・生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。
下校時においては、学校等に戻ってきた児童・生徒等を避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行う。
 - ③ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。
- (3) 学校行事（校外）における応急対応
 - ① 現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。
同時に、定期的な連絡、報告を指示する。
 - ② 全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。
 - ③ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

2 校長等は、災害の状況について速やかに報告する。

- (1) 公立の幼稚園、小学校、中学校では、被害状況等を市町村教育委員会に報告し、

報告を受けた市町村教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。

- (2) 公立の高等学校、特別支援学校では、被害状況等を県教育委員会企画管理室長へ報告する。
- (3) 私立学校は、被害状況等を県私学担当課長へ報告する。

第3 応急教育

1 校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、当該教育委員会と連絡のうえ、被害の状況に応じ休校、または、短縮授業等の応急教育を実施する。

(1) 応急教育への対応

- ① 教育委員会と連絡をとり、被害及び応急教育実施に必要な施設・設備、人員について報告する。

災害規模や被害の程度によっては、教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。

- ② 校長等は、学校施設、教職員、児童・生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、応急教育実施の時期を決定する。
- ③ 学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所を予め選定しておく。
- ④ 校長等は、授業の再開に向けて、できるだけ当該学校の教員をもって対応するものとする。しかし、教員に被害が出た場合等授業の再開に支障をきたす時は、教育委員会と相談して教員の確保に努める。

(2) 児童・生徒等及び保護者への対応

- ① できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、避難所訪問等を行い、児童・生徒等の正確な被災状況の把握に努める。
- ② 休校や避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、児童・生徒等の心のケアを優先的に考えた対応を行う。
- ③ 児童・生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Webページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

2 教育委員会は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設または教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。

3 私立学校は、公立学校の例を参考に適切な措置をとる。

第4 児童・生徒等に対する援助

1 教科書及び学用品の給与

- (1) 県教育委員会は、応急教育に必要な教科書及び学用品についてその種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査する。

調査の結果、教科書の確保が困難な市町村に対して教科書を給与するため、特約供給所等への協力要請等必要な措置を講ずる。

また、県教育委員会は、学用品についても確保が困難な市町村に対して給与する

ため、調達依頼する等必要な措置を講ずる。

特別支援学校の小学部・中学部もこれに準ずる。

(2) 私立学校は公立学校の例を参考に適切な措置をとる。

2 授業料等の減免

県立高等学校の生徒が災害により、授業料等の免除を必要とするときは、奈良県立学校における授業料等に関する条例に基づき、授業料等（授業料、入学考査料、入学料）の減免の措置を講じる。

3 転出、転入の手続き

県教育委員会及び市町村教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的措置をとる。

4 児童・生徒等に対する心のケア

専門家や地域関係機関等との連携のもと児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動を推進し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

第29節 文化財災害応急対策

(教育委員会)

文化財への応急対策は、文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわないように被害の拡大を防がなければならない。応急的な復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等も視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

第1 被害状況の把握

- 1 指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を速やかに、市町村教育委員会を通して県教育委員会へ報告する。
なお災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は市町村教育委員会を通して、その旨を県教育委員会に報告する。県教育委員会は、文化財所在地に到達可能な交通路を確認の上で調査員を手配し、被害状況の確認を行う。
- 2 県教育委員会は被害状況を迅速に収集し、国指定文化財については直ちに文化庁に報告する。

第2 被害状況の調査と応急措置

- 1 県教育委員会は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣して被害の状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係員の派遣と必要な措置を求める。
- 2 現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。
ただし、国指定文化財の応急措置については、現状変更も含めて、文化庁へ実施内容を確認して報告する。

第3 復旧対策

別表「文化財災害応急措置」により、被害状況の調査結果をもとに、県教育委員会は所有者及び管理者とともに、今後の復旧計画の策定を行う。ただし国指定文化財については、文化庁の指導を受ける。

第4 大規模災害における応急対策

県内において大規模な災害が発生して、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県教育委員会もしくは市町村教育委員会は、所定の連絡網により、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿2府7県及び文化財保護関係機関等(以下「近隣府県等」という。)への応援を要請する。

1 事前準備

被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前より指定文化財目録等を整備し、近隣府県等との十分な情報交換に努める。

- (1) 指定文化財等の目録・地図を作成し、近隣府県等文化財所管課に送付し、災害発生前から基本データの共有をはかる。
- (2) 目録・地図は個別指定文化財の所在地・内容・規模・員数・特徴等を記入し、データの更新は少なくとも最低1年1回とする。
- (3) 被害調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、近隣府県等と共有する。
- (4) 被害時に迅速な情報交換が可能なように、連絡窓口・各分野担当者の氏名連絡先を近隣府県等に事前に通知する。

2 支援要請

- (1) 災害時において、被害状況から応援を受けることが必要と判断した場合、速やかに近隣府県等に被害状況を連絡するとともに、応援を受けることについて関係機関との連絡調整をはかる。
- (2) 必要とする応援の内容については、支援府県等に対し文書により要請を行うものとする。ただし、緊急の場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書等を速やかに提出するものとする。
- (3) 応援に要する経費は原則として応援を受ける本県の負担とする。

3 被害状況調査

- (1) 近隣府県等による応援が決定された場合、緊急に近隣府県等の担当者会議を実施し、指定分野ごとに被害の規模・内容に応じた具体的な応援体制について協議を行う。
- (2) 指定区分・地域に応じて調査担当区域を決定し、調査は専門性を考慮のうえ班を編制し実施する。
- (3) 調査内容は共有の調査票に記入し、撮影した写真とともに一括して保存し、復旧計画作成の基本資料とする。

4 復旧計画の立案・実施

被害状況調査後に行う調査結果の集積と分析、復旧事業計画の立案・実施においては、応援府県等と再度協議し、必要に応じて応援を要望する。

文化財災害応急処置

<p>1. 火災</p>	<p>1. 焼 損 素材が脆くなっている場合が多いので、取り扱いは専門家の指示に従う。</p> <p>2. 煤、消化剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、専門家の指示に従う。</p> <p>3. 水 損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ専門家の指示に従う。</p>
<p>2. 風水害</p>	<p>1. 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、滅失や散逸のないように注意する。</p> <p>2. 水 損 火災の水損に準じる。</p> <p>3. 崖崩れ等による建築物の傾斜 二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。</p>
<p>3. 全般</p>	<p>被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。</p>

第30節 水防活動計画

(県土マネジメント部)

水防計画書の定めに基づき、水防時における必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門等の操作、消防機関等の水防活動を行い、洪水等による水災の防衛及びこれに因る被害の軽減を図っていく。

水防活動計画は、奈良県水防計画によるものとする。(以下、水防計画から抜粋)

第1 水防配備と出動

1 奈良県水防本部員の水防配備

水防配備活動の完遂を期するため、次に示す配備により行なう。

- (1) 奈良地方気象台より気象業務法等に基づく注意報または警報の通知を受けた場合、地震等が発生した場合又は河川の水位が上昇して水防団待機水位(通報水位)を越えるなどにより災害の発生が予想され、水防上警戒が必要な時は、水防配備体制をとる。
- (2) 水防配備に配属された職員は、常に気象状況の変化に注意し、水防警報の発令が予想される時は、自主的にその勤務につかなければならない。
- (3) 水防配備の実施される時期には、出来得る限り気象情報に注意し、常に連絡が取れる体制をとるものとする。
- (4) 水防配備勤務者は、交代者と引継を完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。
- (5) その他の交代者は、予め自己の勤務すべき時機を確認しておき、水防事務に支障を来たさないようにしなければならない。平常勤務から水防配備体制への切換を確実迅速に行なうとともに、勤務員をして適当に交代・休養させて、長期間にわたる水防勤務活動の完遂を期さなければならない。

2 水防管理団体(市町村)の水防配備

各水防管理団体の配備については、奈良県水防本部の配備体制に準ずるものとし、水防管理者は管内水防団(消防団)又は消防機関をして十分な水防活動を期するため、予め具体的な配備体制を確立しておくものとする。

3 水防団(消防団)又は消防機関の出動準備・出動

(1) 出動準備

水防管理者は、次の場合、管下水防団(消防団)又は消防機関に対し水防第1信号により出動を準備させるとともに、その旨現地指導班(所轄土木事務所)に報告する。

- ① 水防警報第2段階を受信したとき。
- ② 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達してなお上昇のおそれがあり、且つ出動の必要が予測されるとき。

(2) 出動

水防管理者は、次の場合、直ちに管内の水防団（消防団）又は消防機関を予め定められた計画に従い水防第2信号により出動させ、非常配置につかせるとともに、その旨現地指導班（所轄土木事務所）に報告する。

- ① 水防警報第3段階を受信したとき。
- ② 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し危険が予測されるとき。

(3) 現地指導班（土木事務所）の対応

上記①及び②の報告を受けた現地指導班長は、水防本部に報告すること。

4 巡視及び警戒

(1) 巡視

① 水防管理団体（市町村）

水防法第9条に基づき、水防管理者は平時に2km毎に1人の基準で巡視員を設け随時区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、所轄土木事務所に連絡すること。

② 県水防本部現地指導班（土木事務所等）

水防管理者より水防上危険であると認められる箇所がある旨報告を受けたとき、現地指導班長（土木事務所長）は、一級河川のうち指定区間以外の区間（直轄河川）については、その旨を速やかに近畿地方整備局所轄河川事務所に連絡しなければならない。

(2) 警戒

① 水防管理団体（市町村）

(ア)水防管理者は、水防団待機水位（通報水位）に達したとき堤防、溜池、調整池、井堰、排水門・取水門扉等にも巡視連絡員を置き、異常を発見した場合は直ちに所轄土木事務所に報告すると共に水防活動を開始する。

(イ)水防法第22条に基づき水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官又は警察職員の出動を求めること。

② 県水防本部現地指導班（土木事務所等）

(ア)現地指導班長（土木事務所長）は水防管理者から、前項の異常を発見した旨報告を受けたとき、水防本部に報告すると共に一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所に連絡しなければならない。

(イ)現地指導班長（土木事務所長）は気象、水位、雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、その状況を所轄区域内の水防管理者、量水標管理者に急報すると共に、担当員を現場に派遣して水防の指導に当たらせるものとする。

(ウ)現地指導班長（土木事務所長）は、氾濫注意水位に達した河川、当該河川の工事中箇所、その他特に重要な水防箇所等については、水防管理団体の巡視連絡員に加え適時担当者を現場の巡視に当たらせるものとする。

(エ)現地指導班長（土木事務所長）は、下流にある現地指導班長に通報はん濫注意水位（警戒水位）を通知し、下流にある現地指導班長の水防に協力する。

(オ)現地指導班長（土木事務所長）は、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所と緊密な連絡措置を講じる。

第2 雨量、水位の通報

1 雨量の通報

水防本部は管内各現地指導班長と緊密な連絡をとり、管内の雨量を次の通り報告させる。

(1) 報告とその間隔

1時間雨量が20mm若しくは24時間雨量が80mmに達したとき又は県水防本部が設置されたとき以降は1時間毎に状況を報告する。

2 水位の通報

水防管理団体（水防の責任のある市町村及び水防（消防）事務組合）の管理者又は奈良県所属の河川水位観測者は、増水のおそれがあるときは水位の変動に注意し、以下の各項に該当する場合は、直ちに、直轄現地指導班長に報告しなければならない。（水防法第12条）

また現地指導班長は、この報告を受けた場合は、直ちに水防本部に連絡をする。

(1) 報告とその間隔

- ① 県水防本部設置時の水位から解散時までの毎正時
- ② 水防団待機水位(通報水位)に達したとき
- ③ 氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき
- ④ 避難判断水位に達したとき
- ⑤ 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき
- ⑥ 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を下ったとき
- ⑦ 避難判断水位を下ったとき
- ⑧ 氾濫注意水位(警戒水位)を下ったとき
- ⑨ 水防団待機水位(通報水位)を下ったとき

3 情報交換の徹底

- (1) 各現地指導班長は、進んで水防本部と連絡をとり、常に的確な気象状況の把握につとめると共に管内雨量水位観測者より正確な資料を敏速に入手しなければならない。
- (2) 現地指導班長と水防管理者及び上下流現地指導班長は、相互連絡を密にし、必要な降雨、水位状況の情報交換に努めなければならない。
- (3) 情報交換における送受信処理は、迅速かつ正確に行われるよう班長が担当を定めること。また、送受信は電話、FAX、防災行政無線にて行うものとし、送受信の記録（送受信者名、送受信日時等）は必ず行うこと。
- (4) 水防管理者は、現地指導班長よりの降雨、水位情報並びに自ら観測した降雨、水位状況等について、必要ある情報を、住民、消防署（団）、井堰、排水門・取水門扉等管理者、その他関係機関に対し通知しなければならない。

- (5) 住民において、異常に強い降雨、著しい水位の増加が見られた場合、住民はすみやかに、水防管理団体等水防機関に対し、通報しなければならない。
- (6) 奈良県の観測結果および近畿地方整備局の観測結果について、通報の依頼があった場合には、相互に資料の交換を行う。

第3 水防警報とその措置

国土交通大臣又は知事がそれぞれの指定する河川（水防警報河川）で洪水等による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、国土交通大臣又は知事が発表する。

1 知事の発する水防警報

- (1) 対象河川（水防計画 第9章1の(3) 河川の指定 ②奈良県知事の指定する河川 参照）
 - ・大和川水系18河川… 大和川・葛下川・竜田川・富雄川・曾我川・高田川・葛城川・高取川・飛鳥川・寺川・佐保川・高瀬川・秋篠川・布留川・米川・地藏院川・岩井川・能登川
 - ・紀の川水系3河川… 吉野川（紀の川）・丹生川・高見川
 - ・淀川水系2河川… 宇陀川・芳野川

(2) 措置

- ① 現地指導班長（土木事務所長）は、各機関より通知される、気象状況並びに河川の水位等を判断し、管内水防管理団体と密接な連絡を保ち水防警報の発表基準に示す事態となったとき、又は地震による堤防の漏水、沈下等の場合は速やかに水防警報指定河川に水防警報を発すると共に、県水防本部長、関係警察署長、関係交通機関等に通知しなければならない。

通知を受けた、県水防本部長は、国土交通省関係河川事務所長、関係現地指導班長、その他関係機関へ通知し、現地指導班長は関係水防管理者、その他関係機関へ通知すること。

- ② 通知を受けた水防管理者は、住民、消防署（団）並びに、ダム、井堰及び排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）、溜池管理者に通知しなければならない。

また状況に応じて、水防活動上必要と思われる情報を管内に周知させること。

(3) 水防警報の解除

現地指導班長（土木事務所長）は、事態の推移を判断して、当該区域の水防警報を解除すること。通知処理は「(2) 措置」と同系統とする。

2 国土交通大臣の発する水防警報

(1) 対象河川

国土交通大臣が水防警報を発する河川は、大和川、曾我川、佐保川、木津川、宇陀川、名張川、吉野川（紀の川）の7河川で、発表に際しては区間を指定して行われる。

（水防計画 第9章1の(3) 河川の指定 ①国土交通大臣の指定する河川 参照）

(2) 措置

- ① 国土交通省各河川事務所より通知を受けた県水防部長は、関係現地指導班長、関係水防管理者、奈良地方気象台長、警察本部長、自衛隊奈良地方協力本部長、

報道機関等へ通知し、当該現地指導班長は、関係警察署長、関係交通機関等へ通知すること。

- ② 通知を受けた水防管理者は、住民、消防署（団）並びにダム、井堰及び排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）、溜池管理者に通知すること。

第4 はん濫警戒情報及び洪水予報

1 はん濫警戒情報（（洪水特別警戒水位）到達情報）（水位周知河川）

国土交通大臣又は知事が、それぞれの指定する河川（水位周知河川）において水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（氾濫注意水位（警戒水位）を上回る水位で、市町村長の発する避難勧告等の目安となる水位）に到達した場合、到達情報を市町村等の関係機関へ伝達する。

（1）対象河川

- ①奈良県知事の指定する河川（県土木事務所長発表）
（第3の1知事が発する水防警報に同じ）
- ②国土交通大臣の指定する河川（国土交通省河川事務所長発表）
（第3の2国土交通右大臣が発する水防警報に同じ）

（2）措置

第3水防警報とその措置と同様の経路で伝達する。

2 指定河川洪水予報（洪水予報河川）

知事は、国土交通大臣が指定した河川（洪水予報河川）について洪水予報の通知を受けたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

（1）発表する情報の種類、発表基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）

「洪水注意報(発表)」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

第5 輸送

水防管理者は、あらゆる非常事態を想定し、連絡経路、資材輸送の機動力確保等について万全の措置を講じておくとともに予め輸送業者と輸送について協定しておくものとする。

第6 ダム、井堰、排水門・取水門扉、調整池、ため池等の操作

ダム、井堰及び排水門・取水門扉等管理者(河川占有者)、並びに調整池、溜池等管理者は、あらかじめ、その操作責任者及び監視員並びに連絡員等を定め、平時から工作物の点検をなし、出水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにすると共に、気象状況の通知を受けた場合又は河川が水防団待機水位(通報水位)又はそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行なう。

なお、門扉等の操作状況及び危険が予想される場合は、その状況を水防管理者(市町村長)に通知し、水防管理者は、河川管理者及び農村振興課長(溜池の場合)、その他関係機関に通知し、相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講ずること。

この場合、ダム操作規定等の定めのあるときは、併せて所定の措置を講ずること。

第7 決壊の通報並びに決壊後の措置

水防法第25、26条に基づき、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、直ちにその旨所轄土木事務所及び氾濫する方面の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

土木事務所は、水防本部、警察署その他必要な箇所に連絡するものとする。

また、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

この場合、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所と

緊密な連絡措置を講じ、緊急やむを得ないときは、水防団長又は消防機関の長若しくは土木事務所長において臨時の措置を講ずるものとする。

水防本部は、決壊の通報を受けたときは速やかに県防災統括室へ通知しなければならない。

第8 避難のための立退

- (1) 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条により、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を現地指導班長に速やかに報告し、現地指導班長は水防本部長に報告するものとする。
- (3) 水防管理者は、あらかじめ避難計画を作成し、避難場所、経路、収容人員、その他必要事項を定めておくとともに、危険区域との位置関係についても確認しておくこと。

第31節 河川・ダム施設応急対策

(県土マネジメント部)

河川やダムの河川管理施設の応急対策として、被災直後の巡視、確認、点検を行い、応急的な対策を講じる。

第1 河川施設

1 応急措置

河川管理者は、災害の発生ただちに河川管理施設等の緊急点検を行い必要な措置を講ずる。

2 応急復旧

応急の措置が完了した場合は、二次災害を防止するために、決壊すると被害が大きい河川の築堤部分や道路と効用を兼ねる堤防などの重要構造物、山地部の土砂や流木等の河道閉塞について巡視を行い必要な応急工事を迅速かつ適正に行う。

第2 ダム施設

1 応急措置

(1) ダム施設に異常が認められた場合の関係機関及び県民への連絡・通報

ダム施設管理者は災害後の点検等によりダム施設に漏水や変形等、ダムの挙動で異常が認められ、かつ急速に拡大する恐れがある場合には、各ダムの操作規則に基づいて関係機関及び一般住民への連絡、通報を行う。

(2) 貯水位制限等の対策の実施

ダム施設管理者は災害後の点検等により上記異常が認められた場合には、その程度に応じて貯水位制限等ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

(3) その他ダム施設の管理に関する事項の調整

その他ダム施設の管理に関する事項の調整は、関係機関や水利権者間の調整等ダムの最小限の機能維持のための調整を行う。

2 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

第3 2節 土砂災害応急対策

(県土マネジメント部)

災害発生時には、各施設の管理者は応急措置、応急復旧に取り組む。また、被害の拡大や二次災害防止のため、崩壊やその兆候がみられる箇所については、最優先で対応する。

第1 応急措置

1 砂防施設

(1) 砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への情報の提供

降雨による出水で土砂の異常流出等が生じた場合は、各施設管理者はその被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係市町村等関係機関へ情報を提供し注意を促す。

(2) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

砂防施設が被害を受けた場合は、各施設管理者は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

2 地すべり防止施設

(1) 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への情報の提供

地すべりにより、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、各施設管理者は関係者及び関係機関に情報を提供し、安全の確保に努める。

(2) 警戒避難の助言

地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、各施設管理者は警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。

(3) 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、各施設管理者は地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

(4) 被災地の巡視等危険防止のための監視

地すべりが発生した場合やその兆候が見られる時は、各施設管理者は巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

3 急傾斜地崩壊防止施設

(1) 危険箇所が存在する人家、集落及び関係機関への情報の提供

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたりその恐れが生じた場合には、各施設管理者は危険な箇所が存在する人家、集落並びに道路管理者等関係機関へ情報を提供し注意を促す。

(2) 警戒避難の助言

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ被害が拡大する恐れがある場合は被害の程度及び状況の推移に応じて、各施設管理者は警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。

(3) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設で被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、各施設管理者は巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

第2 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

第3 二次災害の防止活動

県及び市町村は二次災害の防止のため、崩壊やその兆候が認められた箇所の点検を行う。

その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土塊の除去や押さえ盛り土等により不安定斜面等への適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯綜し混乱状態に陥ることが予想されるため、砂防ボランティアに対し適切な情報提供を行い、土砂災害危険箇所の点検等の協力要請を行う。

第4 その他（亀の瀬地すべり地区について）

現在、国土交通省近畿地方整備局による地すべり対策工事が進められているが、国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所から「亀の瀬地すべり情報」が発表された場合は、連絡系統により速やかに関係機関に連絡を行い、連絡を受けた機関は必要な対策を講じることとなる。

（「第3章第6節 災害情報の収集・伝達計画」第10参照）

第33節 大規模土砂災害応急対策

(県土マネジメント部)

平成23年9月の紀伊半島大水害で多発した深層崩壊を含む大規模土砂崩壊時の経験を踏まえ、国土交通省と連携を図りながら、大規模土砂災害応急対策を講じる。

第1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知・周知

1 大規模崩壊の検知

国土交通省が設置した大規模崩壊監視警戒システム等の活用により、紀伊半島大水害で発生したような深層崩壊をいち早く検知し被害拡大の防止に向け、国、県、市町村との間で情報共有に努める。

2 緊急調査の実施と土砂災害緊急情報の通知・周知

大規模崩壊監視警戒システム等により検知した崩壊が土砂災害防止法に基づく緊急調査の対象となる場合には、国もしくは県が実施主体となり緊急調査を実施する。

緊急調査の結果に基づき作成した土砂災害緊急情報は、関係市町村へ通知するとともに住民へ周知する。

関係市町村では、通知された土砂災害緊急情報に基づき、市町村長が災害対策基本法に基づき住民への避難の指示や警戒区域の設定等を実施する。

第2 緊急工事

1 監視体制

紀伊半島大水害では、緊急調査結果に基づき、決壊や氾濫の恐れが特に高い河道閉塞箇所において、国土交通省が河道閉塞箇所や崩壊地の変状等の状況把握及び通報のため、堤体周辺や上下流域に監視・観測機器を設置し、24時間体制で監視を行った。このように大規模土砂崩壊地の監視体制は国と連携を図りながら、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、各施設管理者は関係者及び関係機関に情報を提供し、安全の確保に努める。

2 緊急対策工事

紀伊半島大水害では、緊急調査結果に基づき、決壊や氾濫の恐れが特に高い河道閉塞箇所について、地域の安全・安心の確保のため、仮排水路等の緊急対策工事が国土交通省により実施された。このように大規模土砂崩壊の緊急対策工事は、国と連携を図りながら、被害の拡大防止に重点を置き、被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、緊急対策工事として適切な工法により実施する。

第3 紀伊半島大水害で発生した河道閉塞箇所に関する情報提供

紀伊半島大水害により発生した河道閉塞箇所のうち、国土交通省（紀伊山系砂防事務所）が対策工事を実施している赤谷（五條市）、栗平地区・長殿地区（十津川村）の3地

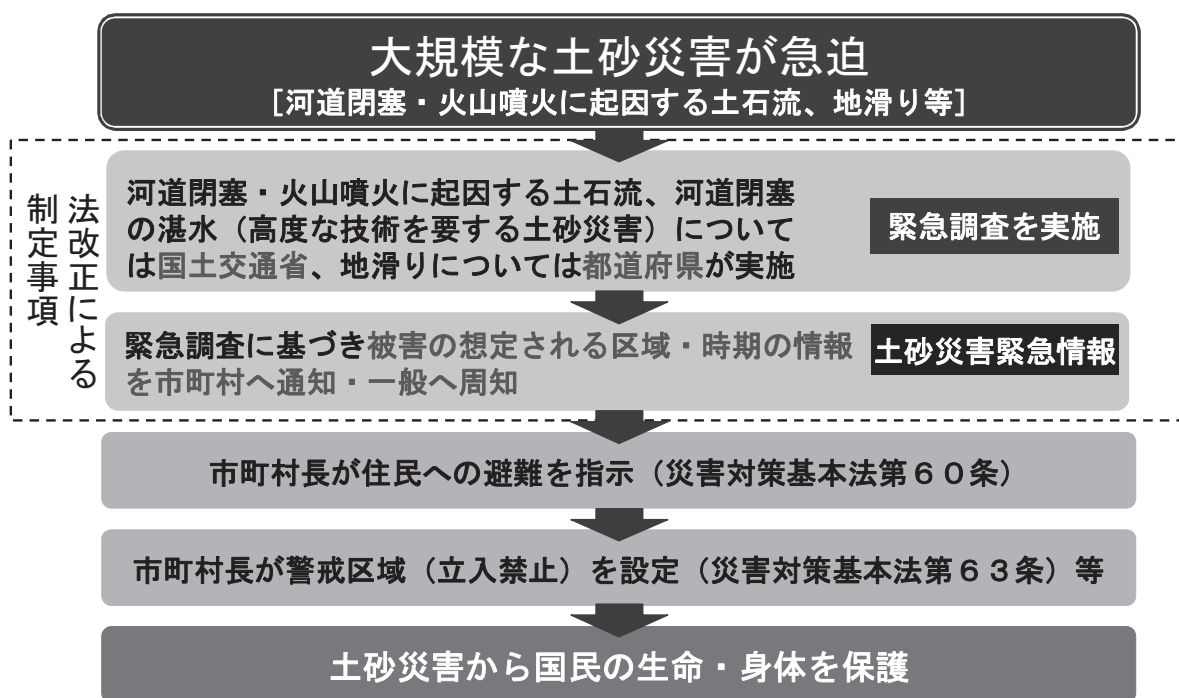
区については、河道閉塞箇所の上流に湛水域が残置されている。そのため、国はモニタリングを継続し、県、関係市村への土砂災害緊急情報等を提供する。

■緊急調査着手から警戒区域の解除まで

経過一覧表

月日	赤谷	長殿	栗平	北股
9	6	緊急調査着手		
	8	緊急情報1号の通知		
	13			緊急調査着手
	15			緊急情報3号の通知
	16	緊急工事着手 警戒区域設定(五條市・十津川村)		警戒区域設定(野迫川村・田辺市)
	20			
	21	越流確認(台風15号)		
	25	砂防専門家チームによる詳細調査(~27日)		
	26	警戒区域縮小(五條市・十津川村協議会)		
	27			
10	1			緊急工事着手
	8	緊急工事着手		
	14	工事中断(~17日)※降雨		
	16	越流確認(低気圧による降雨)		
	26			ポンプ排水開始
11	1	ヘリ観測調査の縮小(毎日2回→1回)		
	2	警戒区域縮小(五條市・十津川村協議会)		
	10			ポンプ排水開始
	20	越流確認(低気圧による降雨)		
	29			
	30			排水完了
12	3			
	5	ヘリ観測調査の縮小(毎日1回→週2回)		
	19			ポンプ排水開始
	20	ヘリ観測調査の縮小(週2回→週1回)		
2	23			埋戻し完了
	28	警戒区域解除(五條市・十津川村協議会)		

[資料提供：近畿地方整備局]



第34節 被災宅地の危険度判定

(まちづくり推進局)

豪雨により大規模な宅地災害が発生した場合の二次災害を軽減・防止するための対策の整備を図る。

第1 二次災害の軽減・防止対策

1 被災宅地危険度判定の実施

県及び市町村の災害対策本部は、豪雨で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の擁壁、法面等の崩壊等による人命への二次災害を防止するために、市町村において被災宅地危険度判定実施本部、県において支援本部を設置し、実施計画を作成の上、被災宅地の危険度判定を実施する。

(1) 庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地は、所轄する県又は市町村職員である被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

(2) その他宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の判定後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を行うものとするが、被災宅地危険度判定士の数が必要数に満たない場合は、県は県及び市町村職員以外の被災宅地危険度判定士へ要請する。

(3) 近隣府県、国土交通省への支援要請

被災宅地が膨大な数となり、被災宅地危険度判定士の数がさらに不足する場合は、県は近隣府県へ被災宅地の危険度判定の支援、若しくは国土交通省へ支援の調整を要請する。

第35節 山地災害応急対策

(農林部)

台風、集中豪雨及び林野火災等により発生した荒廃地、火災跡地について、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

第1 山地防災ヘルパー

民有林の山地災害に対する適確かつ早急な対応を推進するために、地域に密着した山地災害等の情報収集能力の強化と支援体制の整備を図るために、山地防災ヘルパーを設置することとしている。

山地防災ヘルパーは、治山事業を十分に認識し、地域の森林実態に詳しく、かつ、過去の山地災害や災害発生システムについて一定の認識を持ち合わせていると認められる者、または過去に治山事業に携わった者で、専門的な知識を基に災害の危険性を判断できると認められる者、若しくは森林の保全等に関し知識と熱意があると認められる者であり、ボランティア的な性格を有している。

山地防災ヘルパーの活動は、(1) 山地災害の原因となる異常兆候の把握、(2) 台風や地震等の原因による、山地の災害や治山施設の被災状況の把握、(3) 台風や地震等によって山地災害を受けた箇所における、二次災害の防止のための監視活動、としている。

県は、これらの山地防災ヘルパーや市町村と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

第36節 ため池災害応急対策

(農林部)

ため池施設に被害が生じた場合の応急対策について定める。

第1 計画方針

大規模地震や台風、集中豪雨等によりため池が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止するため、被害の状況を早期に調査し実態を把握するとともに、応急対策を実施し、被害の早期回復に努める。

第2 応急対策計画

1 県が実施する対策

- (1) ため池が決壊した場合、もしくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに市町村等から位置及び被害状況等を把握するため情報を入手する。
- (2) 応急工事が早急に実施できるよう、市町村及び関係機関を指導し協力する。

2 市町村が実施する対策

- (1) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (2) 危険な場所への立ち入りの禁止や、通行止めなどの安全対策を行う。
- (3) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (4) 被害の拡大を防止するため、早急に応急工事を実施する。

3 関係機関が実施する対策

- (1) 管理団体は、ため池に決壊の恐れが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市町村に通報する。
- (2) 災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊の恐れが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。
- (3) 市町村が実施する応急対策について協力する。
- (4) 二次災害の発生を防止するため、ため池堤体の亀裂や漏水量の変化、濁りの有無等について、継続的に点検を実施する。

第37節 火災応急対策

(消防救急課)

県及び市町村等は、実際に火災が発生した際には初期消火活動や消防活動を行うが、県内の消防力をもってしても対処しきれなくなる可能性もあるので、他都道府県からの応援体制の整備も必要である。

第1 出火防止・初期消火

災害発生直後の出火防止、初期消火の活動は、消防団、住民、自主防災組織及び自衛消防隊等により行われるものであるため、各消防機関は関係防災機関と連携を保ちながら、あらゆる方法を通じて、住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかけるものとする。

第2 消防活動

市町村は消防活動について、被害発生規模により人命の安全確保から物的被害の軽減まで、段階的に防ぎよ対象と範囲を定め、被害軽減のためにもっとも効率的な消防活動計画を作成し実施する。

- 1 消防職員等の確保
- 2 消防水利の確保
- 3 段階的防ぎよ方針

- (1) 火災が比較的少ない場合は、全ての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防ぎよする。
- (3) 火災が著しく発生し、最悪の条件下においても避難経路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

第3 相互応援協定

個々の市町村・組合の消防力及び消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても、防ぎよまたは救助等が困難であることが予想されるので、県内の市町村等による統一的な消防広域相互応援協定に基づき、市町村等の区域を越えて必要な消防力を被災地に投入し、人命の救助を最優先し、被害の軽減を図る。

1 県内市町村相互の広域応援体制

- (1) 被災市町村は、自らの消防力では対応しきれない場合にあっては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市町村に応援要請する。
- (2) 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、被災地市町村等から他の協定市町村等へ行う。

2 他都道府県からの応援体制

- (1) 市町村長は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対し応援要請を行う。
- (2) 知事は、市町村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行うとともに、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

3 応援受入体制の整備

応援要請をした市町村は、次の受入体制を整備する。

- (1) 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
- (2) 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- (3) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- (4) 資機材の手配
- (5) 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

4 他都道府県に対する応援体制

知事は、消防庁長官から応援のため必要な措置を求められたときは、代表消防本部と協議し、直ちに緊急消防援助隊の出動要請を行う。

第38節 林野火災応急対策

(消防救急課)

林野火災から自然環境と県民の生命財産を守るため、火災の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、林野所有（管理）者、地域住民、消防機関、県、市町村その他関係機関が連携して消火・救助活動に当たる。

第1 応急対策フロー

- 1 火災の発見・通報・・・火災発見者の義務、地元消防本部の対応
- 2 消火・救出活動・・・消火活動及び延焼阻止活動の実施、孤立者等の救出、現地指揮本部の設置
- 3 避難・誘導・・・森林内の滞在者の退去、地域住民の避難
- 4 広域応援等の要請・・・消防の広域応援、自衛隊の派遣要請

第2 火災の発見・通報

1 火災発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見したものは、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合に限り、消防隊が到着するまでの間、地域住民等の協力を得て、自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たるものとする。

2 地元消防本部の対応

通報を受けた消防機関は直ちに火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所用の措置を要請する。

- (1) 地元消防団 消火活動、飛び火による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動
- (2) 森林の管理者（森林管理事務所、森林組合等）
森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力
- (3) 県 消防防災ヘリコプターの緊急運航
- (4) 地元警察署 消防車両の通行確保のための通行規制
- (5) 地元市町村 地域住民及び一時滞在者（登山者等）の安全確保
また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶか、もしくはそのおそれがある場合は、速やかに関係消防本部に連絡し、協力を要請する。

第3 消火・救出活動

1 消火活動及び延焼阻止活動の実施

現場に出動した消防隊は、地元消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力

して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

(1) 情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に的確に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

(2) 消防水利

林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いので、あらかじめ作成した消防水利マップにより最寄りの水源からの送水ルート of 早期確保に努める。

また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。

(3) 消火活動の実施

消防隊は、消防ポンプ、背負いポンプ等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。必要があれば消防防災ヘリコプターによる空中消火を行う。また、通常の消火活動による延焼阻止が困難と判断される場合には、森林所有（管理）者と調整の上、林業関係者と協力して森林の伐採により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止するものとする。

2 孤立者等の救出

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれたものを発見したときは、直ちに他の業務に優先して救出活動を行う。

3 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、当該消防本部の消防長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動の指揮に当たるものとする。

第4 避難・誘導

1 森林内の滞在者の退去

地元市町村・警察・消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者、林内作業者等の森林内の滞在者には速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。

消防防災ヘリコプターは、空中より避難の呼びかけを行う。

2 地域住民の避難

地元市町村長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合には、住民に対し避難勧告を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

第5 広域応援等の要請

1 消防の広域応援

消火に当たる消防本部の本部長は、当該消防本部単独での対処が困難であると判断される場合には、県内の消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する。

知事は、県内の消防力での対処が困難であると判断される場合には、直ちに総務省消防庁に対し、近畿の他府県等の消防防災ヘリコプターの出動要請を行い、必要に応じて緊急消防援助隊の出動要請等を行う。

2 消防防災ヘリコプターの広域応援

知事は、林野火災の規模や火勢等から、本県の消防防災ヘリコプターだけでは対処が困難であると判断される場合には、紀伊半島三県災害時相互応援協定及び滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定に基づき、和歌山県、三重県、滋賀県に消防防災ヘリコプターの応援出動を要請する。

3 自衛隊の派遣要請

市町村長は、消防力だけでの対処が困難であると判断される場合には、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは速やかに自衛隊に対し、人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

第6 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えてなおしばらくは警戒にあたる。

森林所有（管理）者は、消失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うものとする。

市町村長は、そのための指導を行う。

第39節 原子力災害応急対策

(防災統括室、関係部局)

本県は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所から概ね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」には位置しないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、原子力災害の応急対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受入れについて、積極的に協力していく。

また、近畿大学原子力研究所において万が一事故が発生した場合も、関係周辺都道府県としての対応が必要である。

第1 原子力発電所事故対策

1 情報の収集及び連絡

県は、福井県に立地する原子力発電所の事故による原子力災害発生時には、国、福井県、原子力事業者（電力事業者等）等からの正確な情報の収集に努めるとともに、知り得た情報を、防災行政無線等により市町村等へ速やかに伝達する。

2 広報・相談活動の実施

(1) 広報活動の実施

県は、市町村、警察本部、報道機関等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、ホームページ、防災行政無線その他の情報伝達手段を活用し、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

市町村は、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等を活用し、正確な情報を住民に伝達する。

(2) 相談活動の実施

県は、市町村等と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問合わせに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

3 緊急時の環境放射線モニタリングの実施

(1) 環境放射線モニタリング体制の強化

国との連携のもと、環境放射線モニタリングの箇所数及び対象試料の追加など、体制の強化を図り、平時の環境放射線モニタリングの結果と比較し、環境中の放射性物質又は放射線による影響を把握する。

(2) 環境放射線モニタリング結果の公表

体制の強化によって得た環境放射線モニタリングの結果の情報については、逐次、国、市町村、報道機関等に連絡するとともに、ホームページ等の活用により、住民等に速やかに提供する。

4 その他の対策

国の検討結果や被害想定等を考慮し、今後、その必要性や応急対策の体制のあり方等

について検討していく。

5 県外からの避難者の受入れ

県は、福井県などの原発立地県等から原発事故発生時に避難者の受入れについて要請があれば、避難所の開設や避難者用住宅の提供等について市町村に協力を求め、可能な限り要請に応じるものとする。

市町村は、県から、または原発立地市町村等から直接、避難者の受入れについて要請があれば、県と連携し、可能な限り要請に応じるものとする。

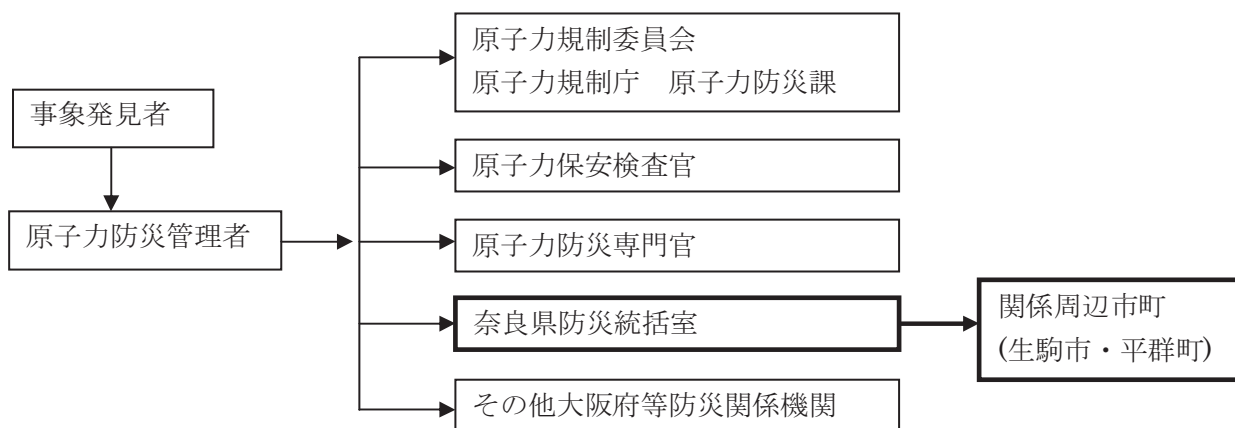
県及び市町村は、受け入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、対応する。

第2 近畿大学原子力研究所の事故への対策

1 情報の収集及び連絡

(1) 連絡体制

近畿大学原子力研究所の原子力防災管理者は、特定事象発生又は発生の通報を受けた場合、施設の状況、応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を下記の機関に通報する。



(2) 初動体制の確立

県は、近畿大学原子力研究所からの特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに、被害状況の把握、応急対策実施のための情報収集活動を行うとともに、関係周辺市町など防災関係機関への情報を迅速に伝達するとともに、相互に連絡体制を強化する。

また、県防災統括室は、速やかに大阪府東大阪オフサイトセンター（大阪府東大阪市新上小阪1-3）に職員を派遣する。

2 広報・相談活動の実施

(1) 広報活動の実施

県は、市町村、警察本部、報道機関等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、ホームページ、防災行政無線その他の情報伝達手段を活用し、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

市町村は、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等を活用し、正確な情報を住民に伝達する。

(2) 相談活動の実施

県は、市町村等と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問合わせに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

3 緊急時の環境放射線モニタリングの実施

(1) 環境放射線モニタリング体制の強化

国との連携のもと、環境放射線モニタリングの箇所数及び対象試料の追加など、体制の強化を図り、平時の環境放射線モニタリングの結果と比較し、環境中の放射性物質又は放射線による影響を把握する。

(2) 環境放射線モニタリング結果の公表

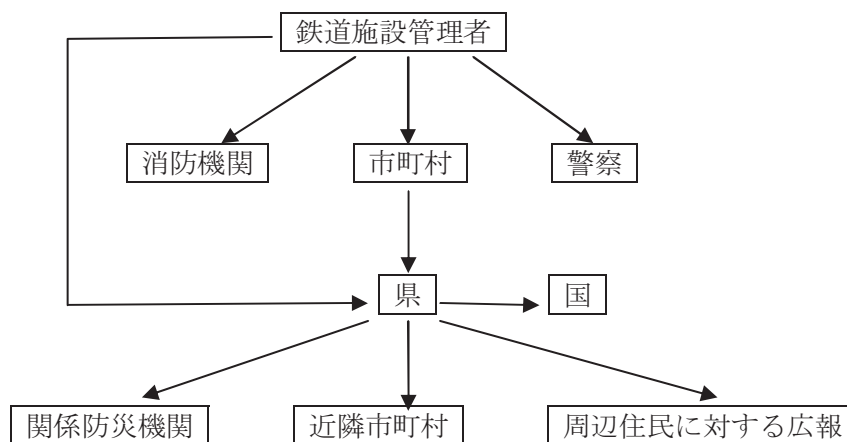
体制の強化によって得た環境放射線モニタリングの結果の情報については、逐次、国、市町村、報道機関等に連絡するとともに、ホームページ等の活用により、住民等に速やかに提供する。

第40節 鉄道災害応急対策計画

(防災統括室、鉄道会社)

鉄道会社は、災害が発生した場合には速やかに被害状況の確認に努め、被害の拡大防止及び迅速な被害復旧にあたり安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

第1 鉄道災害応急対策に係る情報系統図



第2 西日本旅客鉄道株式会社

1 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置

事故等の発生又は発生の恐れがある場合は、以下により対策本部を設置するものとする。

(1) 体制・招集の決定者

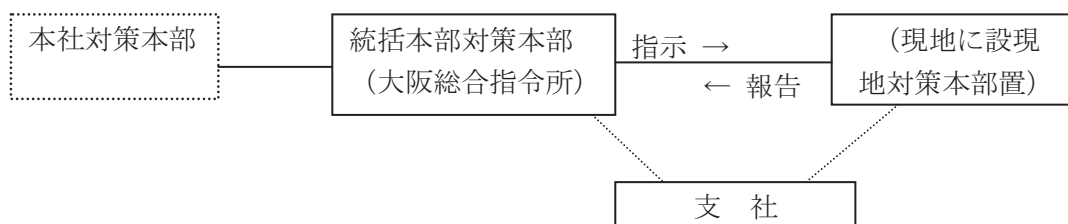
対策本部の体制は事故等の状況を判断し、統括本部長が決定し招集を指示する。ただし、これによれない場合は、次長、安全推進室長又は担当室長が決定し招集を指示するものとする。

(2) 対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

種別	設置標準	招集範囲
第1種 体制	○お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき	全ての班
	○特に必要と認めたとき	招集可能者の全員

<p>第2種 体制</p>	<p>○お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ○復旧等に長時間（概ね1日以上）要するとき ・東海道本線・山陽本線（野洲～網干駅間）、大阪環状線、湖西線、JR東西線、福知山線、関西本線（平城山～JR難波）、片町線（京田辺～京橋駅間）、阪和線、関西空港線 ○必要と認めたとき</p>	<p>必要な班 招集可能者の半数程度</p>
<p>第3種 体制</p>	<p>○事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき ・東海道本線、山陽本線（京都～西明石駅間）、大阪環状線において3時間以上の運転見合わせ（見込み） ・その他の複数線区において3時間以上の運転見合わせ（見込み） ・駅間停止列車のお客様救済に3時間以上要する（見込み） ○その他必要と認めたとき</p>	<p>必要な班 必要な人数</p>

(3) 統括本部対策本部体制図



(4) 支社、駅区所等への体制の伝達と指示

統括本部対策本部長は、大阪総合指令所を通じて旅客一斉放送、メール等により、支社及び駅区所等に対策本部の体制を伝達する。また、統括本部対策本部長は事故等の規模に応じて、関係支社及び駅区所等に対して現地への出動を指示する。

(5) 支社、駅区所等の対応

体制の伝達のほか、出動の指示を受けた支社、駅区所等の長は、直ちに関係社員を出動させること。なお、出動駅区所等以外の長は必要に応じ要員を確保し、待機させておくこと。また、第2、3種体制についても、自箇所の体制整備について、統括本部対策本部の指示を受けること。

(6) 本社、他支社との協力体制

統括本部対策本部長は、事故等の規模や状況により、本社及び他支社に支援要請を行うことができる。また、他支社から支援要請を受けた場合は、その要請に積極的に対応することとする。

(7) 現地対策本部の業務

現地対策本部長は現場の状況を把握し、乗客等の救護及び復旧の業務を総括すること。

- ① 現地対策本部長は、現場の状況を把握し、被害者・被災者の救助を最優先すること。

※救助活動については、可能な限り警察・消防の指揮下に入ること。

- ② 現地対策本部長は、被害者・被災者の救助状況及び事故・復旧状況を統括本部対策本部長に逐次報告すること。
 - ③ 現地対策本部長は、必要な作業班を適宜組織し班長を指定する。
- (8) 統括本部対策本部への報告及び要請
- ① 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告すること。
 - ② 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧に際し応援が必要と認めた場合は、必要な人員、資材等を統括本部対策本部長に要請すること。
 - ③ 前項の要請を受けた統括本部対策本部長は直ちに関係箇所に指示を行なう。また応援が隣接支社に及ぶときは、統括本部対策本部長が要請すること。
 - ④ 応援指示を受けた箇所長は速やかに、乗客等の救護及び事故復旧の手配をとるとともに、責任者の氏名及び出動人員・時刻、携行機材等、乗客等の救護及び事故復旧に必要なと認める事項を統括本部対策本部長に報告すること。

第3 近畿日本鉄道株式会社

災害が発生した場合には被害の拡大防止に努め、速やかに被害復旧にあたり旅客の安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

1 災害応急対策

(1) 異例事態対策本部等の設置

災害により非常事態が発生した場合、当社「異例事態対応規程」により本社に異例事態対策本部を設置し、必要により現地に現地対策本部を設置して対処する。

(2) 配備態勢及び動員数

「異例事態対応規程」により異例事態の程度に応じた業務担当班を設置して動員する。

(3) 通信連絡体制

- ① 鉄道電話、NTT加入電話及び携帯電話を活用し、所定の緊急通信連絡を行う。
 - ② 必要に応じて携帯用無線機を所持した係員を災害地に急派し、本部との通信連絡にあたらせる。
 - ③ 必要に応じて各地点に連絡用電話を架設し、可搬型電話機により通信連絡の確保にあたらせる。
- (4) 列車無線を活用して、連絡、情報の収集に努める。